

岩内町立地適正化計画

TOWN IWANAI HOKKAIDO



令和 7 年 3 月

北海道 岩内町

はじめに

昭和50年をピークに減少を続ける本町の人口は、今後においても税収の減少や病院・店舗など生活サービス施設の減少、地域コミュニティの低下など、まちづくりに様々な影響を及ぼすことが想定されており、今後は、将来にわたり町民が安心して快適に暮らせるよう、地理的特性を生かしたコンパクトで効率的な都市運営が求められております。

そこで、本町の現状や課題を踏まえ、利便性と持続性の高いまちづくりを進めるため、岩内町総合振興計画の基本理念である「健やかなまちづくり」と「目指すべきまちの姿」を実現するための基本目標「持続可能なまちづくり」に紐付く個別計画として「岩内町立地適正化計画」を新たに策定いたしました。

今後は、本計画で新たに定めた居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施策などに基づき、将来人口規模に合わせた居住エリアの適正な配置・誘導や楽しみながら歩いて暮らせるまちづくりの推進、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”を創出することなどにより、まちの魅力向上を図り、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めてまいります。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町民及び関係団体・企業の皆様をはじめ、真摯な審議を重ねていただきましたまちづくり検討会、都市計画審議会の皆様に心より御礼申し上げますとともに、今後もより一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。



令和7年3月

岩内町長 木村 清彦

目 次

1章	立地適正化計画の概要	1
1.	背景と目的	1
2.	計画の位置づけ等	2
2章	岩内町の現況と課題	4
1.	人口・世帯数	4
2.	土地利用等の状況	11
3.	都市機能施設の立地状況	20
4.	交通	30
5.	災害リスク	33
6.	財政	36
7.	都市構造評価	37
8.	主要課題の整理	40
3章	立地適正化計画の基本的な考え方	41
1.	まちづくりの目標	41
2.	目指すべき都市の骨格構造	43
3.	課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）	47
4章	居住誘導区域	50
1.	居住誘導区域の基本的な考え方	50
2.	居住誘導区域設定の考え方	50
3.	居住誘導区域	53
4.	届出制度	54
5章	都市機能誘導区域	55
1.	都市機能誘導区域の基本的な考え方	55
2.	都市機能誘導区域設定の考え方	55
3.	都市機能誘導区域	56
6章	誘導施設	58
1.	誘導施設の基本的な考え方	58
2.	誘導施設の設定	58
3.	届出制度	60
7章	都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策	61
1.	誘導区域における施策	62
2.	その他の施策	65
8章	防災指針	69
1.	災害リスクの把握	69
2.	課題抽出と取組方針	77

9章 計画の評価指標と進行管理..... 81

- 1. 目標値の設定..... 81
- 2. 計画の評価と進行管理 83

資 料 84

- 1. 策定体制..... 84
- 2. 上位・関連計画等の整理 90
- 3. 住民意向の把握..... 95
- 4. 町民ワークショップ102
- 5. 策定経過.....110

1章 立地適正化計画の概要

1. 背景と目的

岩内町は、古くよりニシン漁による港町として栄え、昭和 29 年の大火により市街地の 8 割を焼失しましたが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により、現在の都市形成の基礎が作られました。

都市計画におけるまちづくりにおいては、平成 17 年に、計画期間を令和 6 年度までとした『岩内町都市計画マスタープラン』を策定し、平成 27 年度には見直しを行い、都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところです。

一方、国においては、平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法」を一部改正して立地適正化計画制度を創設しました。

この制度は、これまでの都市計画に加え、都市の拠点に医療・商業・福祉などの都市機能を誘導し、その周辺に居住を誘導することと、それと連携した移動手段の充実等によって、将来の人口減少・高齢化社会に対応した持続可能でコンパクトな都市づくりを進めるためのものであり、市町村が「立地適正化計画」を策定できることとしています。

岩内町においては、道内の自治体と比較して、既にある程度の高い人口集積と都市機能の集約によるコンパクトな都市空間が形成されている区域があります。

しかしながら、更なる人口減少・少子高齢化社会の進展、空き家や低未利用地等の増加に伴う低密度化による都市機能の低下、自然災害への対応、社会保障費の増加、公共施設の維持更新費用の増大等、まちづくりにおける様々な課題を抱えています。

人口減少に伴い都市の低密度化¹が進めば、生活サービス施設が減少して都市の魅力が低下し、これにより更に人口が減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。

以上を踏まえ、このような状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするために、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが重要となっています。

『岩内町立地適正化計画（以下、本計画）』は、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向けた方針や施策を定めることを目的として策定するものです。

また、同時期に見直しを行う『岩内町都市計画マスタープラン』は、約 20 年先を見据えたまちづくりの方向性を示していくものであり、両計画は相互に連携しながら、一体的に取り組みます。

（参考）コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクトシティ 生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積



ネットワーク まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築

- 生活利便性の持続・向上
 - 持続可能な都市経営
 - 脱炭素化に向けた都市構造
- 等の実現を目指します。

¹ 都市の低密度化：人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象

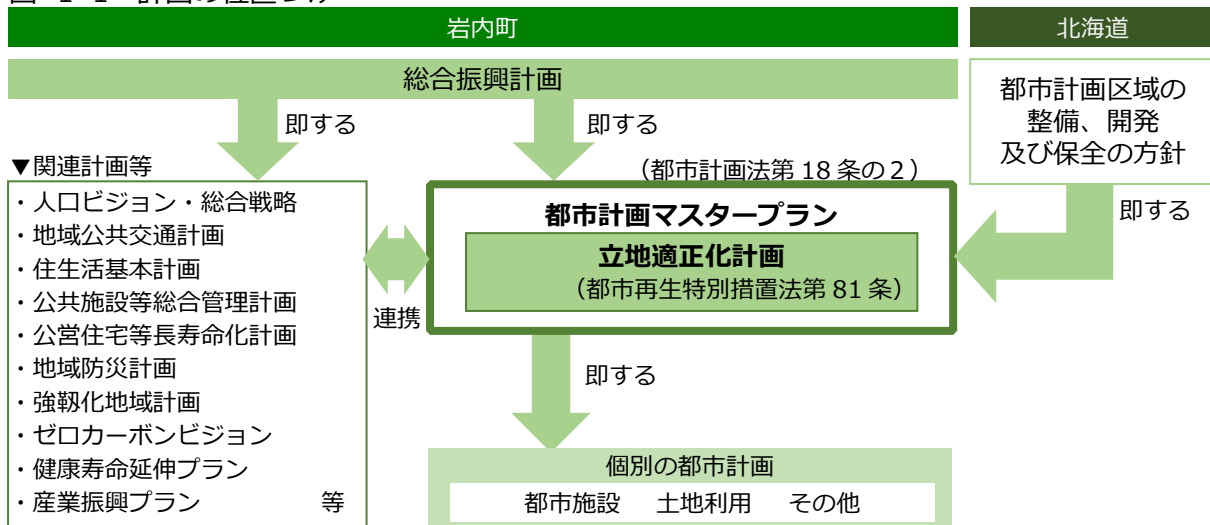
2. 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定め、『岩内町都市計画マスタープラン』の一部とみなします（都市再生特別措置法第 82 条）。

よって、『岩内町都市計画マスタープラン』と同様、『岩内町総合振興計画』及び北海道の『岩内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に即する都市づくりに係る部門別計画として位置づけられます。

図 1-1 計画の位置づけ



なお、2015（平成 27）年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」は、途上国から先進国まで、全世界、全地域共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、産学官民、全セクター、住民一人ひとりが主役となり達成に向けて行動することが求められています。

本計画においても、S D G s の理念と合致する施策を一体的に推進します。



(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度から26年度とします。

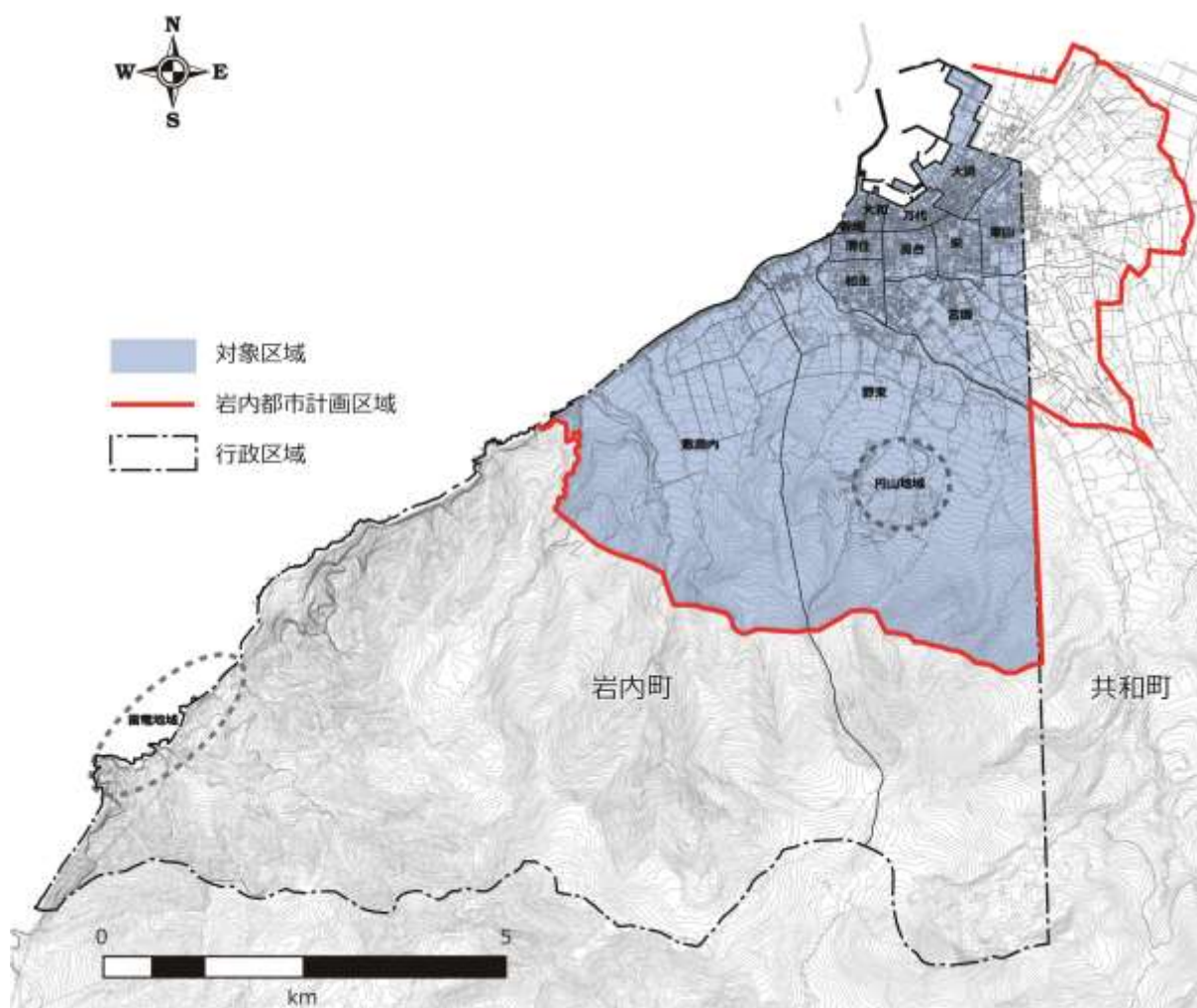
なお、概ね５年ごとに進捗状況を調査し、進捗評価を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 対象区域

対象範囲は、行政区域のうち、岩内都市計画区域*内とします。

※岩内都市計画区域：岩内町・共和町にわたる都市計画区域、都市計画区域全体で約3,352ha、うち岩内町は約2,606ha

図 1-2 計画の対象範囲



2章 岩内町の現況と課題

1. 人口・世帯数

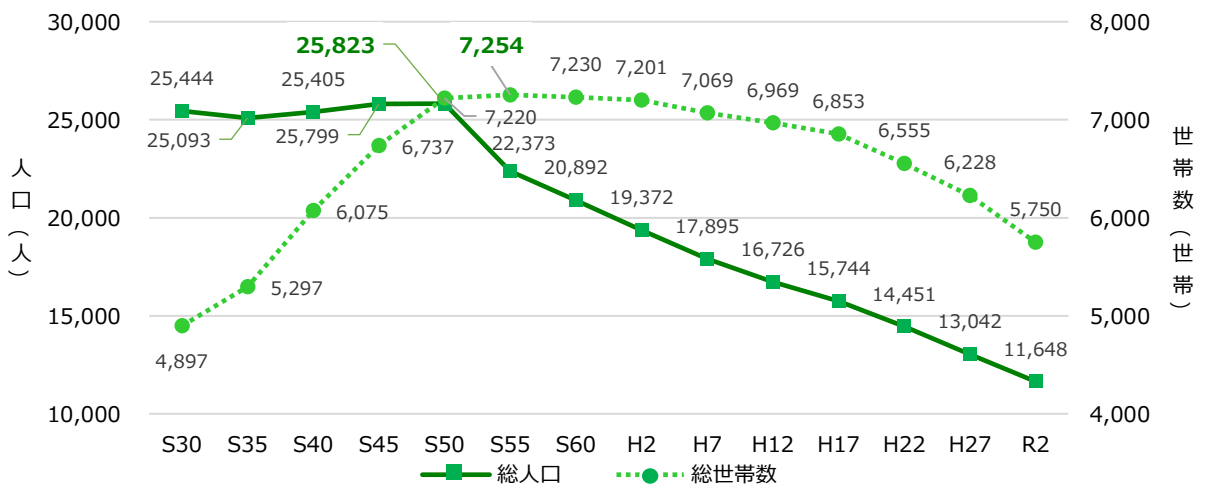
(1) 人口、世帯数の推移

岩内町の人口は、昭和 50 年に 25,823 人をピークに、令和 2 年には 11,648 人とピーク時の 45.1%まで減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の人口推計では、令和 27 年の推計値は 6,182 人で、昭和 50 年のピーク時の 23.9%、令和 2 年の 53.1%まで減少します。

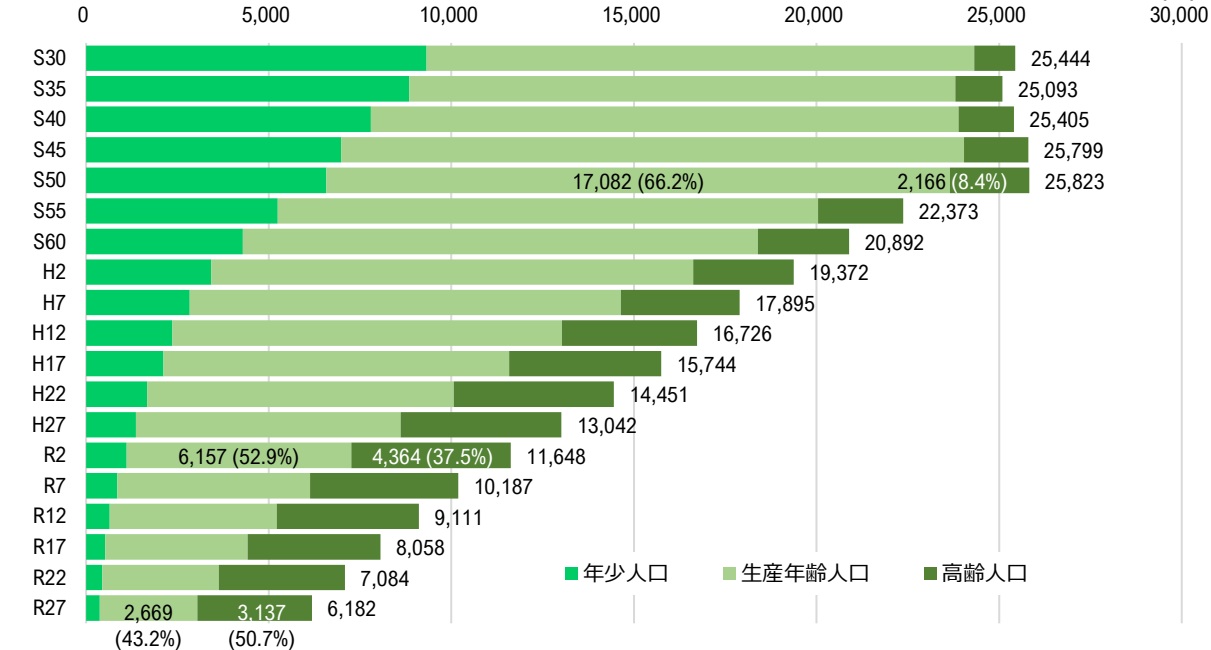
世帯数は、昭和 55 年に 7,254 世帯をピークに、令和 2 年には 5,750 世帯とピーク時の 79.3%まで減少しています。

図 2-1 総人口・総世帯数の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

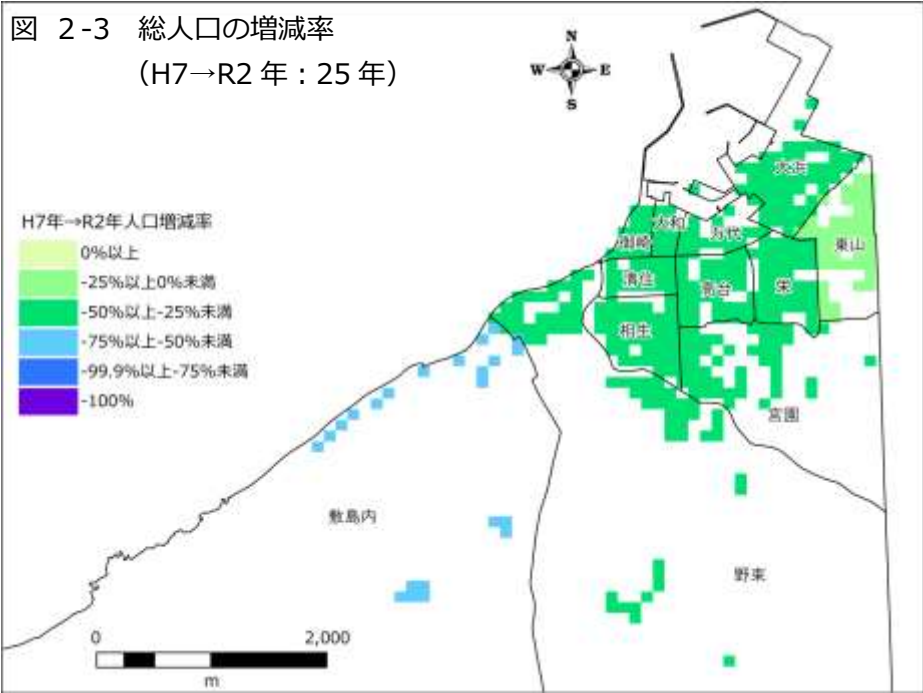
図 2-2 年齢別人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

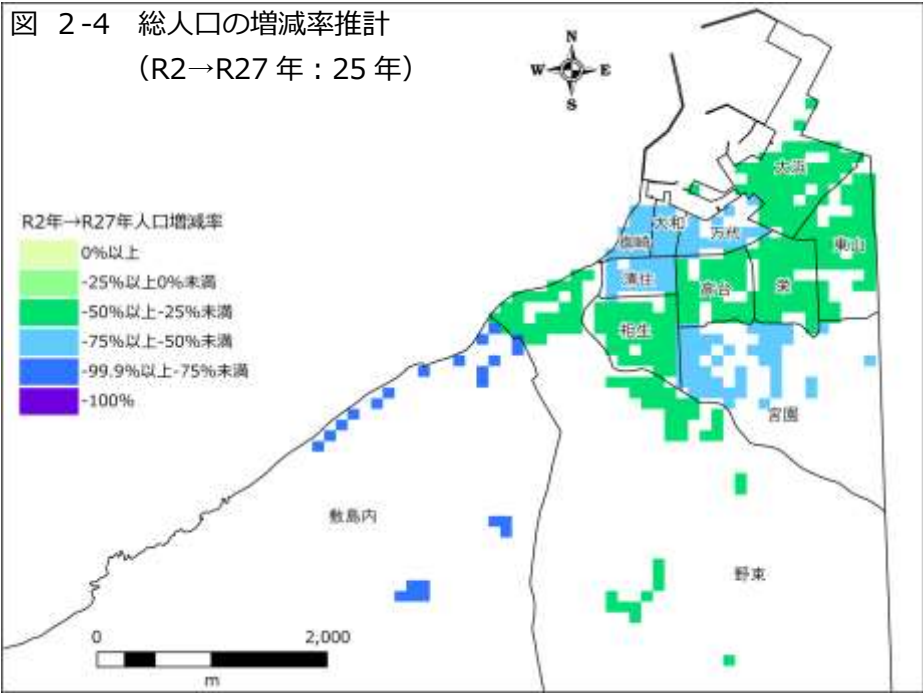
平成7年から令和2年までの25年間では、全ての地域で人口減少しています。
減少率は、敷島内が-65.2%で最も高く、東山は-16.1%で最も低くなっています。
令和2年から令和27年までの25年間においても、全ての地域で人口が減少する見込みであり、万代・大和・御崎・清住・宮園・敷島内は、今後、人口が更に半数以下となり、大量の空き家・空き地が発生する可能性があります。

図 2-3 総人口の増減率
(H7→R2年：25年)



	東山	大浜	万代	栄	高台	大和	御崎	清住	相生	宮園	野東	敷島内	全体
人口(H7)	1,915	2,100	963	2,057	1,338	635	611	1,005	2,380	2,472	1,994	425	17,895
人口(R2)	1,606	1,420	545	1,295	836	399	348	582	1,410	1,676	1,383	148	11,648
増減率(H7～R2)	-16.1%	-32.4%	-43.4%	-37.0%	-37.5%	-37.2%	-43.0%	-42.1%	-40.8%	-32.2%	-30.6%	-65.2%	-34.9%

図 2-4 総人口の増減率推計
(R2→R27年：25年)



	東山	大浜	万代	栄	高台	大和	御崎	清住	相生	宮園	野東	敷島内	全体
人口(R2)	1,606	1,420	545	1,295	836	399	348	582	1,410	1,676	1,383	148	11,648
人口(R27)	890	1,009	228	709	455	168	111	232	938	691	717	36	6,184
増減率(R2～R27)	-44.6%	-28.9%	-58.2%	-45.3%	-45.6%	-57.9%	-68.1%	-60.1%	-33.5%	-58.8%	-48.2%	-75.7%	-46.9%

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集したものであり、R27 の総数が社人研推計値と異なる

(2) 人口密度

令和2年と令和27年のメッシュ人口密度を比較すると、令和27年には30人以上のメッシュがなくなっており、現在の市街地規模の場合、更なる低密度化が予測されます。

図 2-5 令和2年 100m メッシュ人口密度

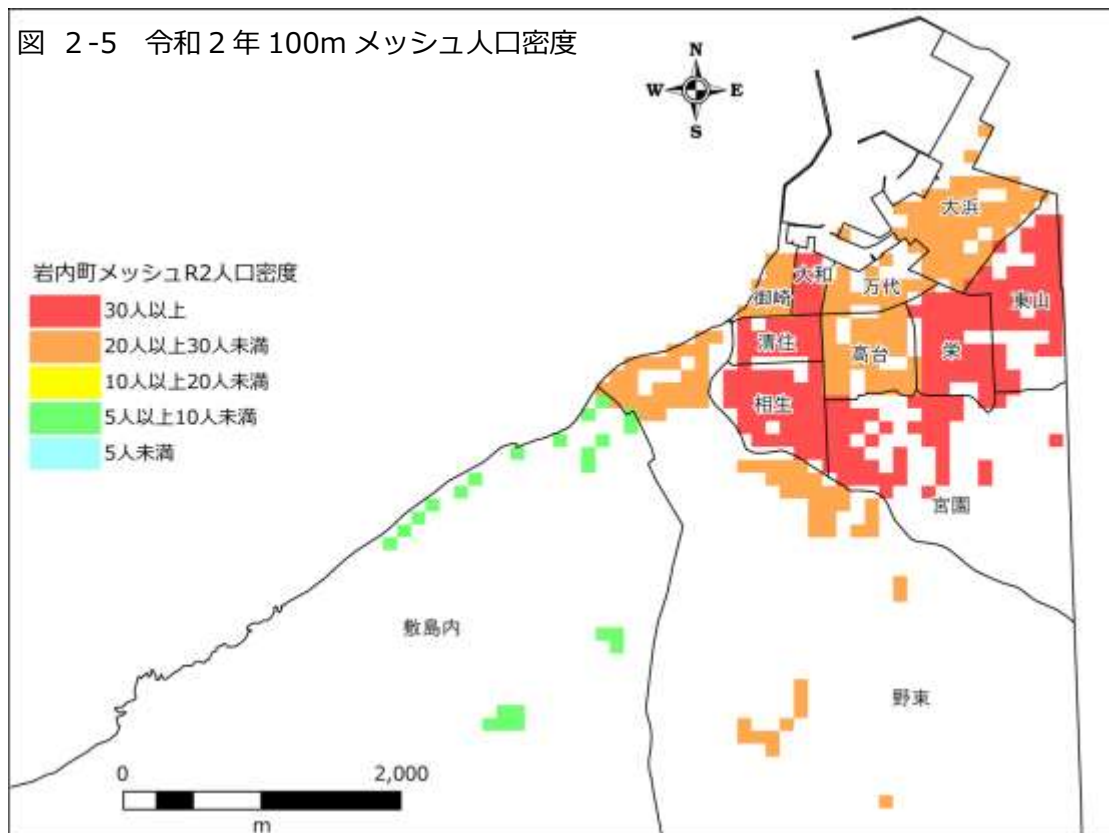
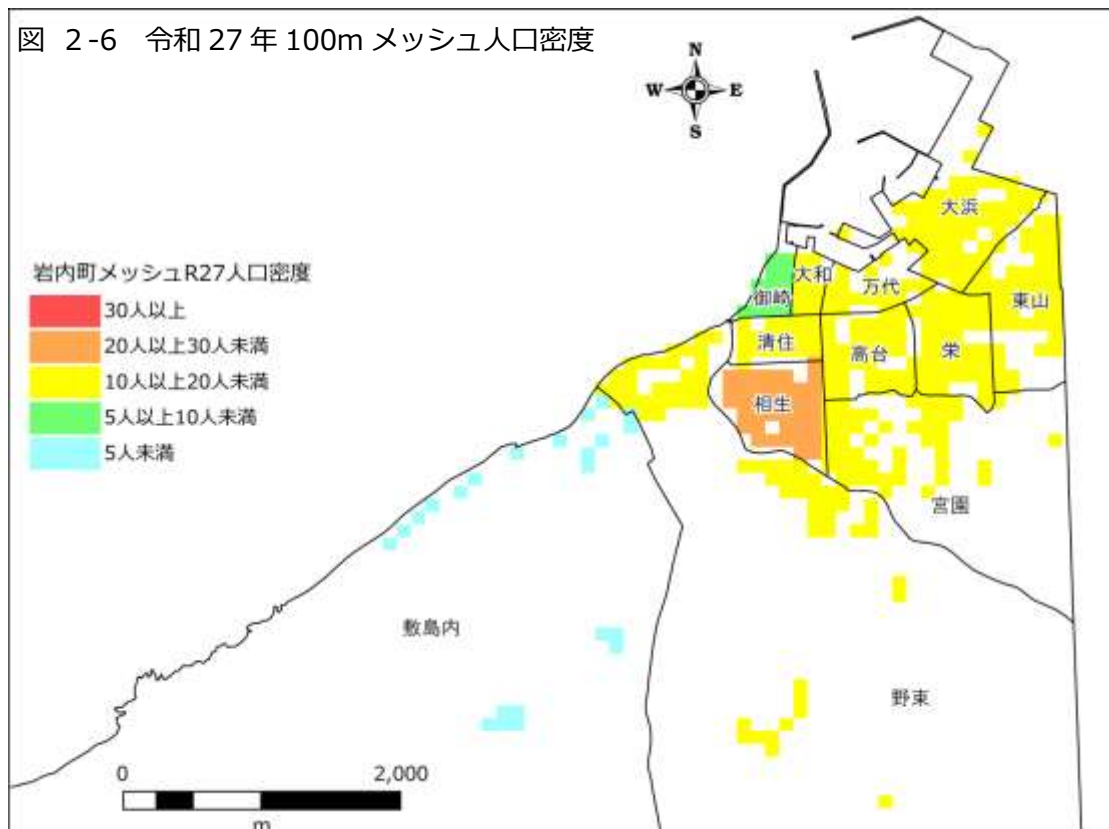


図 2-6 令和27年 100m メッシュ人口密度



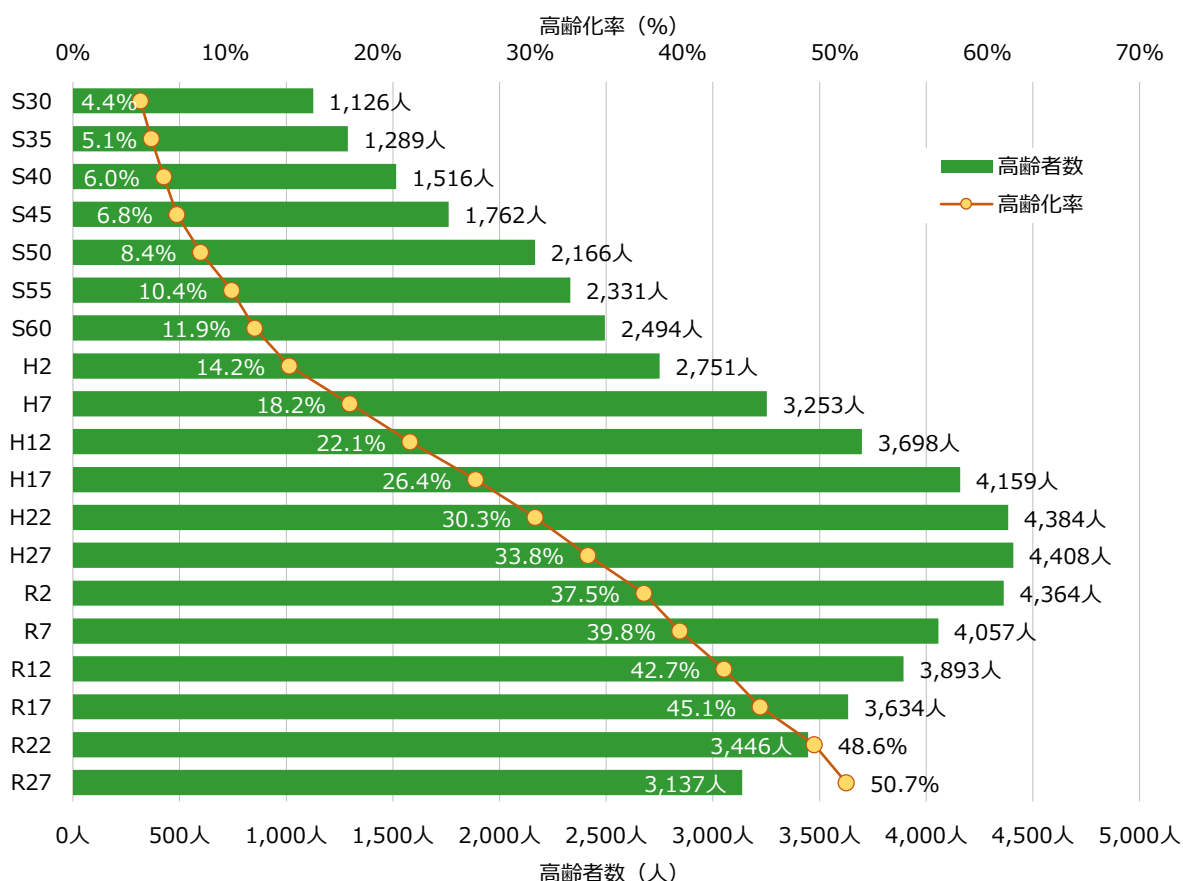
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集

(3) 高齢者と高齢化率

高齢化率（65歳以上）は、昭和50年の8.4%に対し、令和2年37.5%、令和27年50.7%（社人研推計）と上昇します。

一方、高齢者数（65歳以上）は平成27年の4,408人をピークに、令和27年には3,137人とピーク時の71%まで減少します。

図 2-7 高齢者数と高齢化率の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

地域別の高齢化率をみると、令和2年は全ての地域が30～50%未満ですが、令和27年は東山・大浜・高台・相生以外で、高齢化率が50%以上となっています。

図 2-8 令和2年高齢人口率

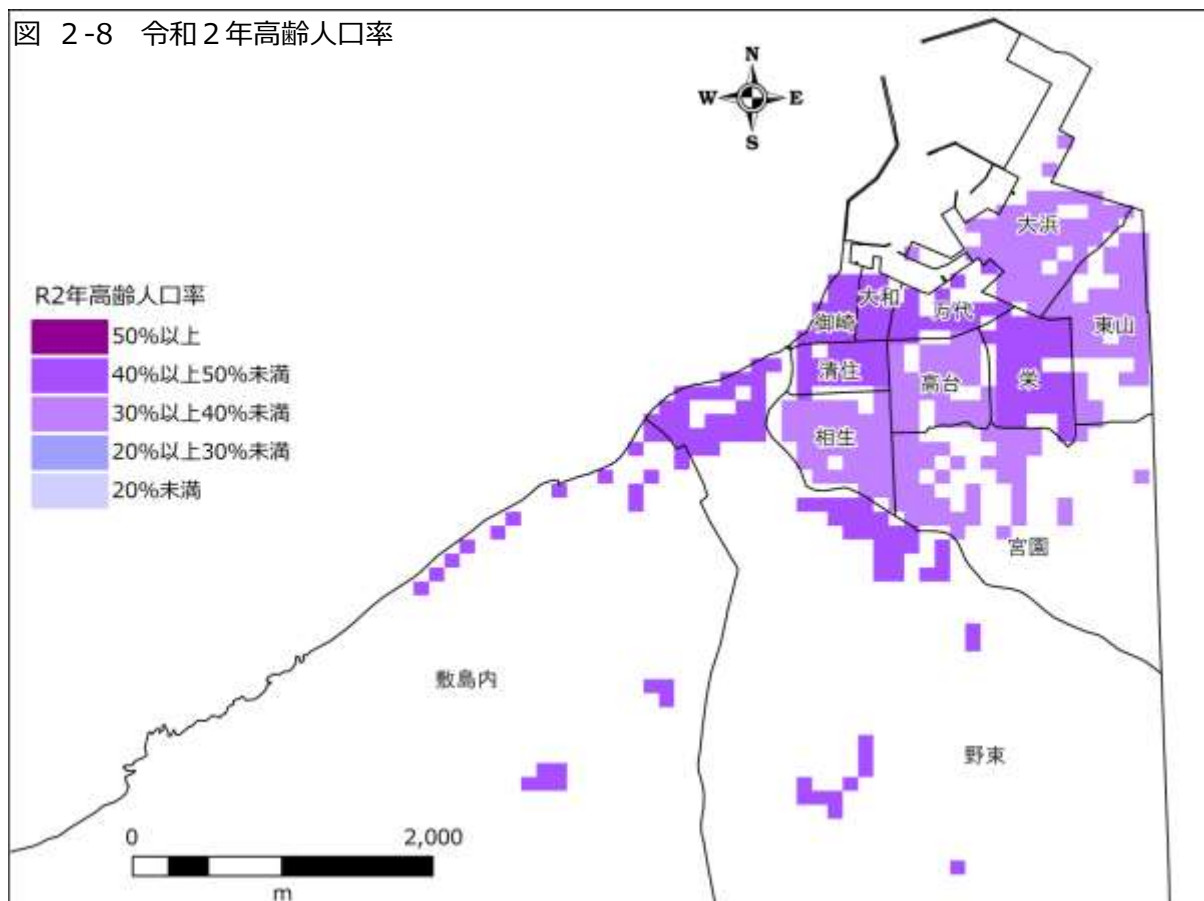
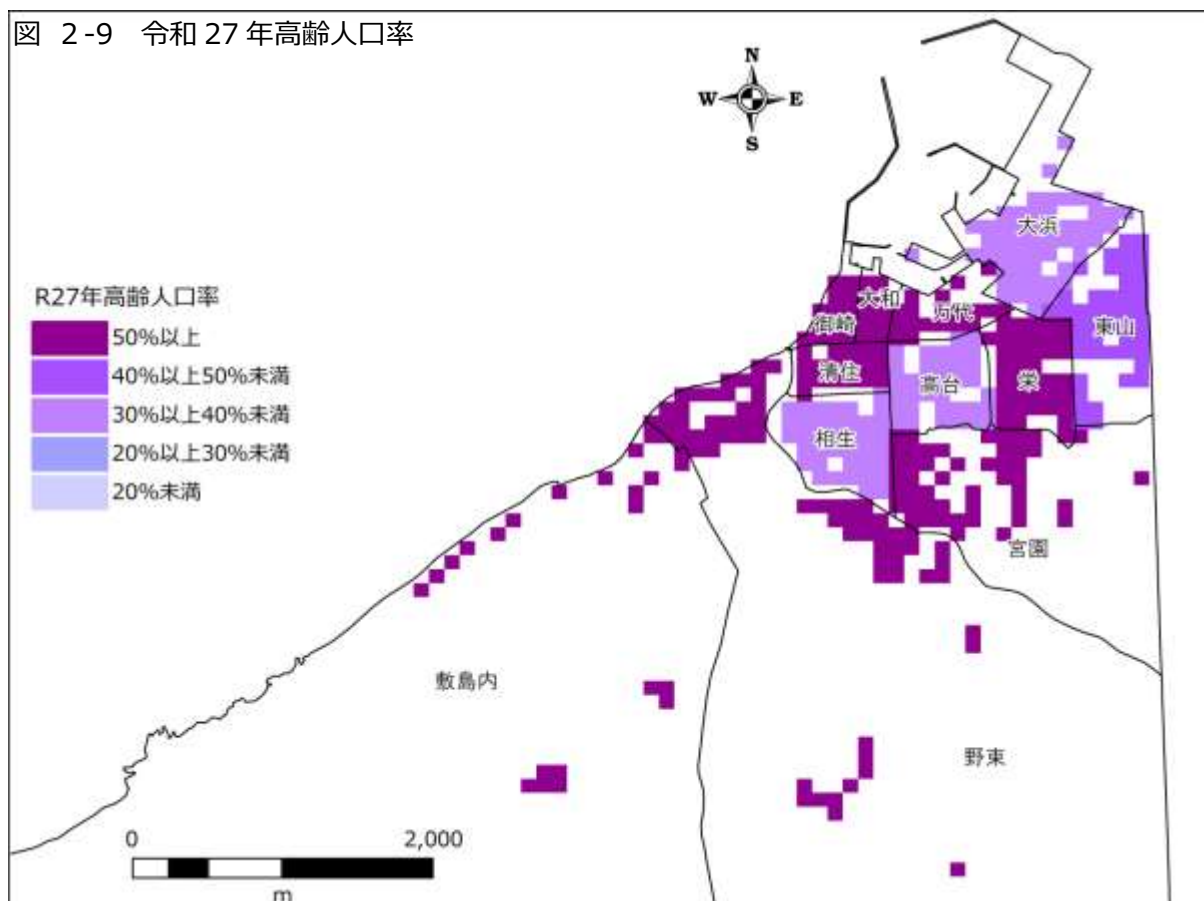


図 2-9 令和27年高齢人口率



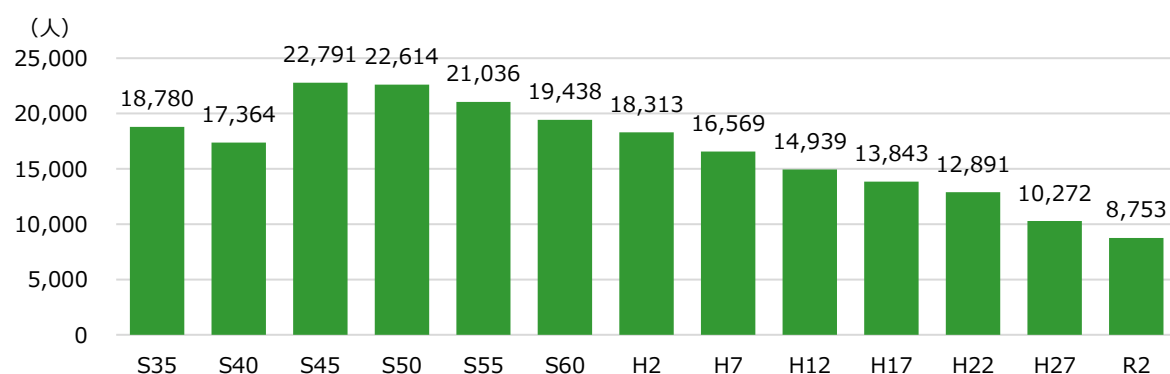
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集

(4) 人口集中地区 (DID)

岩内町の人口集中地区 (DID)²の人口は、昭和45年の22,791人をピークに減少し、令和2年は8,753人となっています。

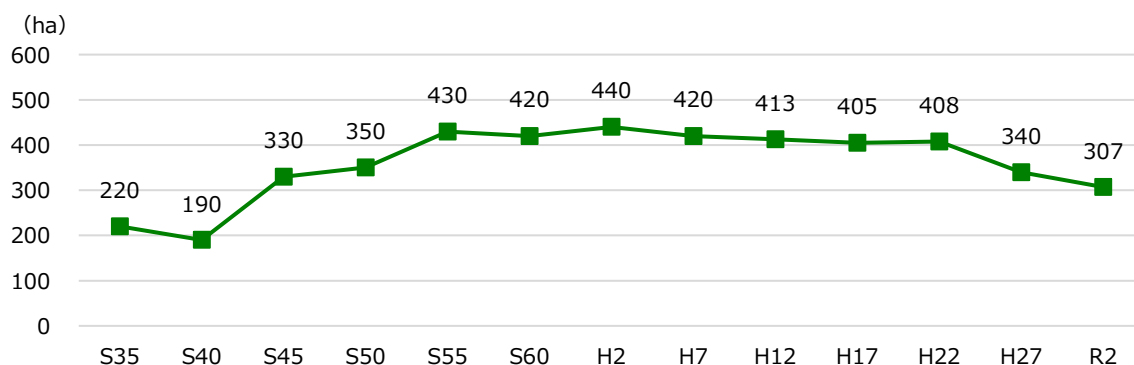
DIDは、昭和40年が190haで面積が最小でありながら、人口密度は91.4人/haと最大となっています。また、平成2年が440haで面積が最大となる一方で、人口密度は41.6人/haに減少しました。令和2年が307haで面積は縮小しましたが、人口減少も進んでいることから、人口密度は28.5人/haと最少になっています。

図 2-10 DID 人口の推移



資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-11 DID 面積の推移



資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

² 人口集中地区 (DID=Densely Inhabited Districts)：

国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

図 2-12 DID 人口密度の推移

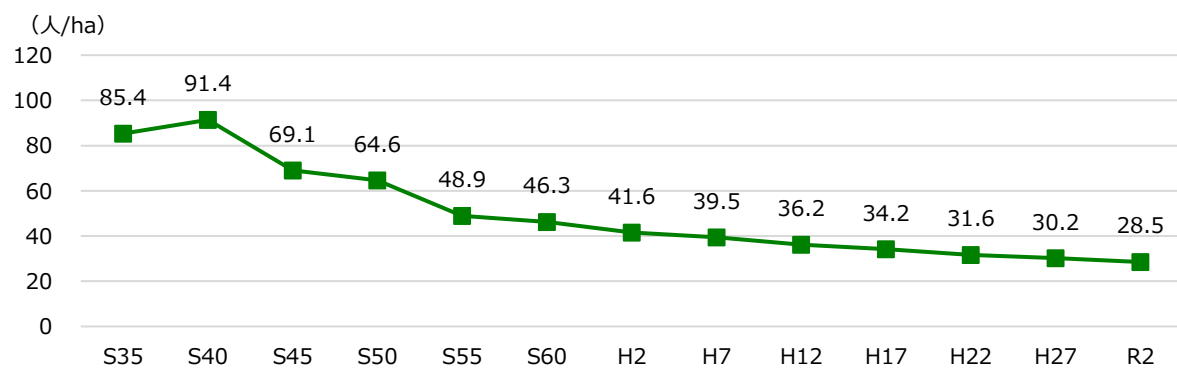
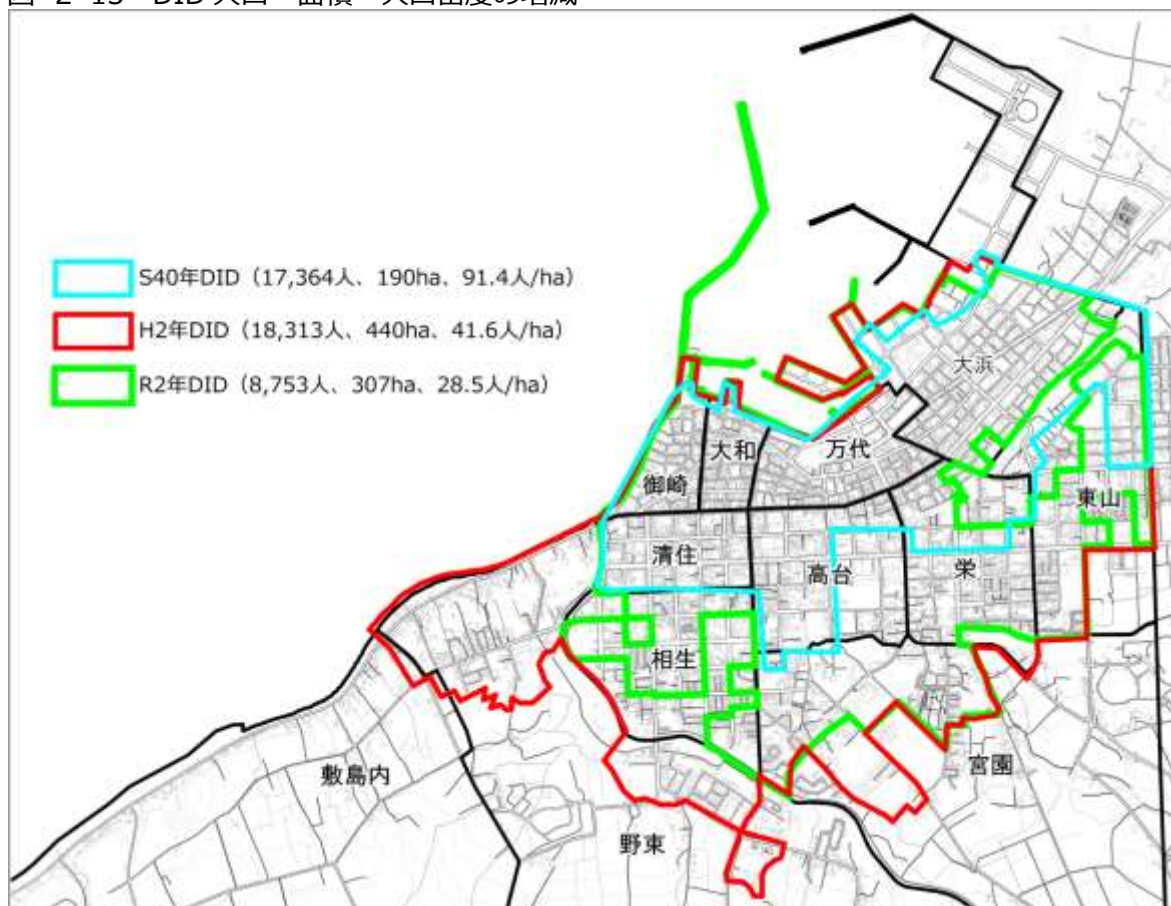


図 2-13 DID 人口・面積・人口密度の増減



資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

2. 土地利用等の状況

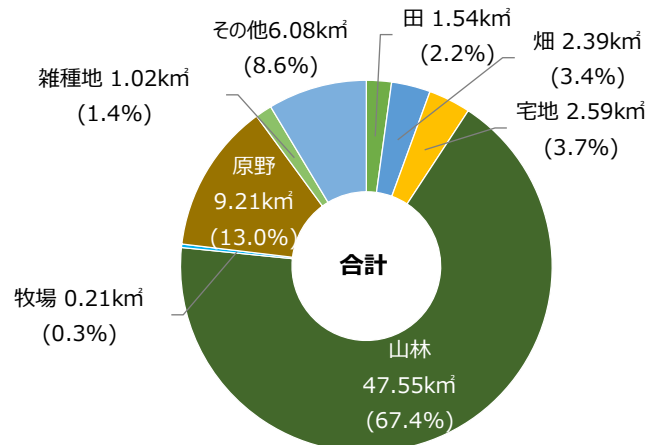
(1) 土地利用の現況

土地利用の現況は、総面積の 70.6 km²のうち、山林が47.55 km²と全体の67.4%、次いで原野が9.21 km² (13.0%) です。また、宅地は 2.59 km²で全体の 3.7%となっています。

用途地域外の都市地域は、大半が農業地域及び森林地域です。

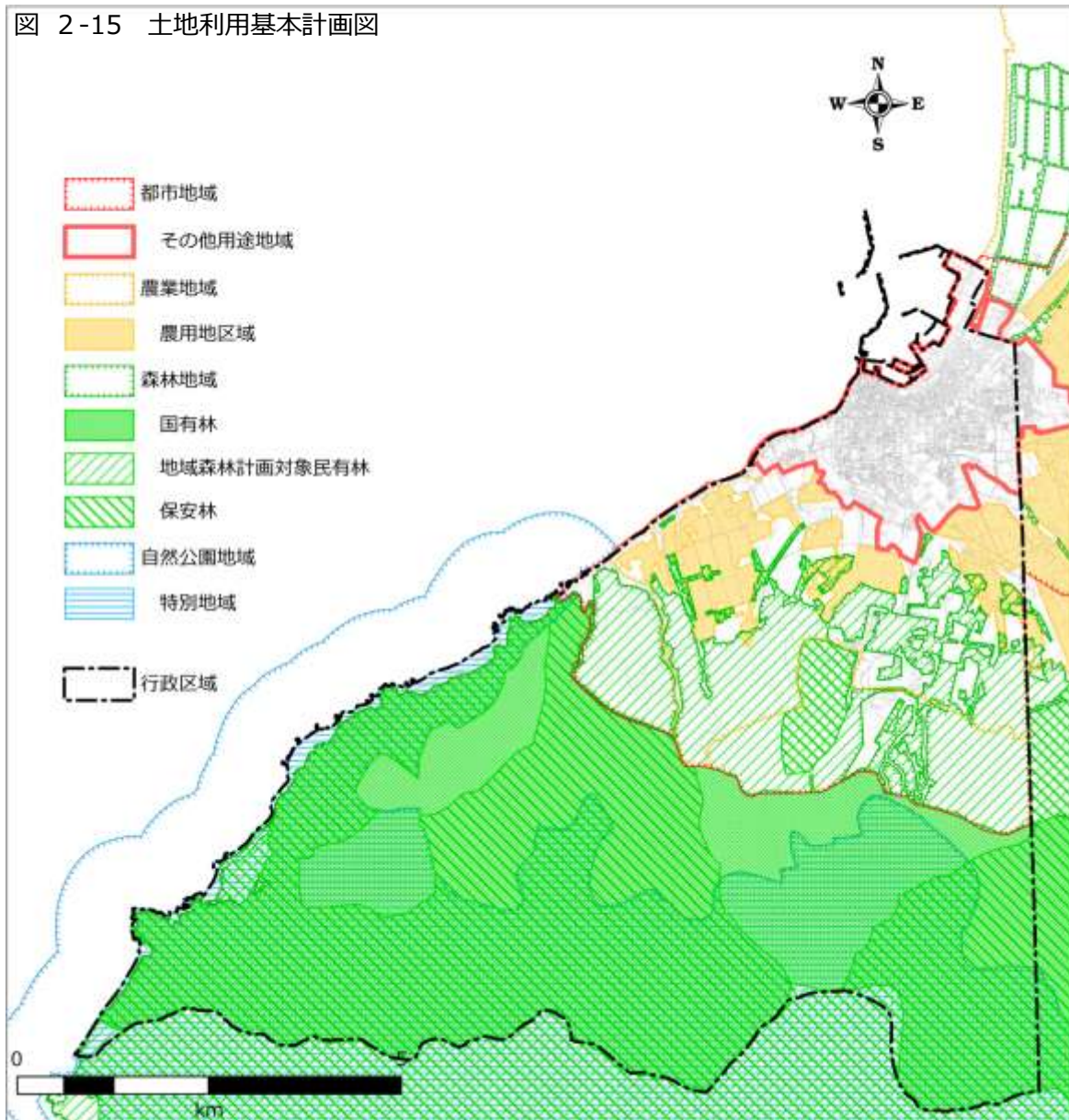
都市地域外は、海岸沿いを除くと全て国有林であり、海岸及び南部は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の自然公園地域となっています。

図 2-14 地目別土地利用面積の割合



資料：令和 5 年北海道統計書

図 2-15 土地利用基本計画図



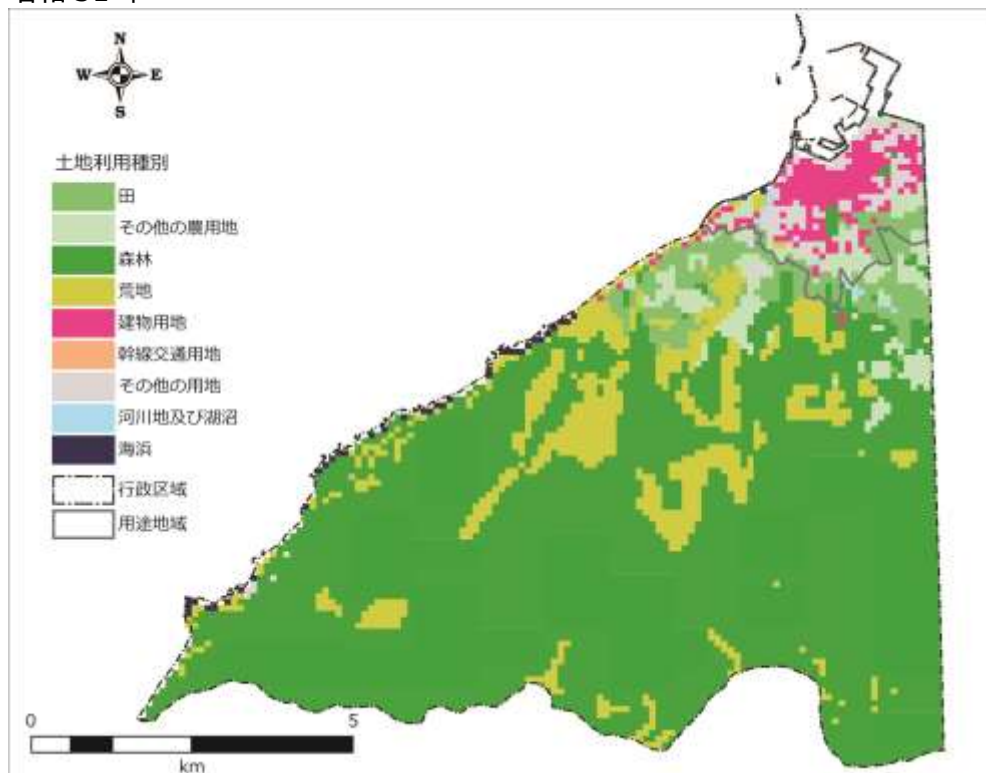
資料：国土数値情報（北海道土地利用基本計画図 令和 6 年 2 月 26 日現在）

(2) 土地利用の変化

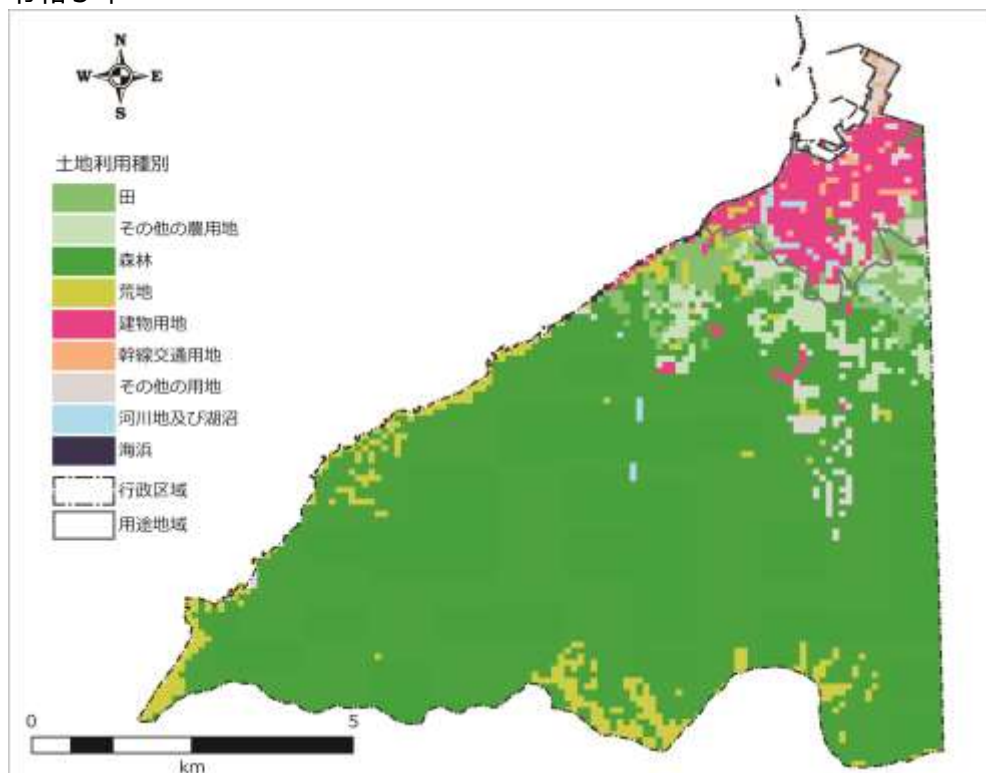
昭和 51 年と令和 3 年の土地利用現況は、人口は 1 万人以上減少しているにもかかわらず、建物用地面積が拡大しており、郊外へ市街地が拡大したことが伺えます。

図 2-16 土地利用現況の変化

昭和 51 年



令和 3 年



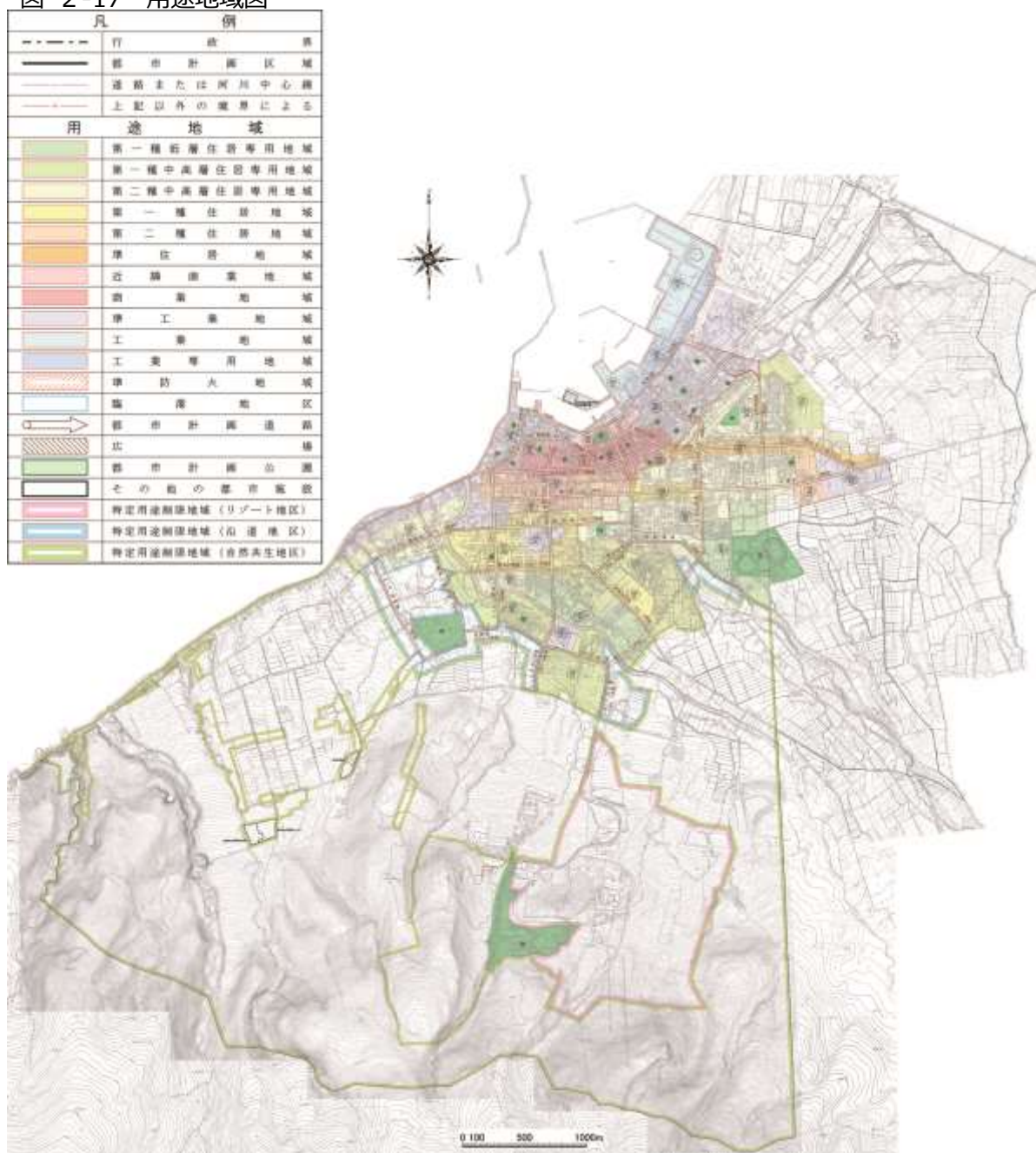
資料：国土数値情報（国土地理院「数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）」「電子地形図（タイル）」）

(3) 用途地域

町内で適用されている用途地域は 11 種類になります。商業系が近隣商業地域・商業地域、工業系が準工業地域・工業地域・工業専用地域、住居系が第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域となっています。

- ・商業系：国道 229 号及び道道岩内港線を軸に商業地域、周辺の一部を近隣商業地域に指定
- ・工業系：臨港地区（後述）は工業専用地域、工業地域及び準工業地域に指定、港湾背後の御崎・大和・万代・大浜地区、西部海岸沿いの野束地区等は準工業地域に指定
- ・住居系：商業系及び工業系用途地域以外の地域

図 2-17 用途地域図



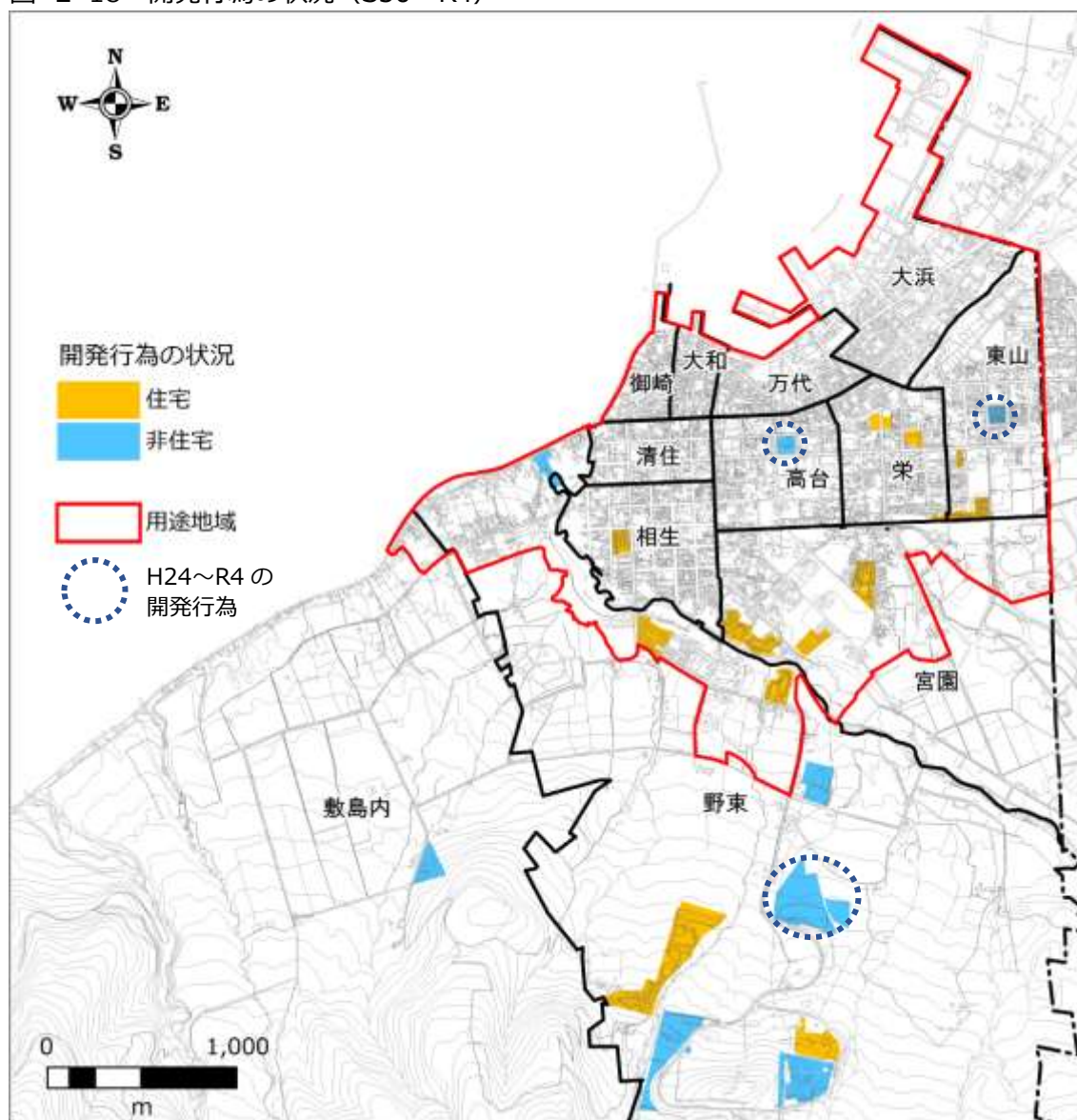
資料：岩内町調べ

（４）開発行為の状況

開発行為の状況を見ると、多くは用途地域内の縁辺部の住宅地及び用途地域外のリゾート地である円山地区（野東南部）となっています。

直近 10 年間（H24～R4）では、非住宅で 3 件の開発行為がありましたが、全て公共に関する事業であり、大きな開発行為はありません。

図 2-18 開発行為の状況 (S50~R4)



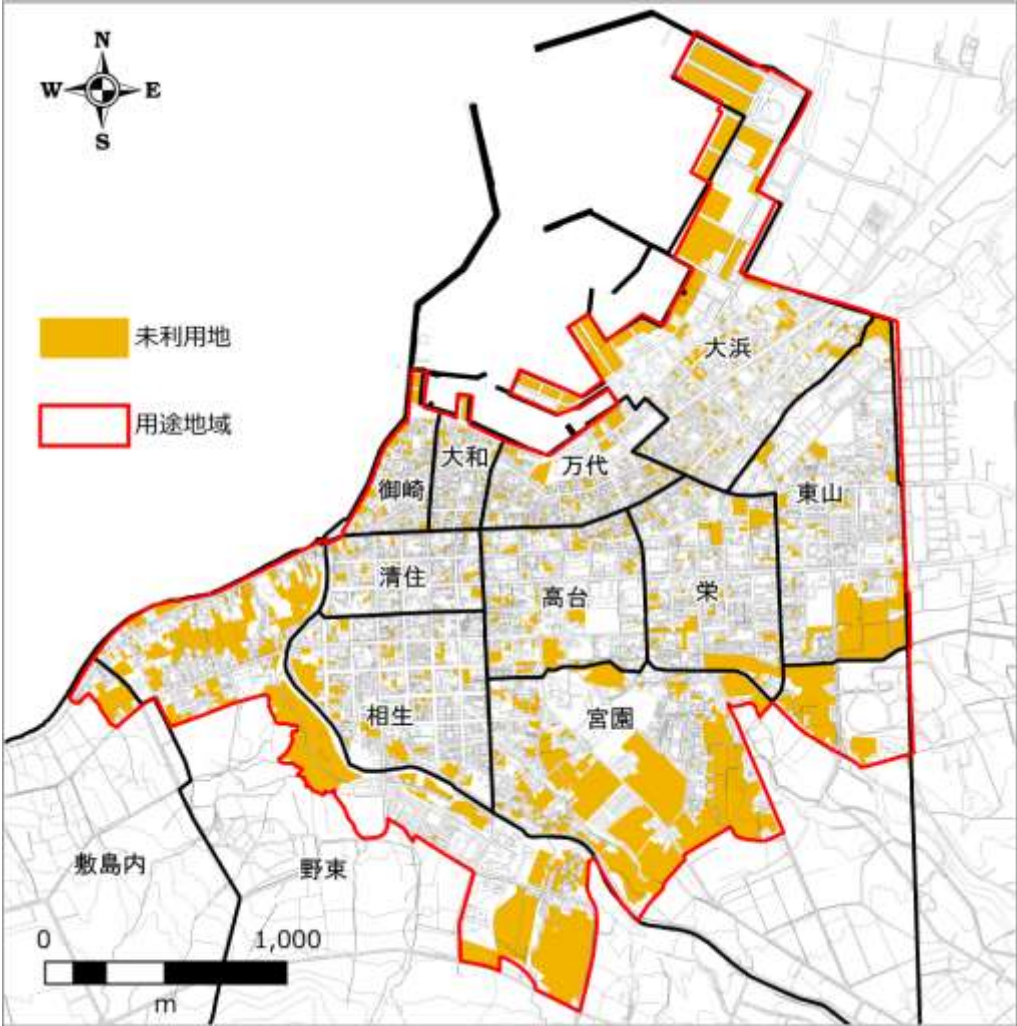
資料：岩内町調べ

(5) 低未利用地の状況

用途地域内の低未利用地の内訳は、宅地が約 58ha、農地が約 44ha、原野が約 31ha であり、合わせて約 133ha となっています。低未利用地は、用途地域（約 569ha）の約 2 割を占めています。

市街地内は、小規模な低未利用地が点在している一方で、用途地域内の縁辺部は、大規模な未利用地があります。

図 2-19 低未利用地の状況



資料：令和 2 年岩内町都市計画基礎調査

表 2-1 低未利用地の状況（単位：㎡）

区分	面積
宅地	576,372
青空駐車場	70,870
農地	443,052
原野	307,734
合計	1,327,158

※低未利用地は都市計画基礎調査の土地利用現況細分類の以下と
している。

宅地：未利用宅地、資材置場、臨港地区内未利用地

青空駐車場：青空駐車場

農地：未整備農地、整備済み農地

原野：未利用原野

資料：令和 2 年岩内町都市計画基礎調査

まちの中心部には、道の駅やタラ丸市場といった観光施設、岩内バスターミナル、文化センター等が立地し、周辺には商店・飲食店が多く立地していますが、小規模な未利用地が多く点在している状況です。

また、観光拠点である道の駅は、平成4年の建築から30年を超え、老朽化が進む中で、延べ床面積が約144㎡と狭く売場面積に限りがあること、道の駅・トイレ・駐車場が分散して配置されており、利用者の利便性が低いことが長年の課題となっているほか、民間所有施設である岩内バスターミナルは、昭和62年の建築から約40年が経過し、バス利用促進に向けた利便性の向上が必要となっています。

一方で、文化センターは平成元年、木田金次郎美術館は平成6年に建築され、今後も長期的な活用が見込まれます。

以上のことから、低未利用地や既存施設を活用しながら、町民・観光客双方の利便性向上に資する都市機能の集約・再編が求められている状況です。

図 2-20 低未利用地の状況（中心部拡大）



資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

(6) 空き家の状況

町内で実施した空き家調査では、空き家が平成27年度の416件から、令和3年度では454件と増加しています。

表 2-2 空き家の状況 (単位：件)

	空き家総数	賃貸用の空き家	売却用の空き家	その他の空き家
H27年度	416	7	9	400
R3年度	454	8	5	441
増減	38	1	-4	41

資料：岩内町調べ

(7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財は、町の歴史を知る上で欠くことができないものであり、こうした財産を開発や宅地化から保護していくため、町内において確認されている埋蔵文化財包蔵地が、下図のとおり公表されています。

図 2-21 埋蔵文化財包蔵地の状況



資料：北海道埋蔵文化財包蔵地（GIS データ）

(8) 下水道

町内の下水道については、公共下水道として都市計画決定され、604.8ha を全体計画区域と位置づけています。

全体計画区域面積に対しての整備率は 47.6%であり、水洗化人口（便所のみ）は、41.5%となっています。

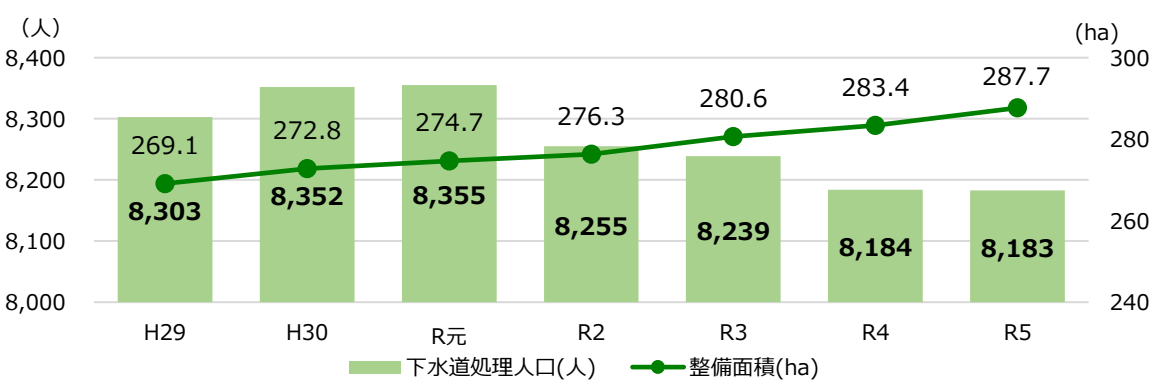
下水道整備面積は増加していますが、下水道処理人口は令和元年度以降減少傾向であり、下水道処理人口当たりの整備面積は増加傾向です。

表 2-3 下水道の整備状況

		整備率・普及率
全体計画区域面積 (ha)	604.8	—
整備面積 (ha)	288	47.6%
行政区域人口 (人)	10,986	—
汚水処理人口 (人)	8,459	77.0%
下水道処理人口 (人) (汚水処理人口-合併浄化槽人口)	8,183	74.5%
水洗化人口 (排水・便所問わず) (人)	5,589	50.9%
水洗化人口 (便所のみ) (人)	4,562	41.5%

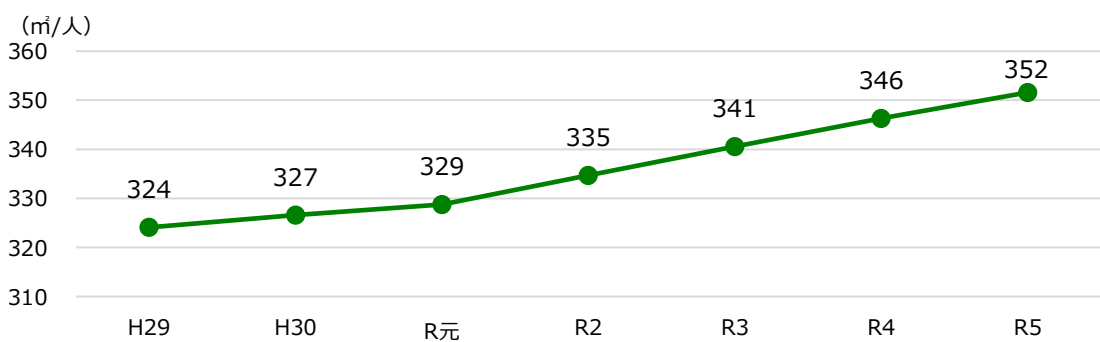
資料：岩内町調べ (令和5年度末)

図 2-22 下水道処理人口と下水道整備面積



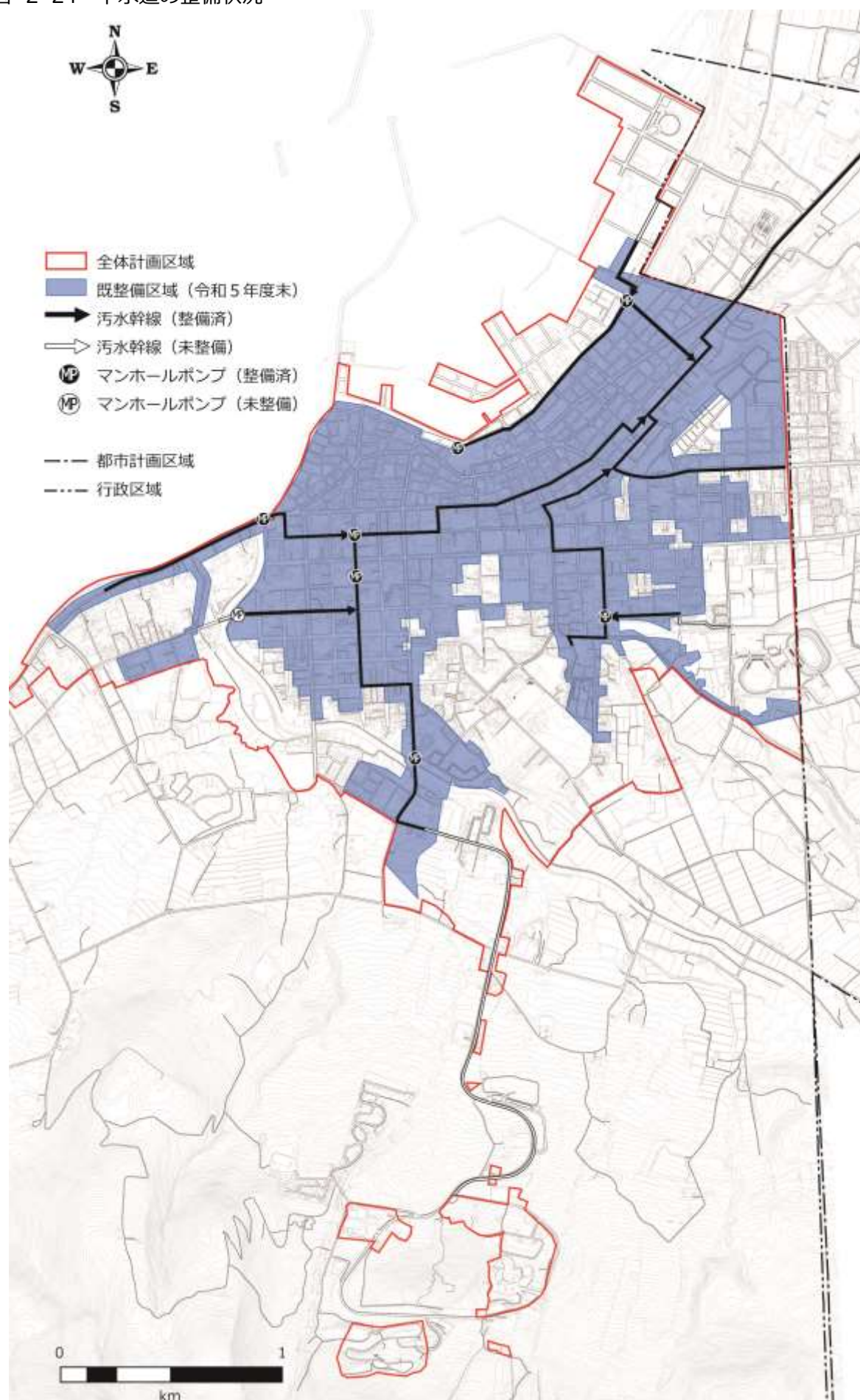
資料：岩内町調べ

図 2-23 下水道整備面積/下水道処理人口(m²/人)



資料：岩内町調べ

図 2-24 下水道の整備状況



3. 都市機能施設の立地状況

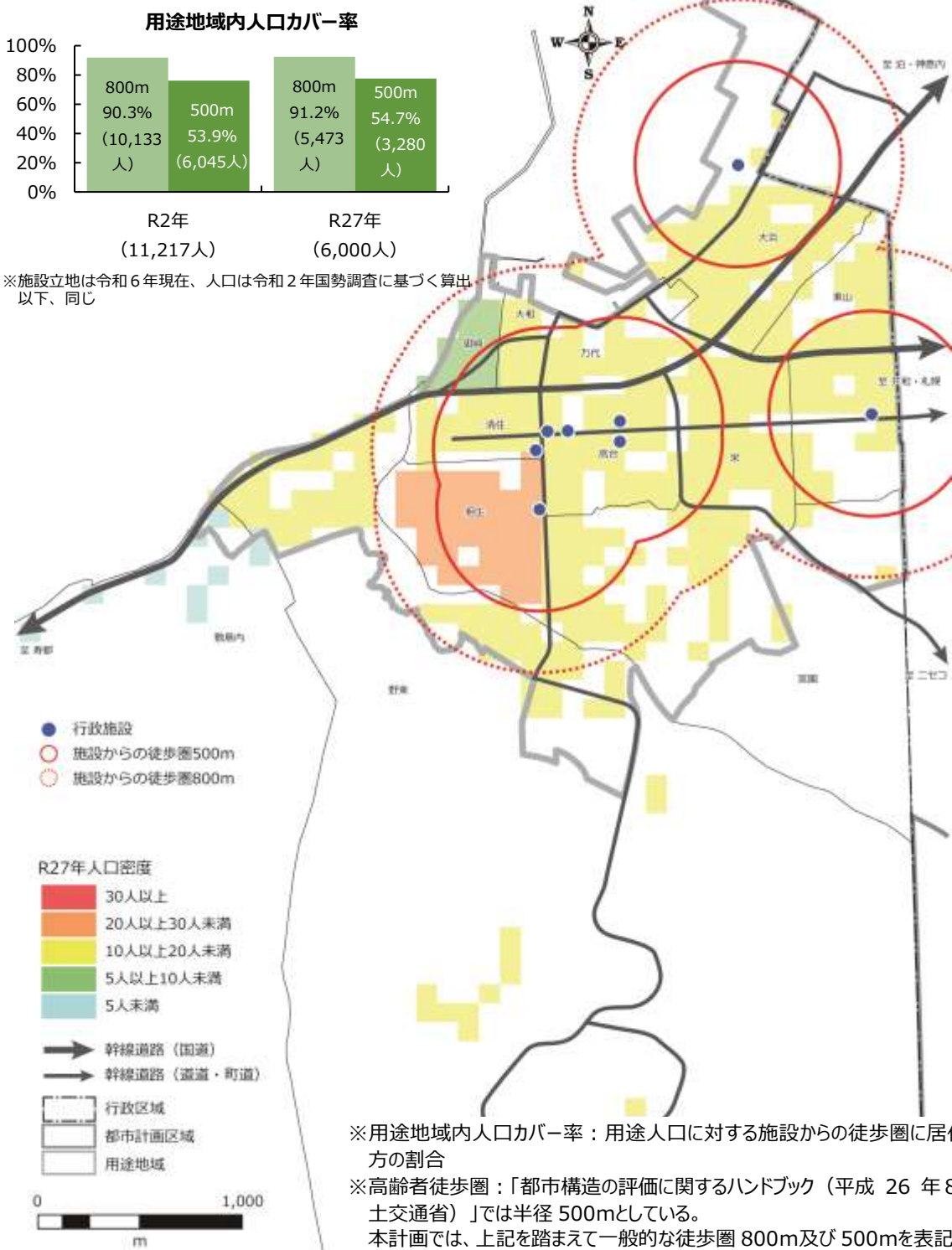
(1) 都市機能施設別立地状況

①行政施設

令和 6 年現在、行政施設はほぼ高台に立地しています。

令和 2 年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏 (500m 圏) 人口カバー率※は 53.9%、令和 27 年は 54.7%と 0.8 ポイント増加します。施設からの徒歩圏※ (800m 圏) は令和 2 年で 90.3%、令和 27 年は 91.2%と 0.9 ポイント増加します。

図 2-25 行政施設の立地状況と徒歩圏

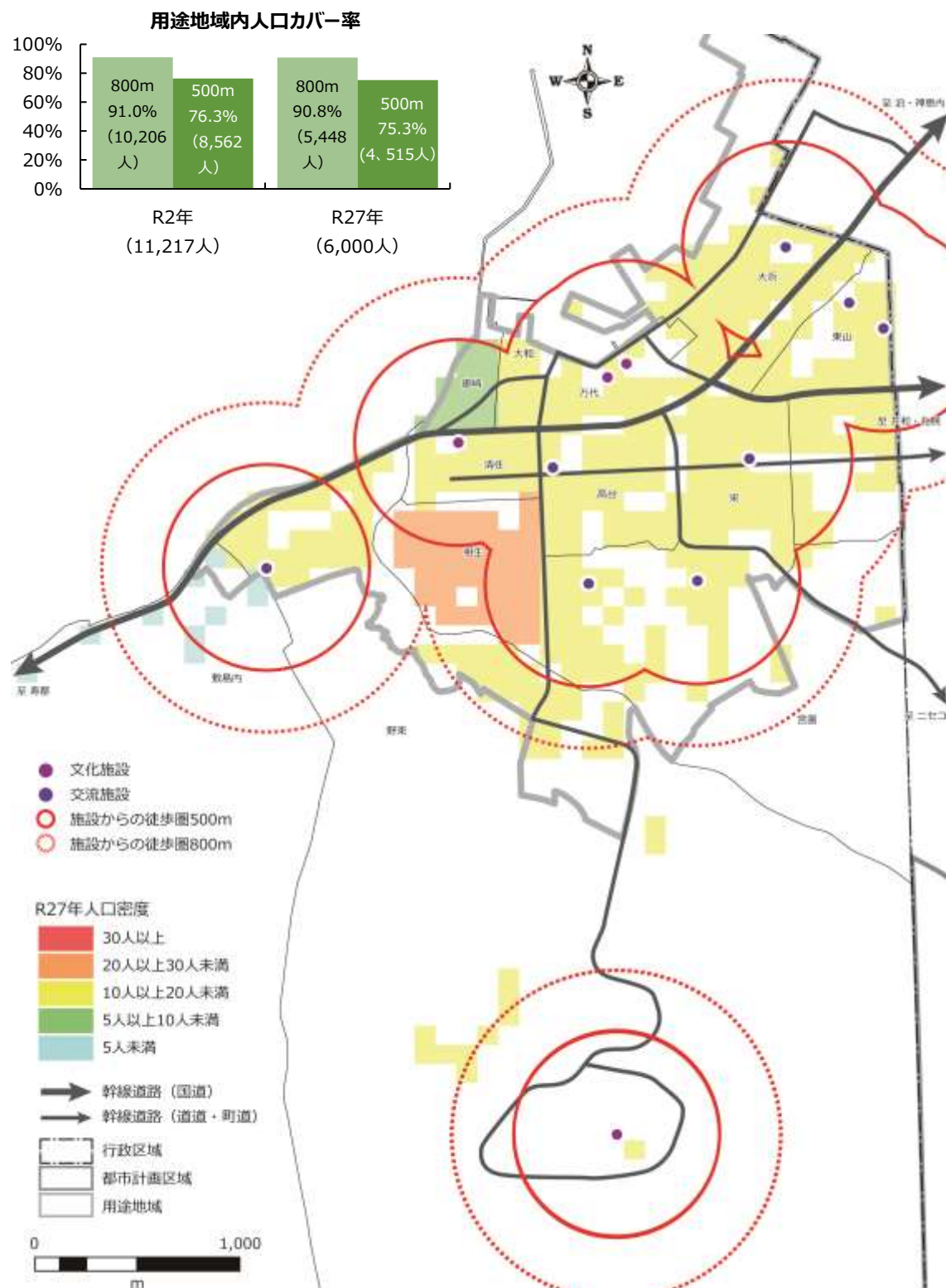


②文化・交流施設

令和6年現在、文化・交流施設は広範囲に立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は76.3%、令和27年は75.3%と1.0ポイント減少します。施設からの徒歩圏（800m圏）は令和2年で91.0%、令和27年は90.8%であり、ほぼ横ばいで人口の大半をカバーします。

図 2-26 文化・交流施設の立地状況と徒歩圏

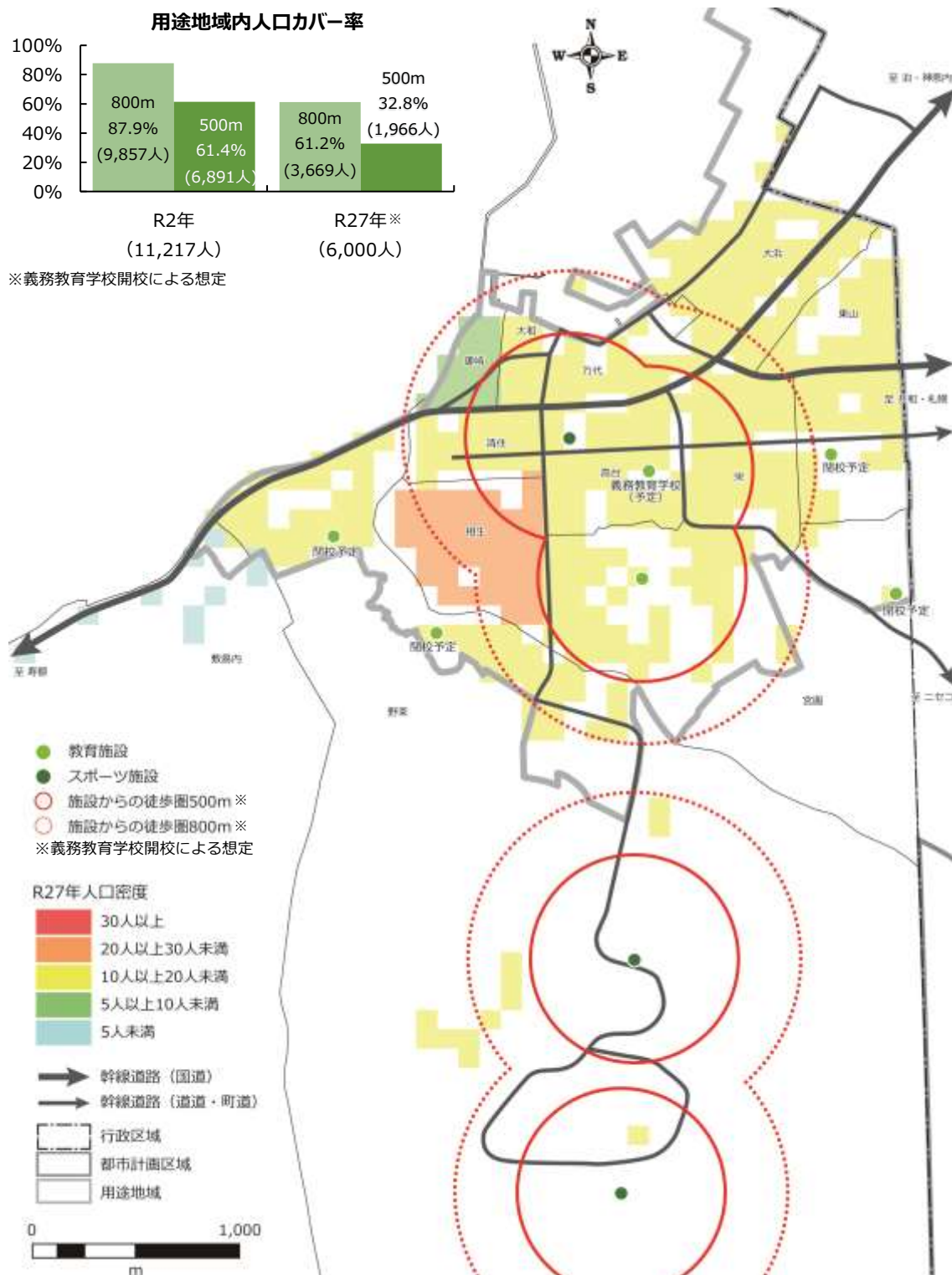


③教育・スポーツ施設

令和 6 年現在、教育・スポーツ施設は、市街地の広範囲に立地していますが、小中学校については、令和 8 年度に統合され、義務教育学校が開校予定です。

令和 2 年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m 圏）人口カバー率は 61.4%、義務教育学校が開校した場合、令和 27 年は 32.8%と 28.6 ポイント減少します。施設からの徒歩圏（800m 圏）は令和 2 年で 87.9%、令和 27 年は 61.2%と 26.7 ポイント減少します。

図 2-27 教育・スポーツ施設の立地状況と徒歩圏

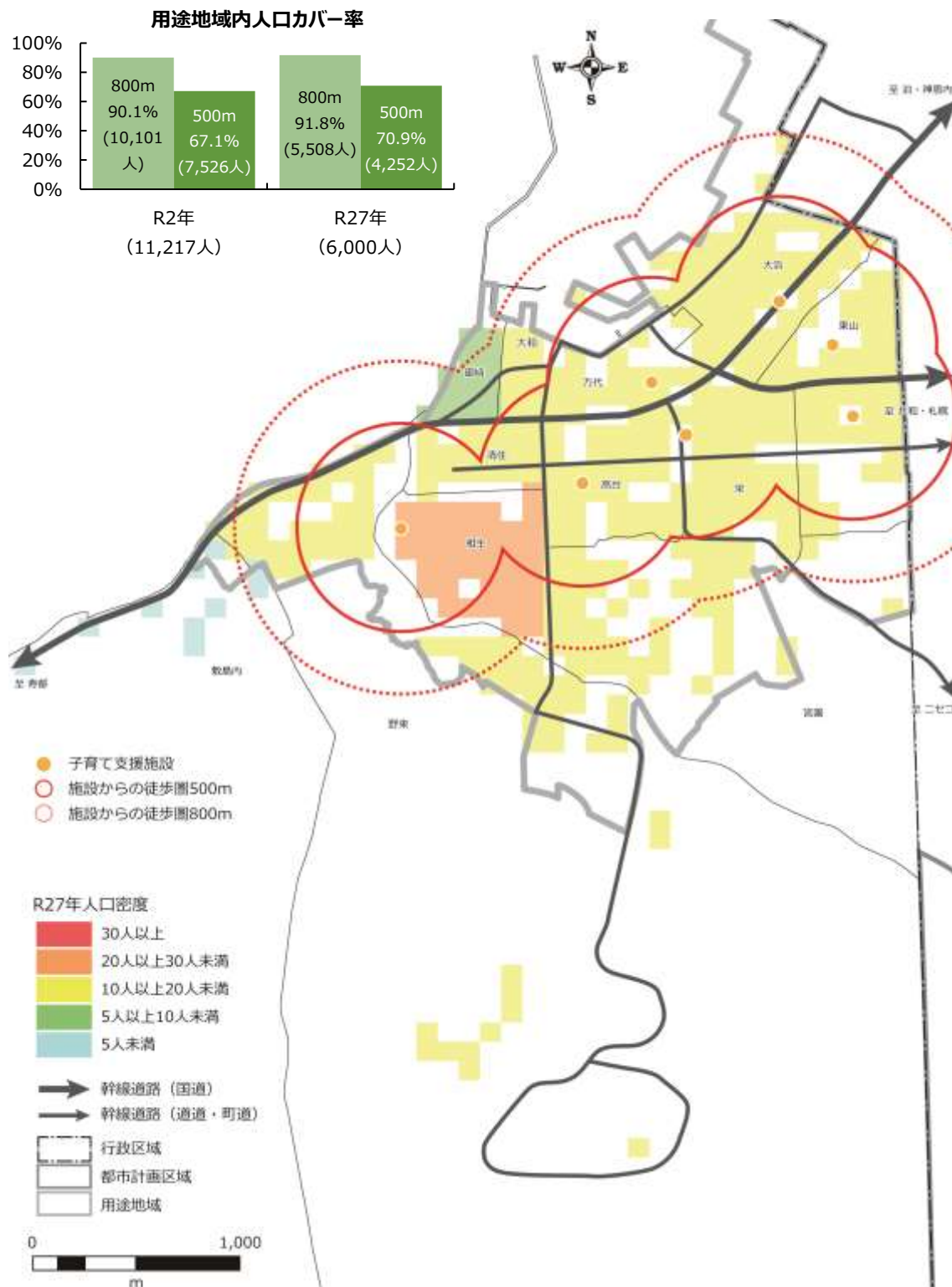


④子育て支援施設

令和6年現在、子育て支援施設は中心部以外にも郊外の東山や相生にも立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は67.1%、令和27年は70.9%と3.8ポイント増加します。施設からの徒歩圏（800m圏）は令和2年で90.1%、令和27年は91.8%と1.7ポイント増加します。

図 2-28 子育て支援施設の立地状況と徒歩圏

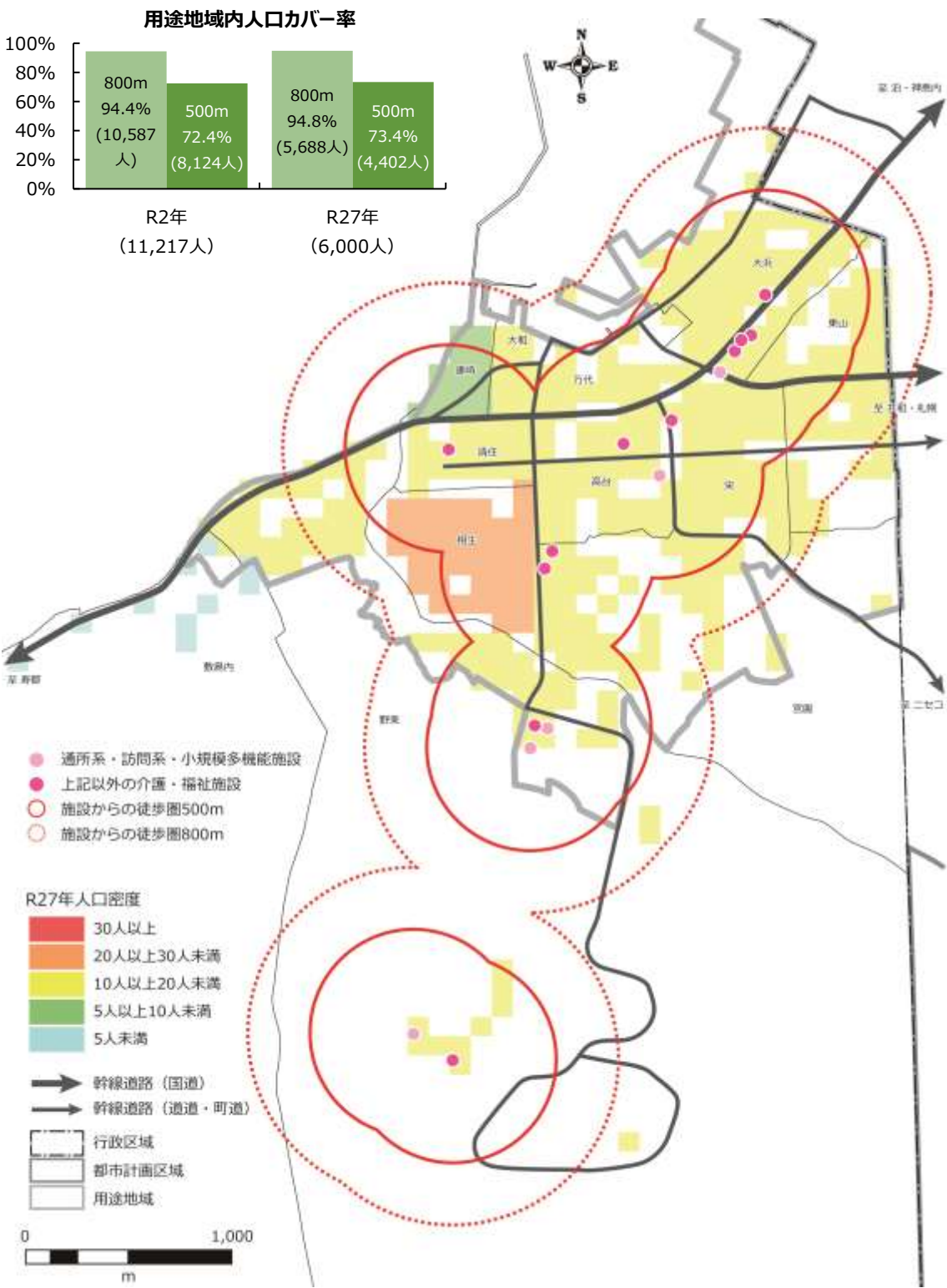


⑤介護・福祉施設

令和6年現在、介護・福祉施設のうち、通所系等は、大浜、高台及び郊外の野東南部に立地し、それ以外の介護・福祉施設は大浜に多く立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は72.4%、令和27年は73.4%と1.0ポイント増加します。施設からの徒歩圏（800m圏）は令和2年で94.4%、令和27年は94.8%であり、ほぼ横ばいです。

図 2-29 介護・福祉施設の立地状況と徒歩圏

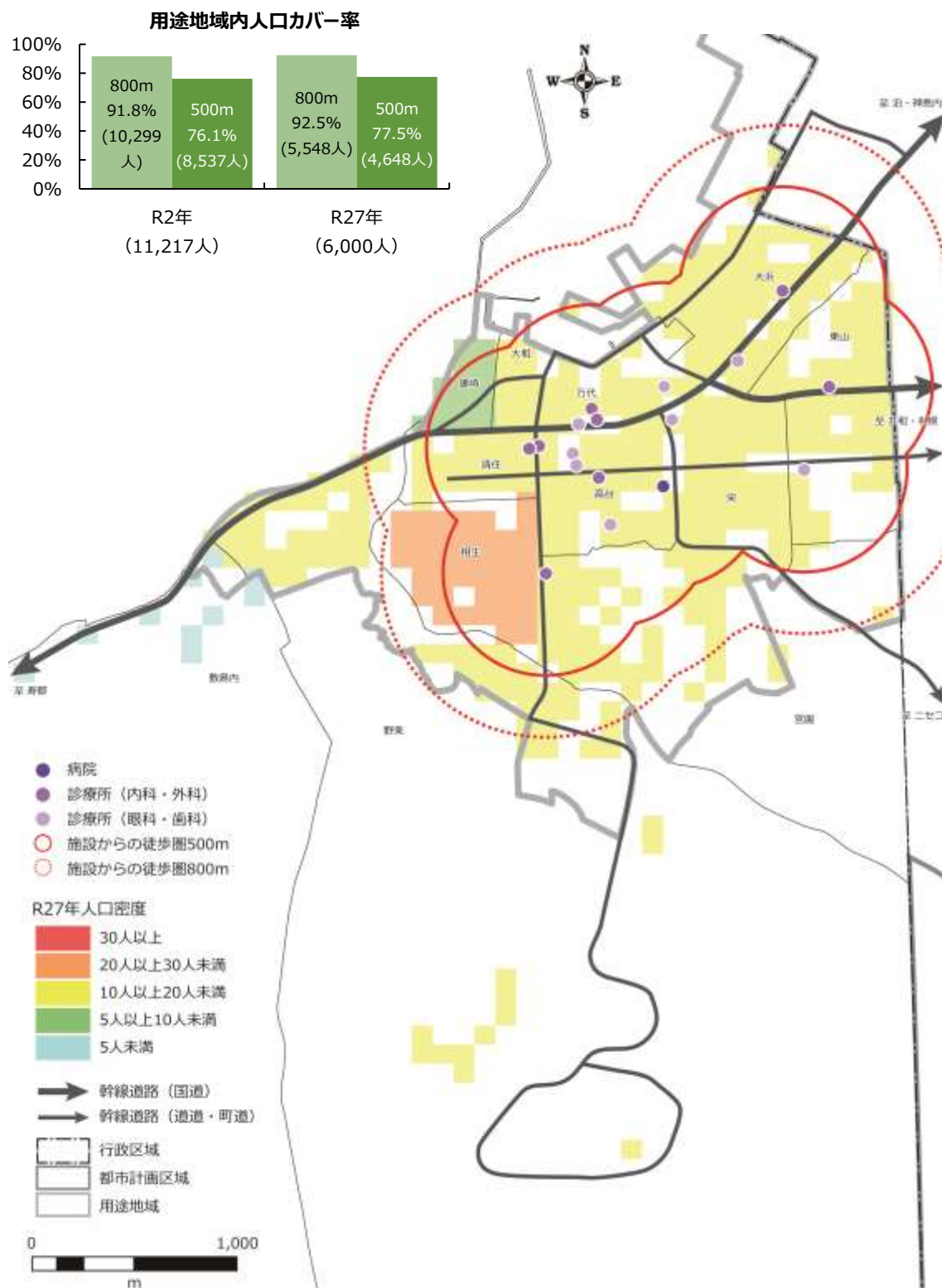


⑥医療施設

令和6年現在、医療施設は、万代・高台に多く立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は76.1%、令和27年は77.5%と1.4ポイント増加します。施設からの徒歩圏※（800m圏）は令和2年で91.8%、令和27年は92.5%と0.7ポイント増加します。

図 2-30 医療施設の立地状況と徒歩圏

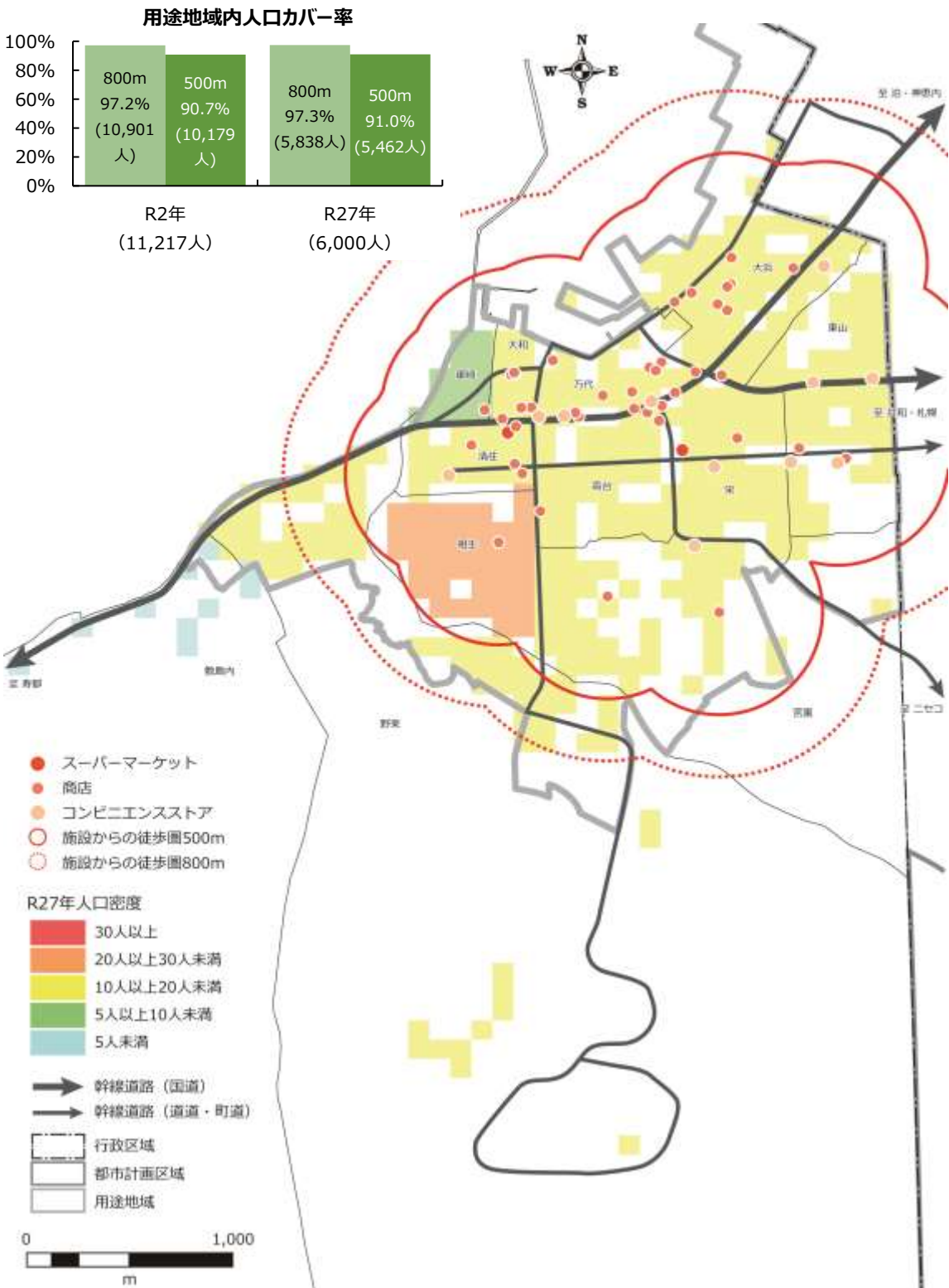


⑦商業施設

令和6年現在、商業施設のうち、スーパーマーケットは町内に2箇所、共和町に1箇所あります。コンビニエンスストアは、市街地内の広範囲に立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は90.7%、令和27年は91.0%であり、ほぼ横ばいです。施設からの徒歩圏（800m圏）は令和2年で97.2%、令和27年は97.3%と横ばいです。

図 2-31 商業施設の立地状況と徒歩圏



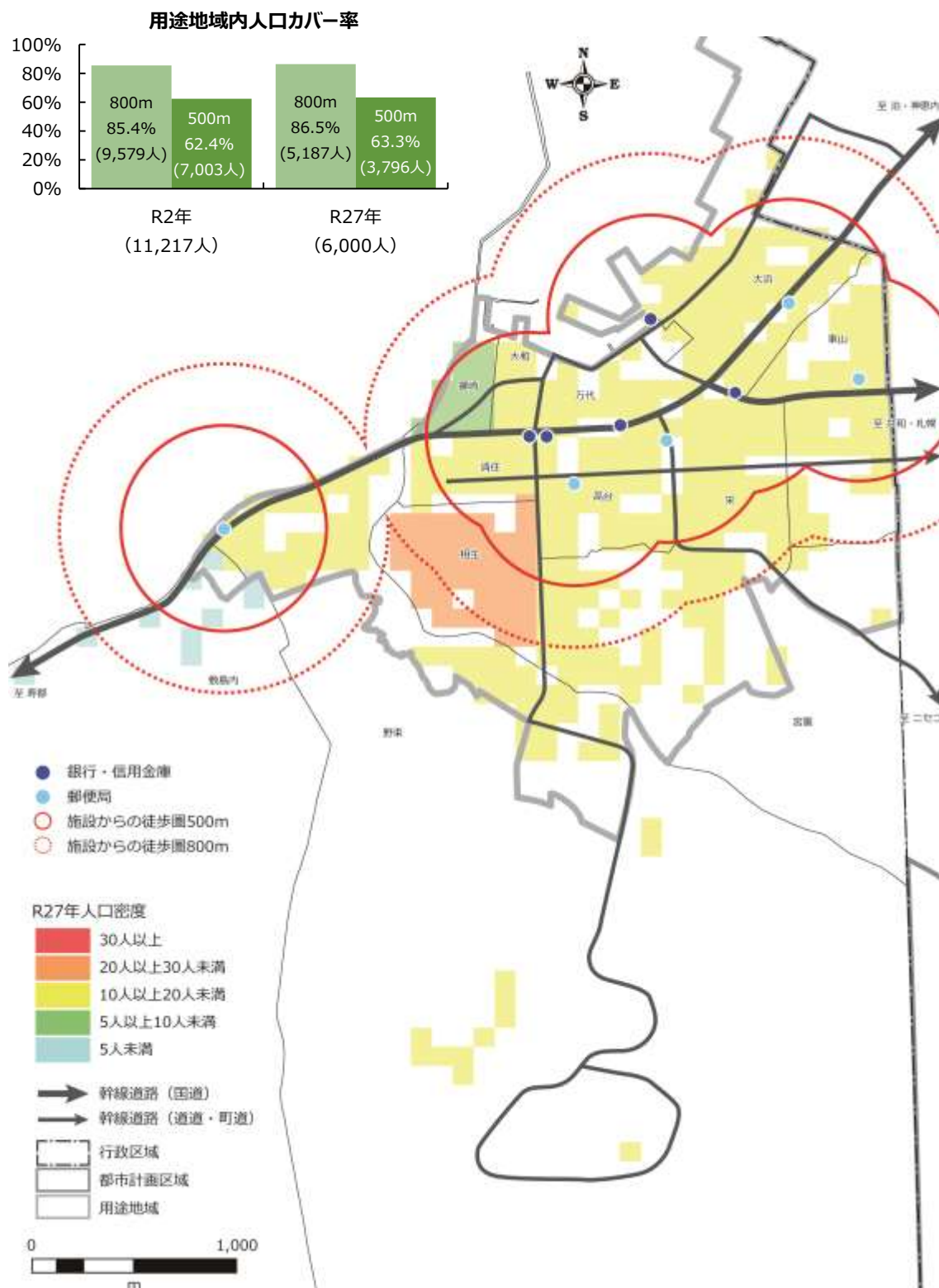
⑧金融施設

令和6年現在、金融施設のうち、銀行・信用金庫は町内に5箇所あります。

郵便局は、市街地内の広範囲に立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏（500m圏）人口カバー率は62.4%、令和27年は63.3%と0.9ポイント増加します。施設からの徒歩圏（800m圏）は令和2年で85.4%、令和27年は86.5%と1.1ポイント増加します。

図 2-32 金融施設の立地状況と徒歩圏

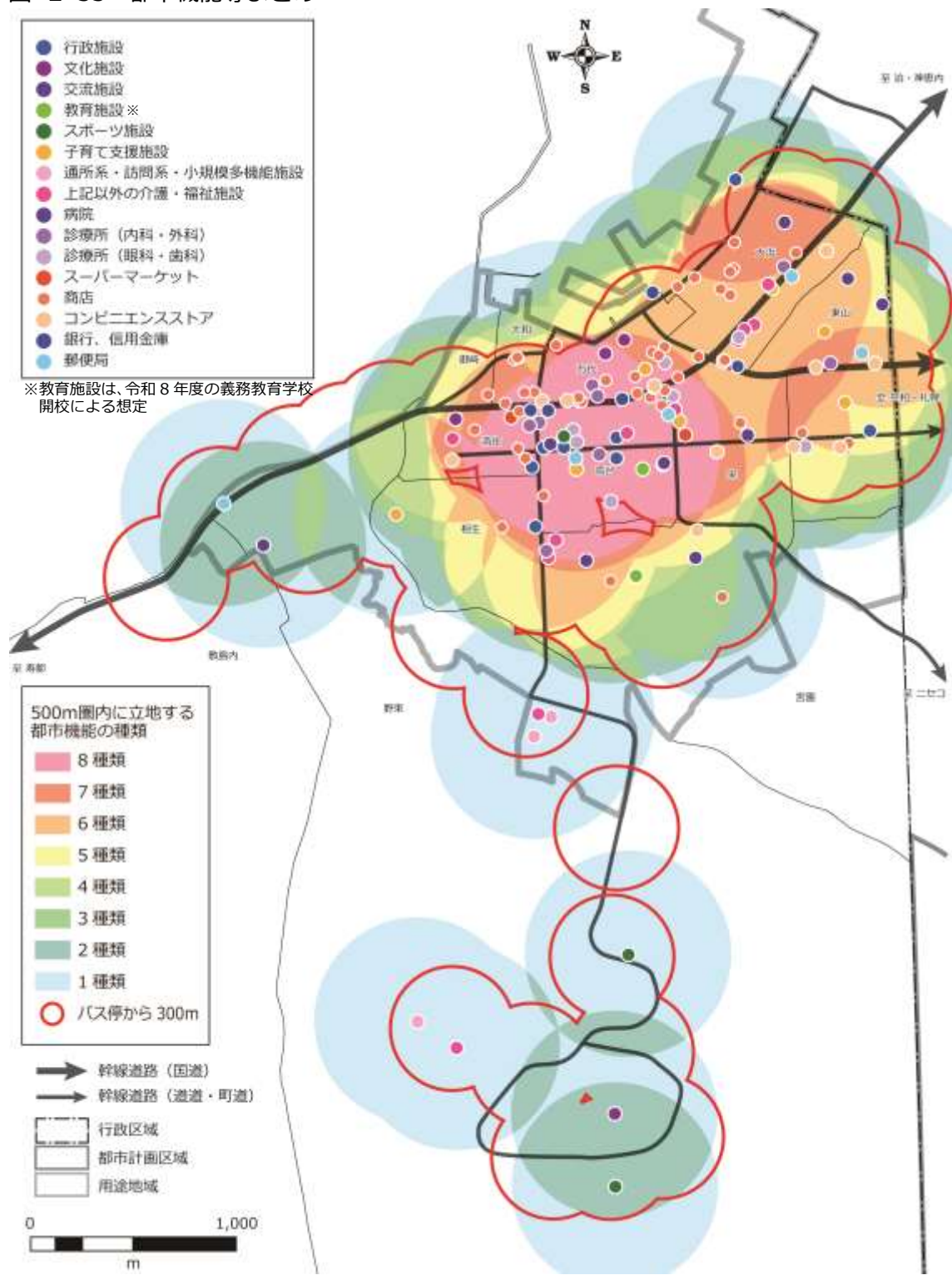


(2) まとめ

①都市機能施設立地状況まとめ

都市機能施設は、中心市街地近郊・高台・栄に多様な種類が立地しています。一方で中心部から離れた人口の多い東山にも多様な施設が立地しています。

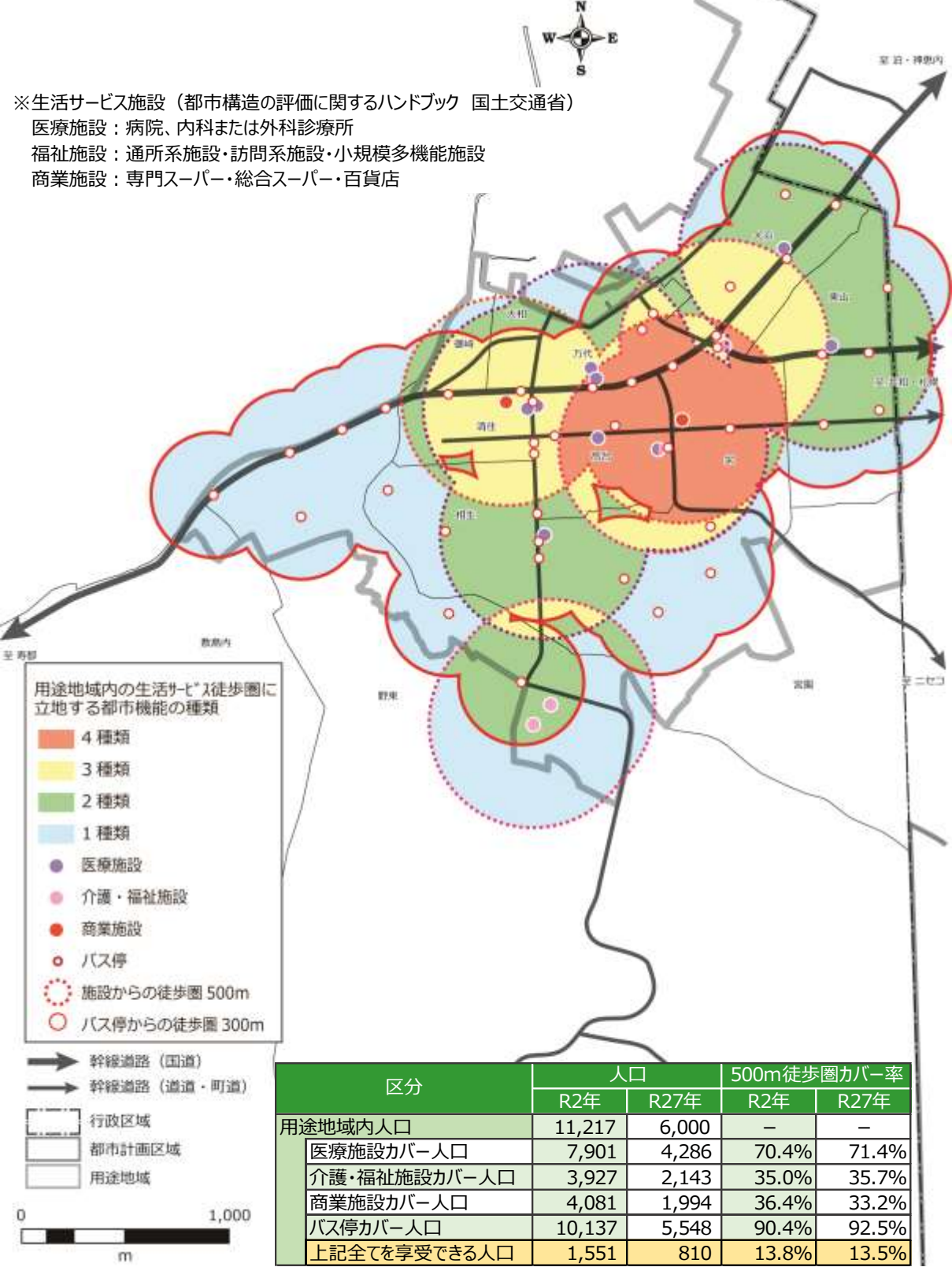
図 2-33 都市機能等まとめ



②生活サービス圏

生活サービス施設*のうち、商業施設（スーパー）及び医療施設（内科・外科）は栄・高台等にある一方で、福祉施設（通所系）の一部は野東南部にあり、バス停を含めた全ての生活サービス施設を高齢者徒歩圏でカバーできる地域は、13.8%となっています。

図 2-34 生活サービス施設と公共交通の立地状況と徒歩圏

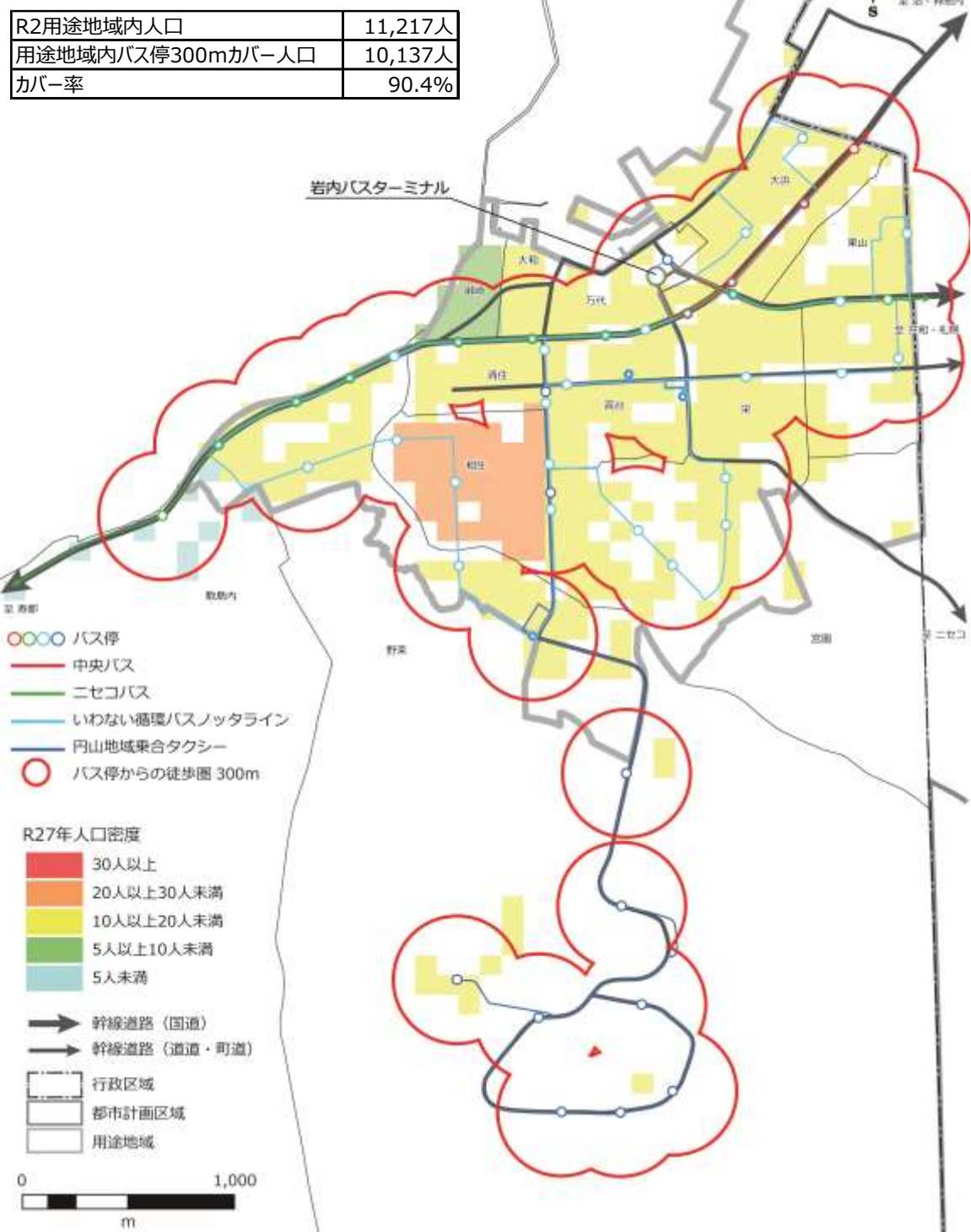


4. 交通

(1) 公共交通の運行状況

令和 5 年度現在、町内には中央バス・ニセコバス・いわない循環バスノッタライン・円山地域乗合タクシーが運行しており、用途地域内の徒歩圏カバー率は 90.4%です。

図 2-35 路線バス等（バス停）の立地状況と徒歩圏（300m）

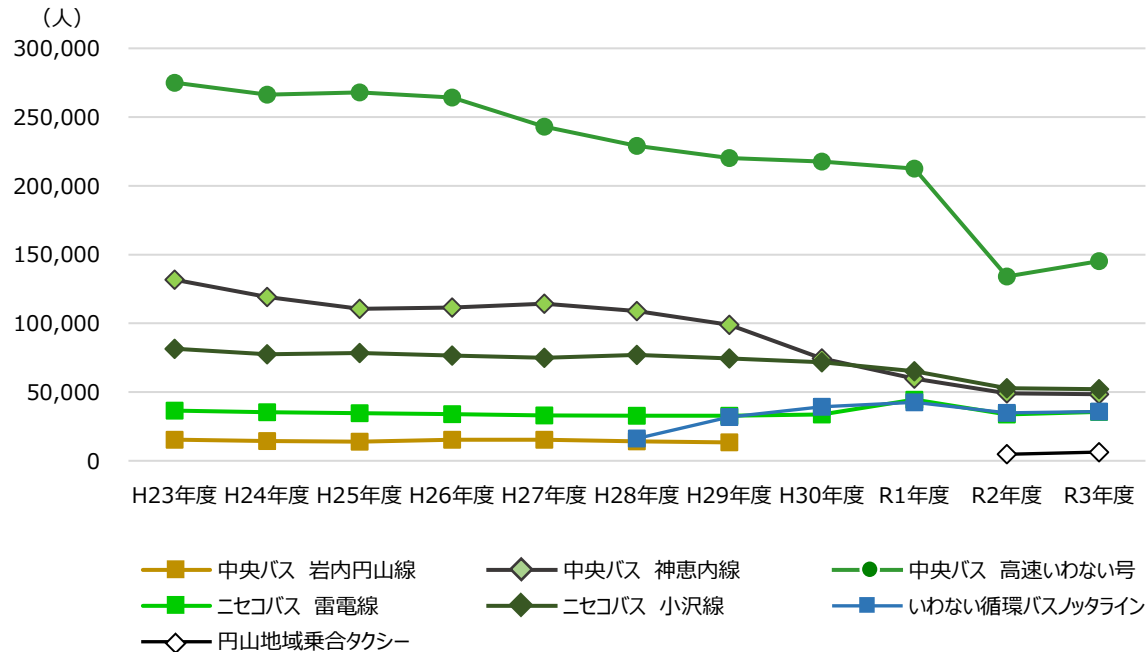


※中央バス神恵内線は令和 6 年 9 月末で廃止、同年 10 月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行
資料：岩内町調べ

(2) 公共交通利用人員の推移

バス利用人員は雷電線・ノッタライン・円山地域乗合タクシーは横ばい、それ以外の路線は減少傾向です。

図 2-36 公共交通利用人員の推移



※中央バス神恵内線は令和6年9月末で廃止、同年10月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行

資料：岩内町調べ

表 2-4 公共交通利用人員の推移

（単位：人）

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
中央 バス	岩内円山線	15,361	14,483	13,969	15,235	15,284	14,095	13,371	H30.3.31 廃止			
	神恵内線	131,689	119,212	110,494	111,454	114,202	108,862	98,796	74,399	59,774	49,018	48,406
	高速いわない号	275,025	266,336	267,964	264,176	242,953	229,135	220,183	217,600	212,640	134,074	145,229
ニセコ バス	雷電線	36,552	35,291	34,601	34,023	33,019	32,802	32,839	33,759	44,529	33,661	35,639
	小沢線	81,512	77,508	78,333	76,495	74,831	77,076	74,531	71,608	65,223	52,813	52,080
	いわない循環バスノッタライン						16,230	31,754	39,183	42,539	34,858	35,760
	円山地域乗合タクシー										4,744	6,345

※ノッタラインはH28年10月から運行、円山地域乗合タクシーはR2年6月から実証運行（R5年6月から本格運行）

※中央バス神恵内線は令和6年9月末で廃止、同年10月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行

資料：岩内町調べ

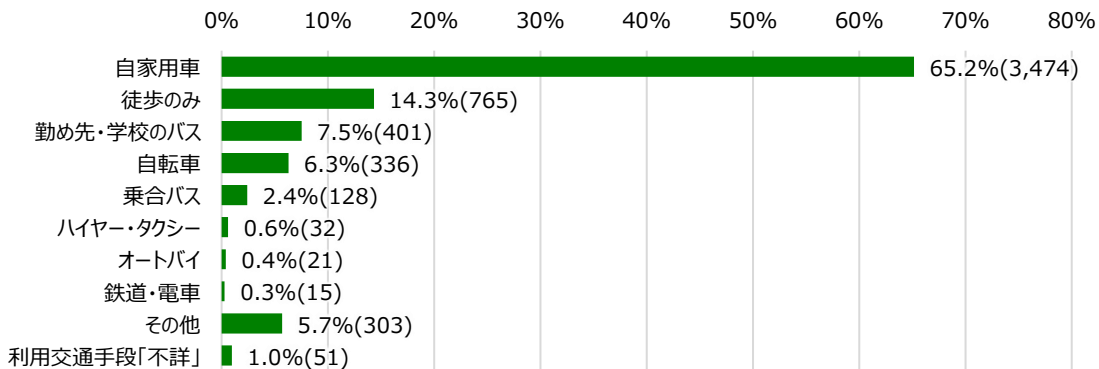
(3) 交通手段

通勤通学者の交通手段では、自家用車が65.2%で最も多く、以下、徒歩のみ14.3%、勤め先・学校のバス7.5%などとなっています。一方で、乗合バスは、わずか2.4%です。

自動車を利用する割合を示す自家用車分担率の地区別では、敷島内が75.5%で最も高く、次いで相生71.9%、宮園70.6%などで、郊外が高くなっています。

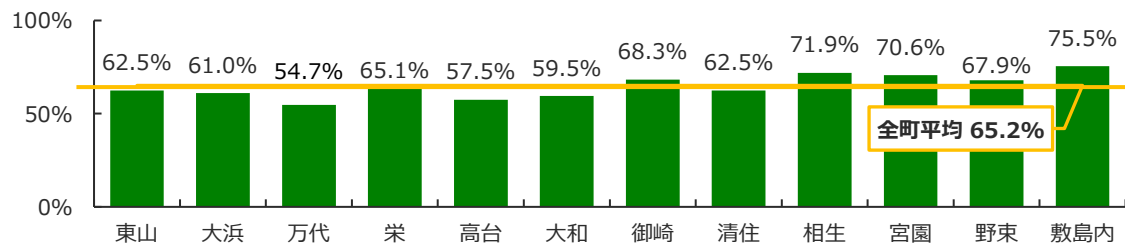
逆に万代54.7%、高台57.5%など、中心市街地は低くなっています。

図 2-37 通勤通学者の利用交通手段



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-38 自家用車分担率の状況

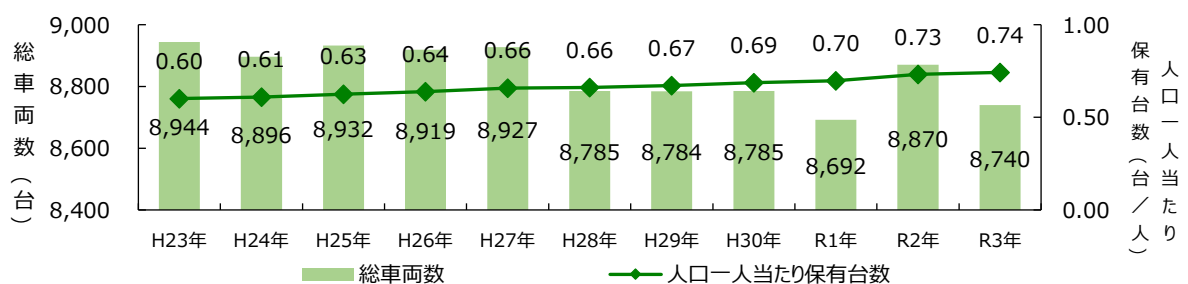


資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(4) 自動車保有状況

人口一人当たりの自動車保有台数は、平成23年の0.60台/人から令和3年の0.74台/人まで上昇しています。

図 2-39 自動車保有数の推移



資料：北海道運輸局 市町村別保有車両数年報（各年3月31日現在）（R2、R3は登録自動車のみ）、岩内町調べ（R2、R3の登録自動車以外）

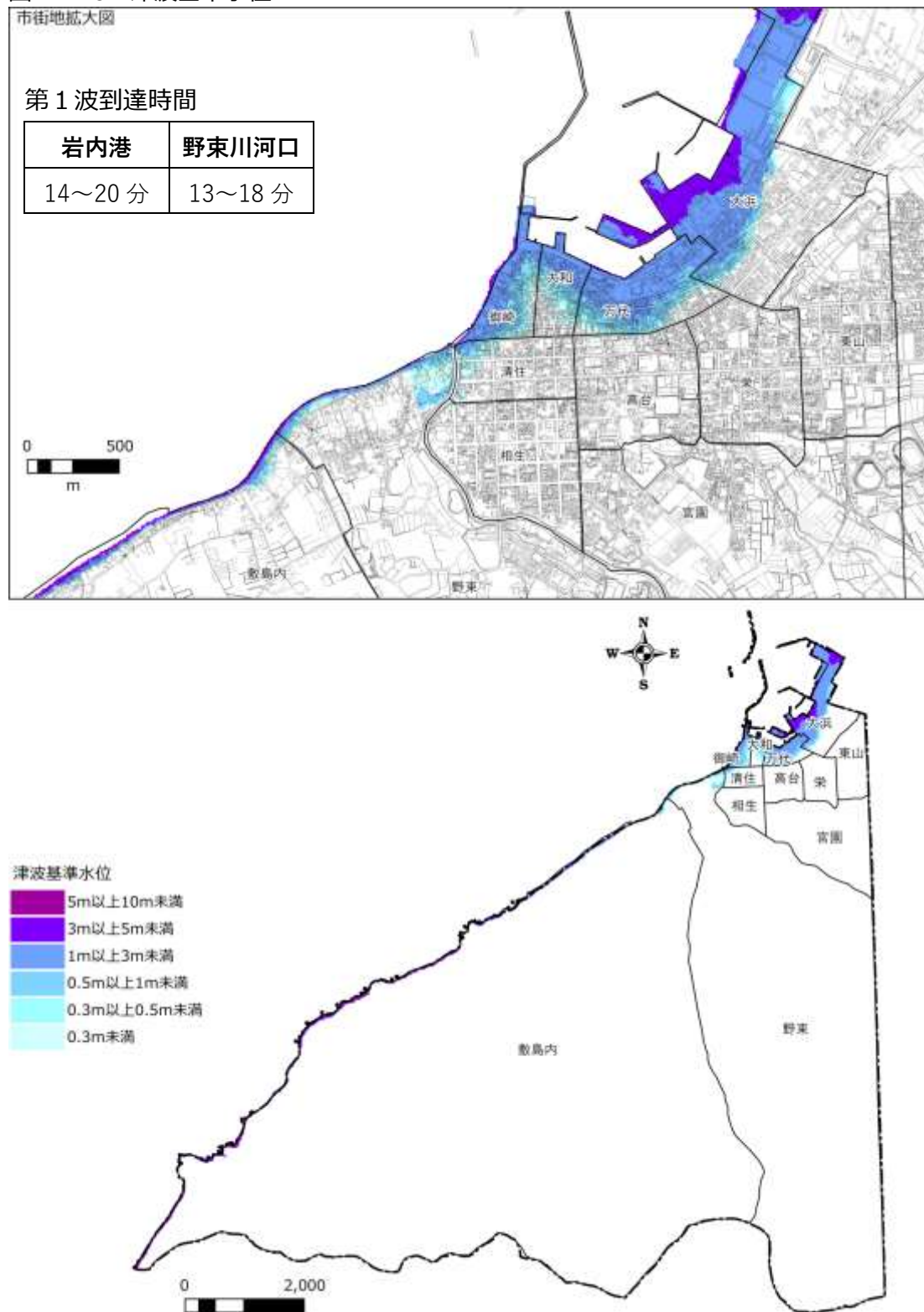
※令和2年、令和3年の人口は岩内町住基データ

5. 災害リスク

(1) 津波浸水区域

津波浸水区域は大浜から敷島内の沿岸で想定されており、浸水深 1m以上の地域があります。海側の中心市街地も津波浸水想定区域内となっています。

図 2-40 津波基準水位



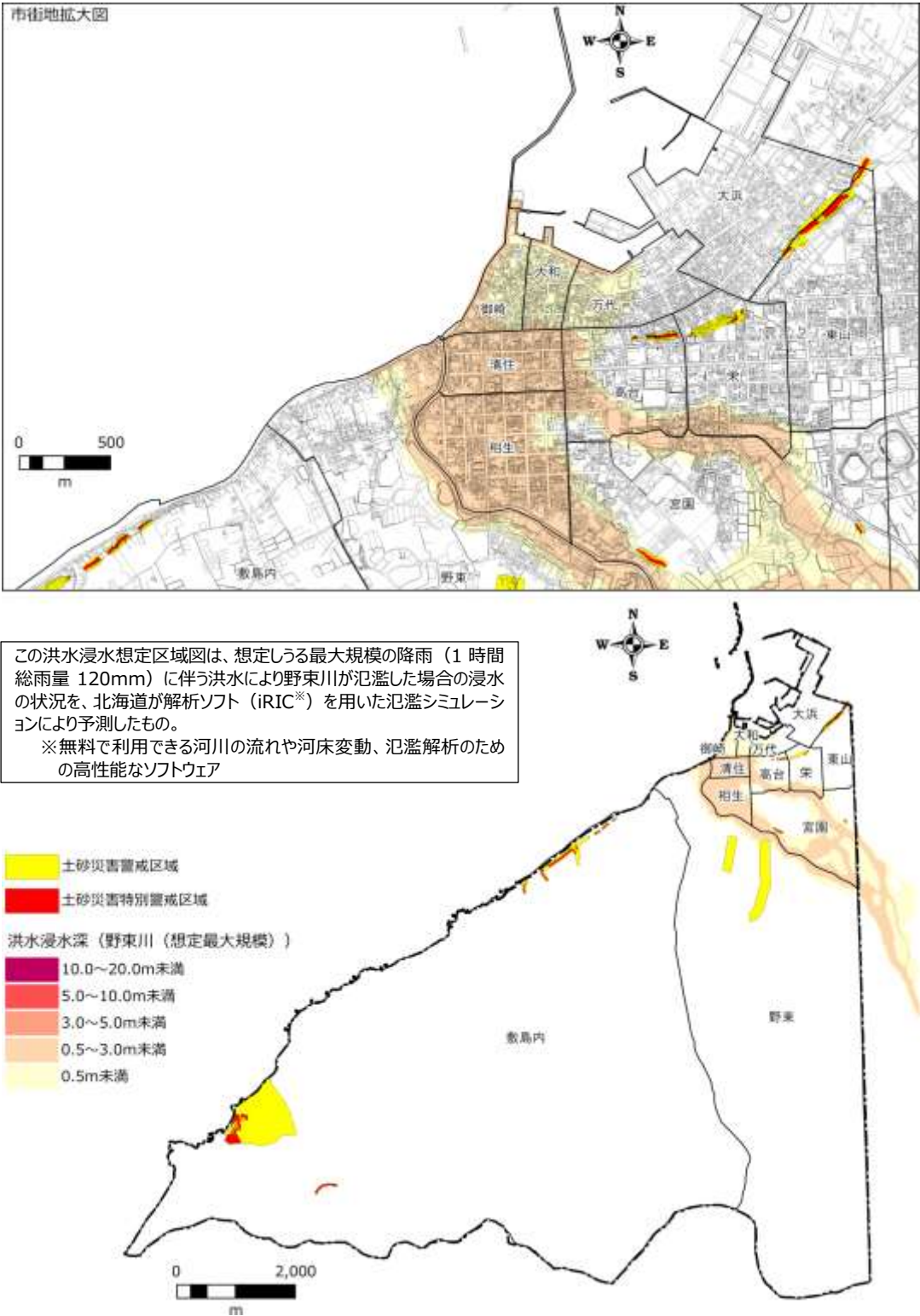
資料：北海道オープンデータ^m

(2) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域

野東川では、洪水浸水想定区域（想定最大規模）が設定されており、清住・相生は、大半が3.0m未満の区域内となっています。

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は大浜・東山・栄・高台・敷島内の海岸段丘、宮園等で設定されています。

図 2-41 洪水浸水想定区域（野東川（想定最大規模））・土砂災害警戒区域

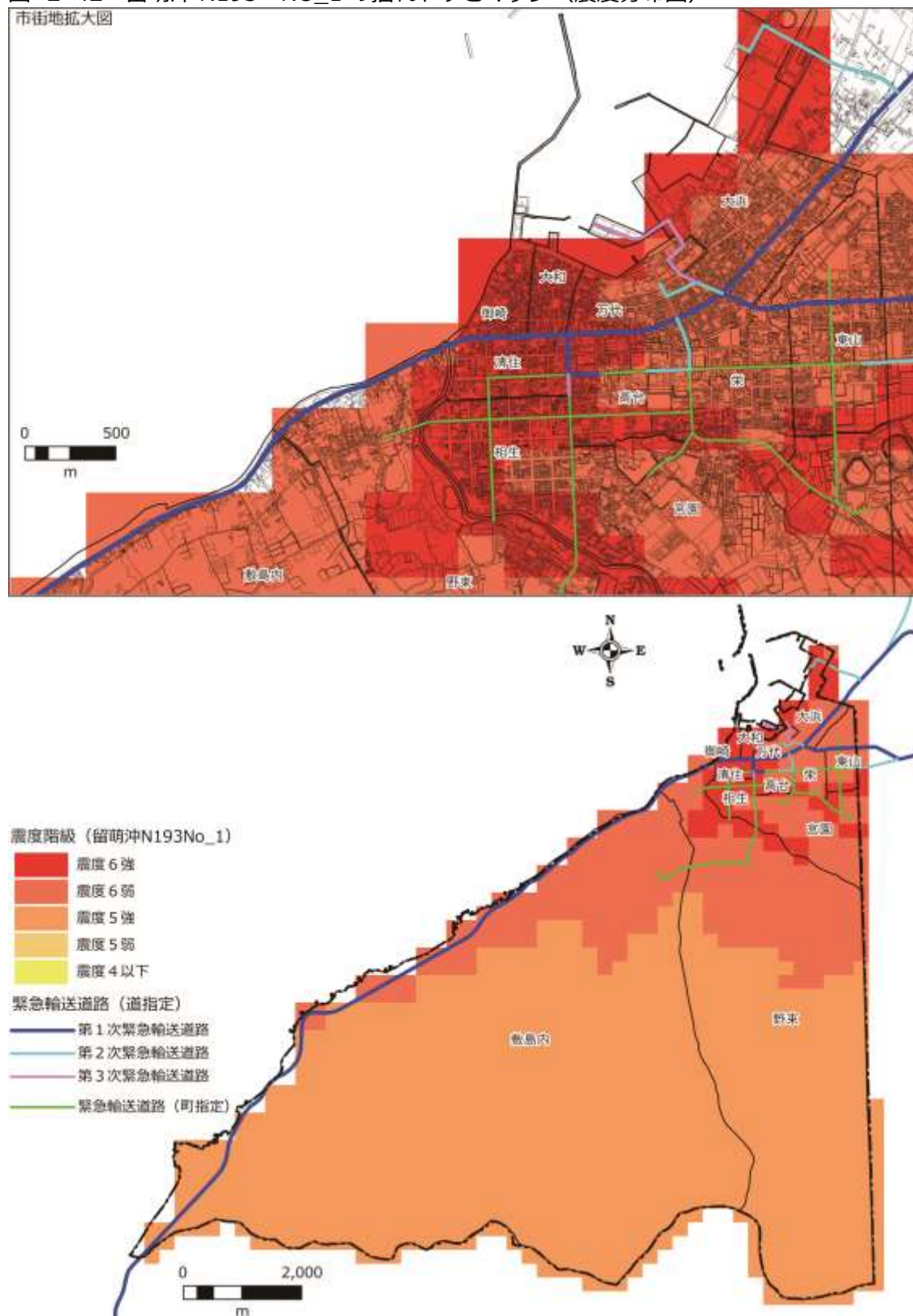


資料：北海道土砂災害警戒情報システム、岩内町調べ

(3) 震度分布図

町内で最も大きな揺れが想定される留萌沖の地震が発生した場合、市街地は震度6弱または6強の揺れが想定されています。

図 2-42 留萌沖 N193 NO_1 の揺れやすさマップ（震度分布図）



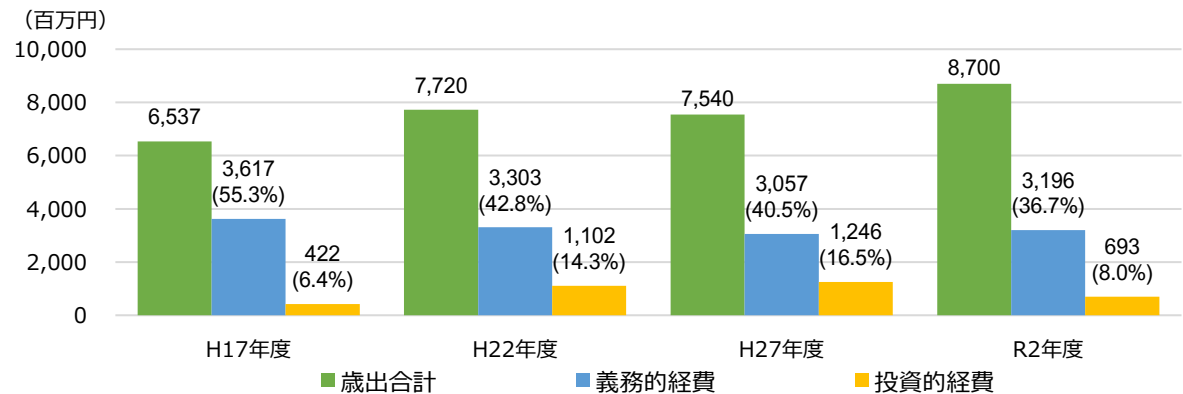
資料：岩内町調べ

6. 財政

(1) 歳出状況

歳出額の内訳では、義務的経費は平成 17 年度から令和 2 年度で 37～55%、投資的経費は平成 17 年度の 6.4%から 27 年度の 16.5%まで増加し、令和 2 年度は 8.0%と減少に転じています。

図 2-43 性質的経費別歳出額の推移



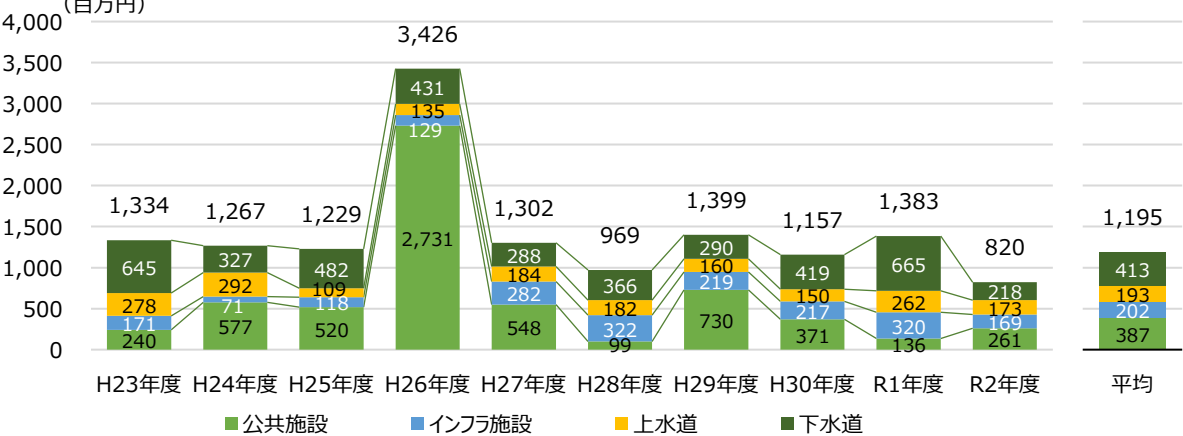
※歳出合計＝義務的経費＋投資的経費＋その他の経費
資料：H17・22 年度 地方財政状況調査、H27・R2 年度 財政状況資料集

(2) 公共施設等における投資的経費の推移

『岩内町公共施設等総合管理計画』によると、平成 23 年度から令和 2 年度の 10 箇年における公共施設等の投資的経費を平均すると、公共施設は役場等を建設したことにより多額となっている平成 26 年度を除いた 9 箇年で約 3.8 億円／年であり、インフラ施設では約 2.0 億円／年、上水道は約 1.9 億円／年、下水道は約 4.1 億円／年、全体では約 11.9 億円／年となっています。

人口減少が進む中で、このまま全てを保有することを前提とした場合、町民一人当たりの負担額が増加することが見込まれます。

図 2-44 公共施設等の投資的経費推移 (H23～R2 年度)

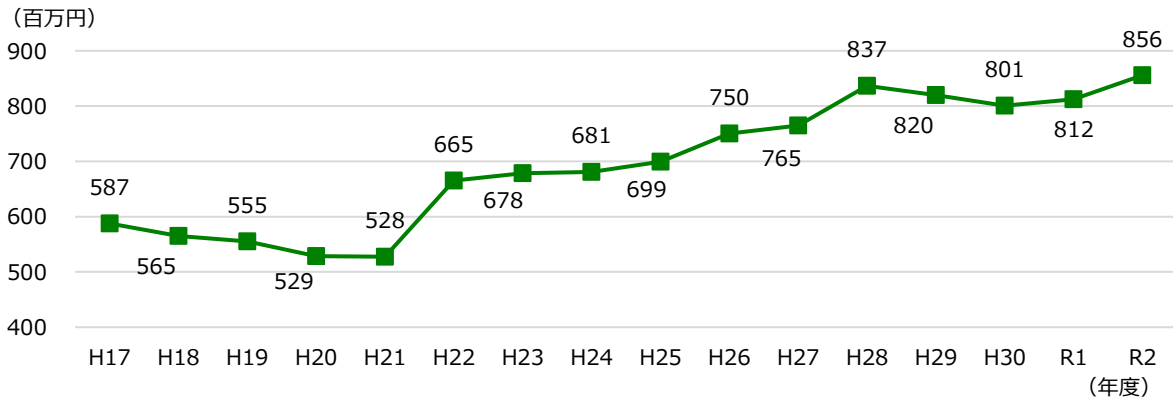


※平均は、平成 26 年度の公共施設投資的経費を除く
資料：岩内町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂版）を基に編集

(3) 社会保障費（扶助費）

社会保障費（扶助費）は増加傾向であり、平成 21 年度から令和 2 年度で約 3.3 億円増加しています。

図 2-45 社会保障費（扶助費）の推移



資料：H17～22 年度・地方財政状況調査、H23～R2 年度・財政状況資料集

7. 都市構造評価

『都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月（平成 30 年 7 月 12 日評価指標更新）国土交通省都市局都市計画課）』は、コンパクトなまちづくりに向けて、現状における都市構造を評価する手法が示されています。

ハンドブックを参考に、都市モニタリングシート（国土交通省）等を用いて、後志管内の町村平均（小樽市を除く）及び岩内町と同程度の人口規模である道内 14 市町の平均をリーダーチャートによって比較し、岩内町の都市構造を評価します。

後志管内：

小樽市を除く町村

市町名	人口
島牧村	1,356
寿都町	2,838
黒松内町	2,791
蘭越町	4,568
ニセコ町	5,074
真狩村	2,045
留寿都村	1,911
喜茂別町	2,156
京極町	2,941
倶知安町	15,129
共和町	5,772
岩内町	11,648
泊村	1,569
神恵内村	870
積丹町	1,831
古平町	2,745
仁木町	3,180
余市町	18,000
赤井川村	1,165

資料：令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

類似団体：

人口規模が同程度の岩内町を含む道内 14 市町

市町名	人口
東神楽町	10,127
長沼町	10,289
上富良野町	10,348
栗山町	11,272
日高町	11,279
斜里町	11,418
岩内町	11,648
浦河町	12,074
芦別市	12,555
森町	14,338
別海町	14,380
倶知安町	15,129
八雲町	15,826
当別町	15,916

資料：令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

後志管内の町村平均（小樽市を除く）と比較すると、岩内町が高い指標項目数は全 22 項目中 16 項目で、偏差値が特に高いのは「医療施設の利用圏平均人口密度」、「福祉施設の利用圏平均人口密度」、「商業施設の利用圏平均人口密度」、「公共交通沿線地域の人口密度」などであり、後志管内の町村と比較して、都市機能が適正に配置されたコンパクトな都市構造であると言えます。

一方で、「人口変化率（H22→R2）」は偏差値が最も低く、次いで「観光入込客総数」であり、後志管内の町村と比較して人口減少が進んでいるとともに、観光客の入込が課題となっています。

図 2-46 岩内町と後志管内町村との比較による都市構造評価

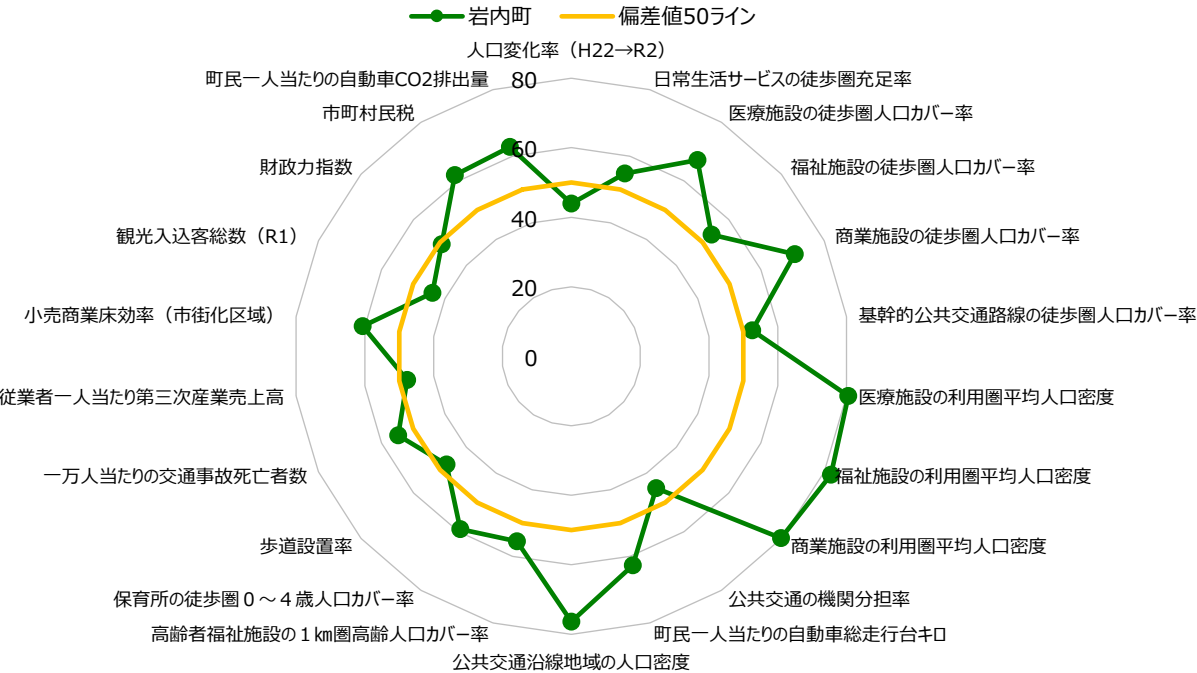


表 2-5 岩内町と後志管内町村との比較による都市構造評価

	評価軸	評価指標	単位	評価の方向	岩内町の値		後志管内町村の平均値
						偏差値	
生活利便性	居住機能の適切な誘導	人口変化率（H22→R2）	%	+	80.60	43.91	85.53
		日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	+	9.80	54.77	4.66
		医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	86.00	67.16	53.83
		福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	29.40	53.41	21.76
		商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	64.00	70.72	14.34
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	+	22.90	52.63	18.56
	都市機能の適正配置	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	19.30	80.54	5.91
		福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	24.50	82.11	4.16
		商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	25.90	79.89	3.98
	公共交通の利用促進	通勤・通学の公共交通の機関分担率	%	+	9.30	45.14	12.19
健康・福祉	都市生活の利便性向上	町民一人当たりの自動車総走行台キロ	台和/日	-	7.30	62.70	31.41
		公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	+	19.60	76.34	7.03
	歩きやすい環境の形成	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	%	+	38.00	55.49	24.54
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	+	60.10	59.09	38.37
		歩道設置率	%	+	52.30	47.56	57.78
安全・安心	市街地の安全性の確保	一人当たりの交通事故死者数	人	-	0.00	54.81	0.77
地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	+	11.60	47.74	32.52
		小売商業床効率（市街化区域）	万円/㎡	+	72.60	64.90	0.00
		観光入込客総数（R1）	千人	+	363.00	43.96	759.33
行政運営	都市経営の効率化	財政力指数	%	+	0.30	49.29	0.33
	安定的な税収の確保	市町村民税	千円	+	581,797.0	62.01	250,588.4
エネルギー／低炭素	運輸部門の省エネ・低炭素化	町民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	T-CO ₂ /年	-	0.60	62.75	2.65

※観光入込客総数のみ北海道観光入込客数調査報告書、その他は都市モニタリングシート（個票）（国土交通省 令和5年2月時点）に基づき、レーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）を用いて作成

岩内町と人口が同程度の道内 14 市町の平均と比較すると、後志管内の比較と同様の評価です。岩内町が高い指標項目数は全 22 項目中 11 項目で、偏差値が特に高いのは、「医療施設の利用圏平均人口密度」、「福祉施設の利用圏平均人口密度」、「商業施設の利用圏平均人口密度」、「公共交通沿線地域の人口密度」です。一方、偏差値が特に低いのは、「人口変化率（H22→R2）」及び「観光入込客総数」のほか、「従業者一人当たり第三次産業売上高」、「市町村民税」、「財政力指数」などであり、地域経済の活性化や都市経営の効率が求められています。

図 2-47 岩内町と類似団体との比較による都市構造評価

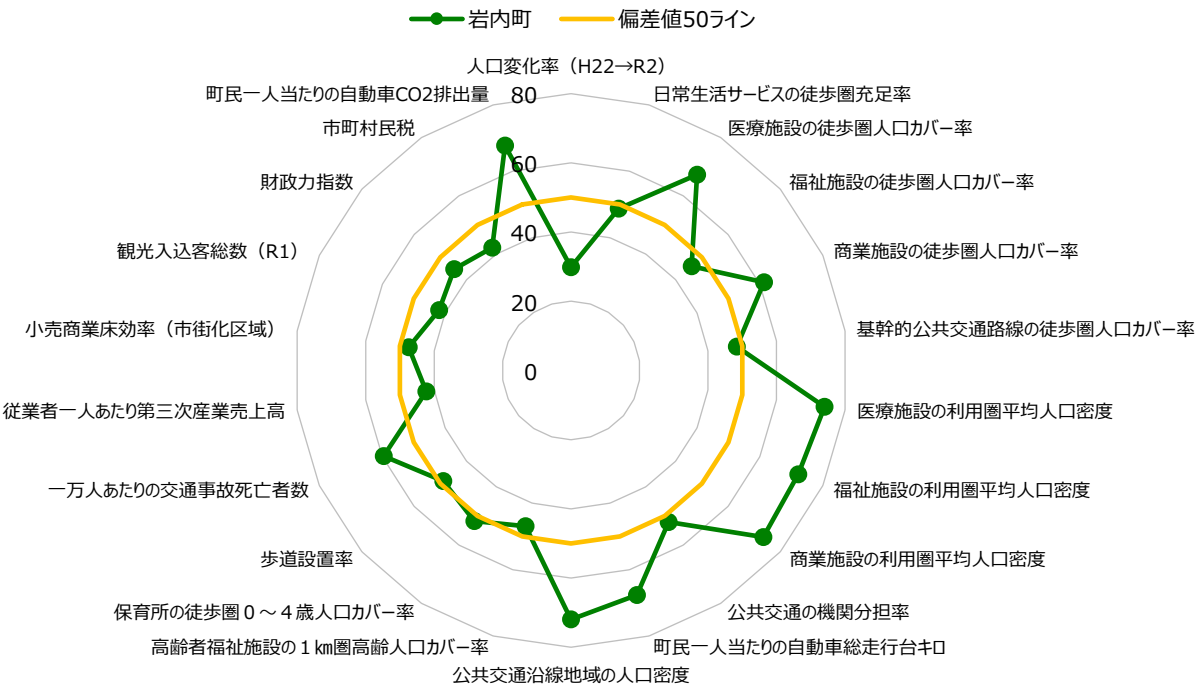


表 2-6 岩内町と類似団体との比較による都市構造評価

	評価軸	評価指標	単位	評価の方向	岩内町の値		類似団体の 平均値
						偏差値	
生活利便性	居住機能の適切な誘導	人口変化率（H22→R2）	%	+	80.60	29.82	92.98
		日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	+	9.80	48.75	11.16
		医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	86.00	67.26	60.93
		福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	29.40	46.05	36.60
		商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	64.00	61.26	49.69
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	+	22.90	48.41	25.49
	都市機能の適正配置	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	19.30	74.02	10.28
		福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	24.50	72.18	10.77
		商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	25.90	73.56	14.38
	公共交通の利用促進	通勤・通学の公共交通の機関分担率	%	+	9.30	52.06	8.06
		町民一人当たりの自動車総走行台キロ	台和/日	－	7.30	67.67	20.31
		公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	+	19.60	71.98	10.23
健康・福祉	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	%	+	38.00	46.87	44.12
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	+	60.10	51.79	57.20
	歩きやすい環境の形成	歩道設置率	%	+	52.30	48.85	54.91
安全・安心	市街地の安全性の確保	一万人当たりの交通事故死者数	人	－	0.00	59.58	0.56
地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	+	11.60	42.28	13.80
		小売商業床効率（市街化区域）	万円/㎡	+	72.60	47.45	83.70
		観光入込客総数（R1）	千人	+	363.00	41.97	686.96
行政運営	都市経営の効率化	財政力指数	%	+	0.30	44.78	0.34
	安定的な税収の確保	市町村民税	千円	+	581,797.0	42.19	777,238.8
エネルギー／ 低炭素	運輸部門の省エネ・ 低炭素化	町民一人当たりの自動車 CO ₂ 排出量	T-CO ₂ /年	－	0.60	67.71	1.71

※観光入込客総数のみ北海道観光入込客数調査報告書、その他は都市モニタリングシート（個票）（国土交通省 令和5年2月時点）に基づき、レーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）を用いて作成

8. 主要課題の整理

岩内町のまちづくりの現況を踏まえて、本計画が担うべきまちづくりの課題としては、以下が挙げられます。

（１）居住エリアの適正な配置と誘導

将来人口規模に合わせた居住エリアの更なるコンパクト化を進めていく必要があり、人口移動動向や災害リスク、インフラ整備状況等を踏まえながら、適切に居住誘導を図ることが求められます。

（２）高齢化に対応する公共交通ネットワークと歩いて生活できるまちづくりの形成

町内の公共交通を担うバス交通は、高齢者等の交通弱者にとっては重要な移動手段であり、買い物や通院時に利用しやすい交通環境が求められているとともに、高齢者等の外出機会を創出するためのネットワークの形成が重要です。

高齢者等の外出機会を創出する交通ネットワークの形成とともに、高齢者等が健康的に暮らし続けられるよう、景観への配慮や商業地と連携した、楽しみながら歩いて生活できるまちづくりを推進することが重要です。

（３）都市機能の維持・誘導・集約化によるにぎわいの創出

岩内町は、道内の他自治体に比べてコンパクトな都市構造であるものの、商業業務施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加により、商業機能が特に低下しているとともに、観光拠点となるべき道の駅は、利便性が低い状況となっています。

こうしたことから、商業地と港湾が隣接している立地特性を活かしながら、商業・観光機能の連携と、機能の複合化・集約化等を検討しながら、町民や観光客の利用促進に向けた効果的・計画的なまちづくり方策の検討が重要となります。

特に、生活利便性に資する都市機能施設については、交通利便性等も踏まえながら町民の利便性向上に繋がる適切な区域設定等の誘導が必要です。

（４）持続可能なまちづくりの形成

脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷を低減するコンパクトな都市構造への転換や、自然環境の保全、防災・減災等も勘案した都市外縁部の自然再生等を進めていく必要があります。

交通などまちづくりの様々な課題の解決に向けて、デジタル技術を適切に活用するなど、まちづくり DX への対応が求められます。

町内には、津波浸水・洪水浸水・土砂災害の災害想定区域が設定されている中で、防災・減災を踏まえた、まちづくりが必要となっています。

3章 立地適正化計画の基本的な考え方

1. まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

『岩内町都市計画マスタープラン』では、上位計画である『岩内町総合振興計画』の基本理念である「健やかなまちづくり」の実現に向けて、『「やればできる！」でまちを変える ～この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり～』をまちづくりの将来像とし、今後も人口減少が進む中で、町民・事業者・行政が互いに連携し、岩内町のこれまでの歴史や文化を活かしながら、岩内町で生まれ育った子どもたちが再び岩内町へ戻りたくなるような、まちづくりを行うことによって、子どもから高齢者まで、誰もが健やかに過ごし、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

本計画においても、都市計画マスタープランの将来像をまちづくりの目標とし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていきます。

まちづくりの目標

「やればできる！」でまちを変える

～ この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり ～

(2) まちづくりの基本方針（ターゲット）

本計画の基本方針（ターゲット）は、まちづくりの課題と、まちづくりの目標を踏まえながら、コンパクト・プラス・ネットワークによる子どもから高齢者等まで誰もが健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指します。

基本方針（ターゲット）は、特に高齢者等、若者・子育て世代をターゲットとした方針と、全世代をターゲットとした3つの方針とします。

【ターゲット：高齢者等】

①外出機会を創出する 健やかウォーカブル³・ネットワークづくり



高齢者等が健やかに生活できるよう、町内の面的な公共交通ネットワークを形成するとともに、中心拠点ゾーンや緑の拠点を公共交通ネットワークで結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成し、高齢者等が公共交通を利用しながら、歩いて買物・通院・余暇活動が出来るまちづくりを目指します。

³ ウォーカブル（walkable）：

歩きたくなる。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを、ウォーカブルなまちなかとしている。

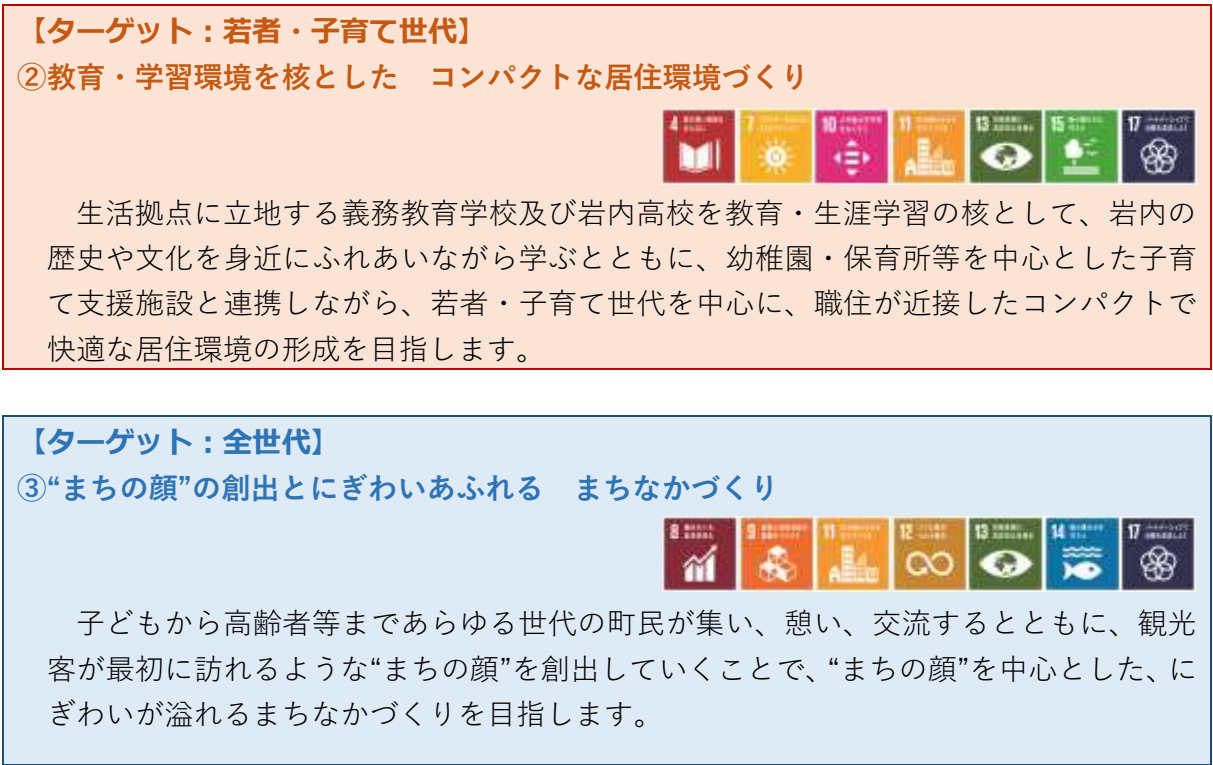
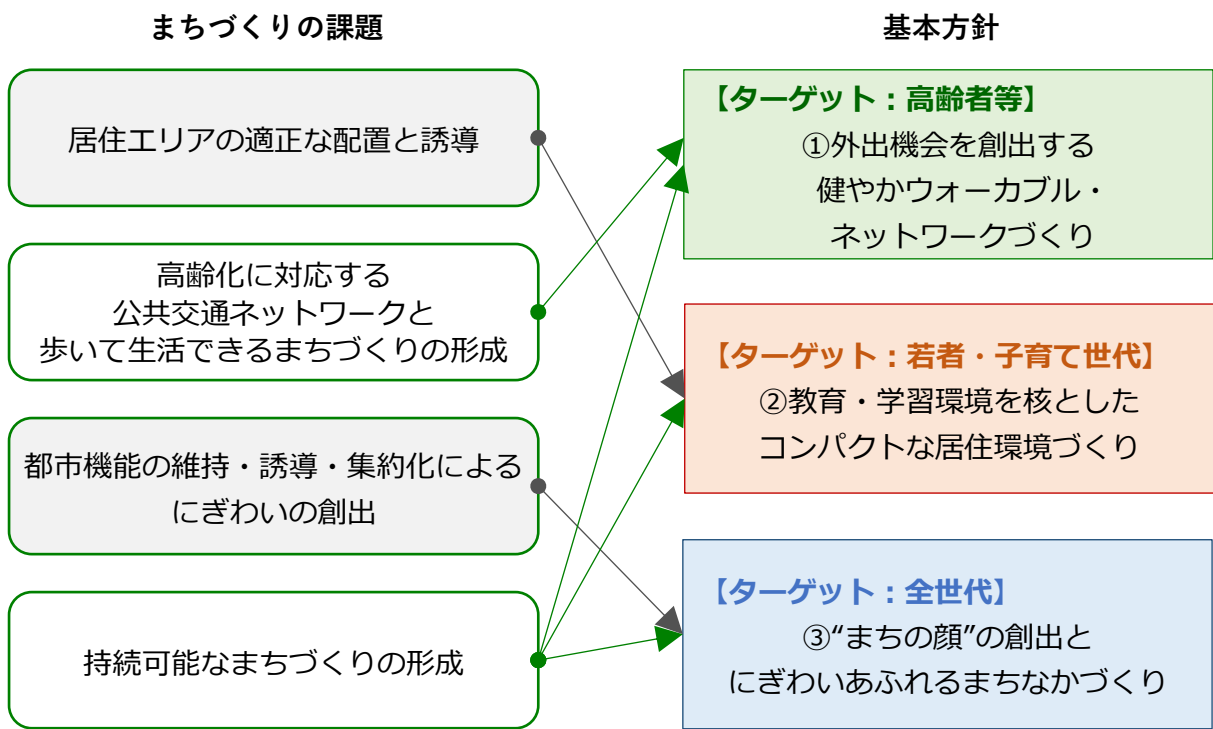


図 3-1 まちづくりの基本方針（ターゲット）



2. 目指すべき都市の骨格構造

『岩内町都市計画マスタープラン』では、目指すべき将来の都市構造を示しており、本計画においては、目指すべき都市の骨格構造として、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

(1) ゾーンの形成

将来的な市街地については、人口動向や土地利用需要を的確に見極め、新たな拡大は原則抑制し、災害に強いまちづくりにも配慮しながら、コンパクトかつ効率的な市街地形成を進めていきます。都市の空間構成は、以下の6つのゾーンとします。

○中心拠点ゾーン

「中心拠点ゾーン」は、サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図り、持続可能な都市経営を目指すとともに、公共交通ネットワークと連携しながら、日常生活における利便性の向上を図ります。

また、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、みなとまちとしての特性を活かした魅力的でにぎわいのある市街地空間を創出し、交流拠点及び観光拠点としての機能の充実を目指します。

○港ふれあい・観光物流拠点ゾーン

「港ふれあい・観光物流拠点ゾーン」は、町民・観光客ともに、日本海の美しい景観や豊富な水産資源等、みなとまちを満喫できる快適な都市空間の形成を図ります。

また、岩内港を含めた臨港地区については、漁港としての良好な機能を維持するとともに、岩内新港地区に立地する岩内港工業団地は、日本海側の物流拠点としての機能整備・充実を図り、産業・工業集積拠点の形成を目指します。

○生活拠点ゾーン

「生活拠点ゾーン」は、人口減少が進む中においても、市街地のコンパクト化による持続可能な住環境の形成を目指し、商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図ります。

○生活・自然共生ゾーン

「生活・自然共生ゾーン」は、コンパクトな市街地形成に向けて、無秩序な市街地拡大や開発を抑制し、未利用地については、適切な管理を図りながら自然再生を進めるとともに、住宅地については、自然環境との共生を図る居住環境など、良好な都市空間の形成を図ります。

○リゾート拠点ゾーン

「リゾート拠点ゾーン」は、円山地区を中心として、既存施設の活用や、良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図り、これら周辺の自然環境等に配慮したリゾート空間の形成を目指します。

○農業・自然共生ゾーン

「農業・自然共生ゾーン」は、無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな自然環境の保全を図ります。

(2) 活動軸の形成

いわないマリnparkや文化センター及び木田金次郎美術館の集積する交流拠点から寺院の集積ゾーンや岩内神社、岩内高校周辺を経て、道道野束清住線から円山地区に至るゾーンを市街地の「シンボル軸」として位置づけ、魅力ある都市空間の形成を図ります。

国道229号から国道276号・道道岩内港線を市街地の主軸となる「都市軸」として位置づけ、沿道の都市機能集積を図るほか、これを補完する道道岩内洞爺線を「サブ都市軸」として位置づけます。

また、国道229号を補完し、岩内港へ向かう道道岩内港線・海岸通りは港ふれあい・観光物流拠点ゾーンを連絡する「産業軸」として位置づけ、みなとまちとしての空間形成を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、バスターミナルを交通結節点とし、都市軸等を周辺自治体との広域交通軸とするとともに、町内については循環バスを中心とした面的な交通ネットワークを形成します。

中心拠点ゾーンについては「ウォーカブルエリア」、リゾート拠点ゾーン及び岩内運動公園については「ウォーキングエリア」と位置づけ、地域公共交通ルートの再編やこれらのエリアに至る歩行者ネットワーク整備などを検討のうえ、公共交通ネットワークや歩行者ネットワークと各エリアを結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成します。

(3) 都市機能拠点の形成

役場を中心として、道道岩内洞爺線沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能の集積を図る「生活拠点」と位置づけます。

また、道の駅周辺については、「交流拠点」として位置づけ、文化センターや木田金次郎美術館等の既存施設の活用や、新たな交流機能の導入による、観光・交通・交流機能の集積と、中心市街地との一体化による、みなとまちとしてのにぎわい空間の創出を目指します。

都市の骨格となる「緑の拠点」として、いわないリゾートパークを中心とした周辺地域（森林公園など）、岩内運動公園及びいわないマリnpark周辺を配置します。

現在、介護・福祉施設が立地する、福祉エリアについては、自然豊かな環境で、公共交通ネットワークにより各拠点へのアクセスを容易にするエリアとしながら、コンパクトなまちづくりを推進するため、将来に向けた施設誘導を図ります。

図 3-2 将来都市構造概念図

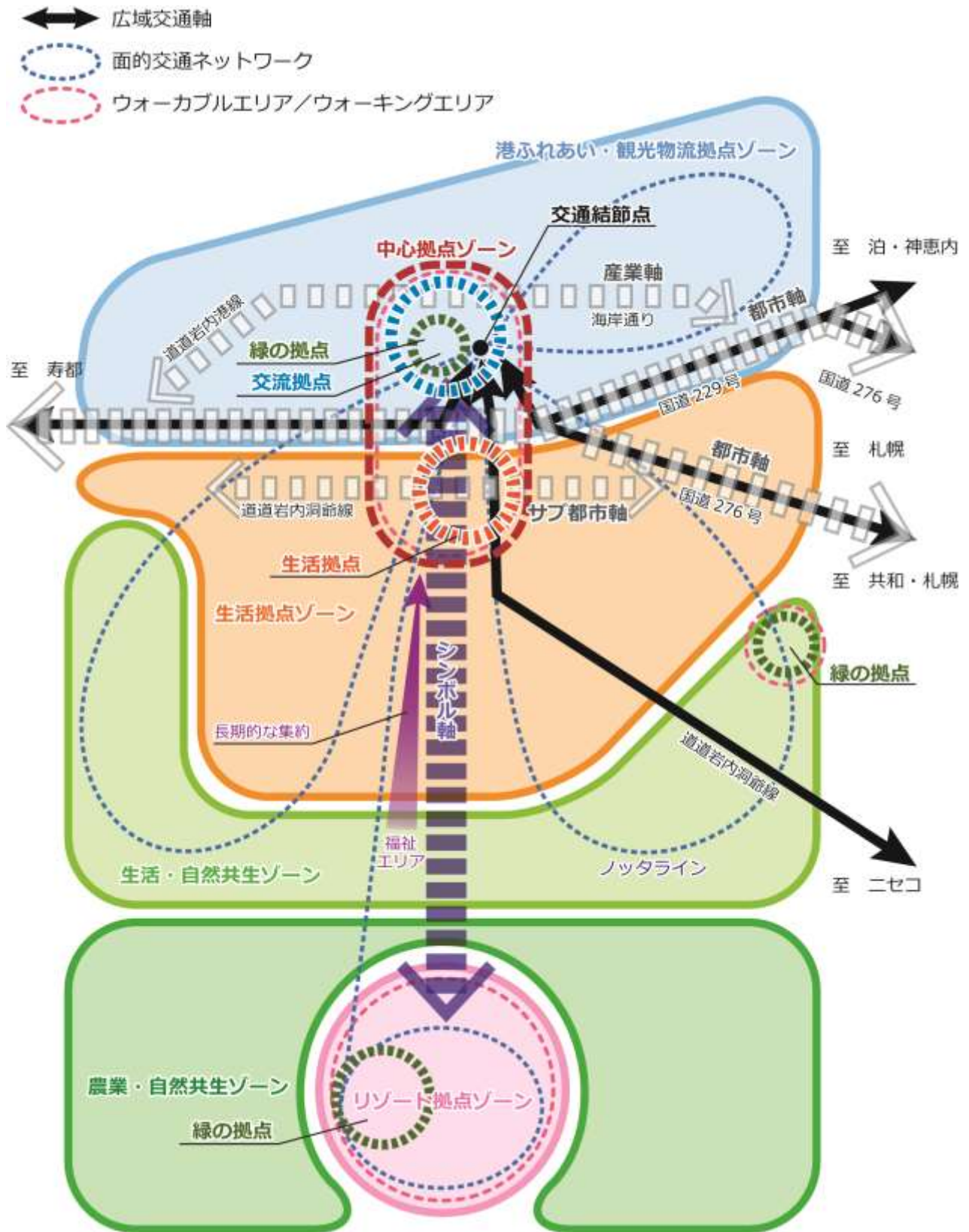
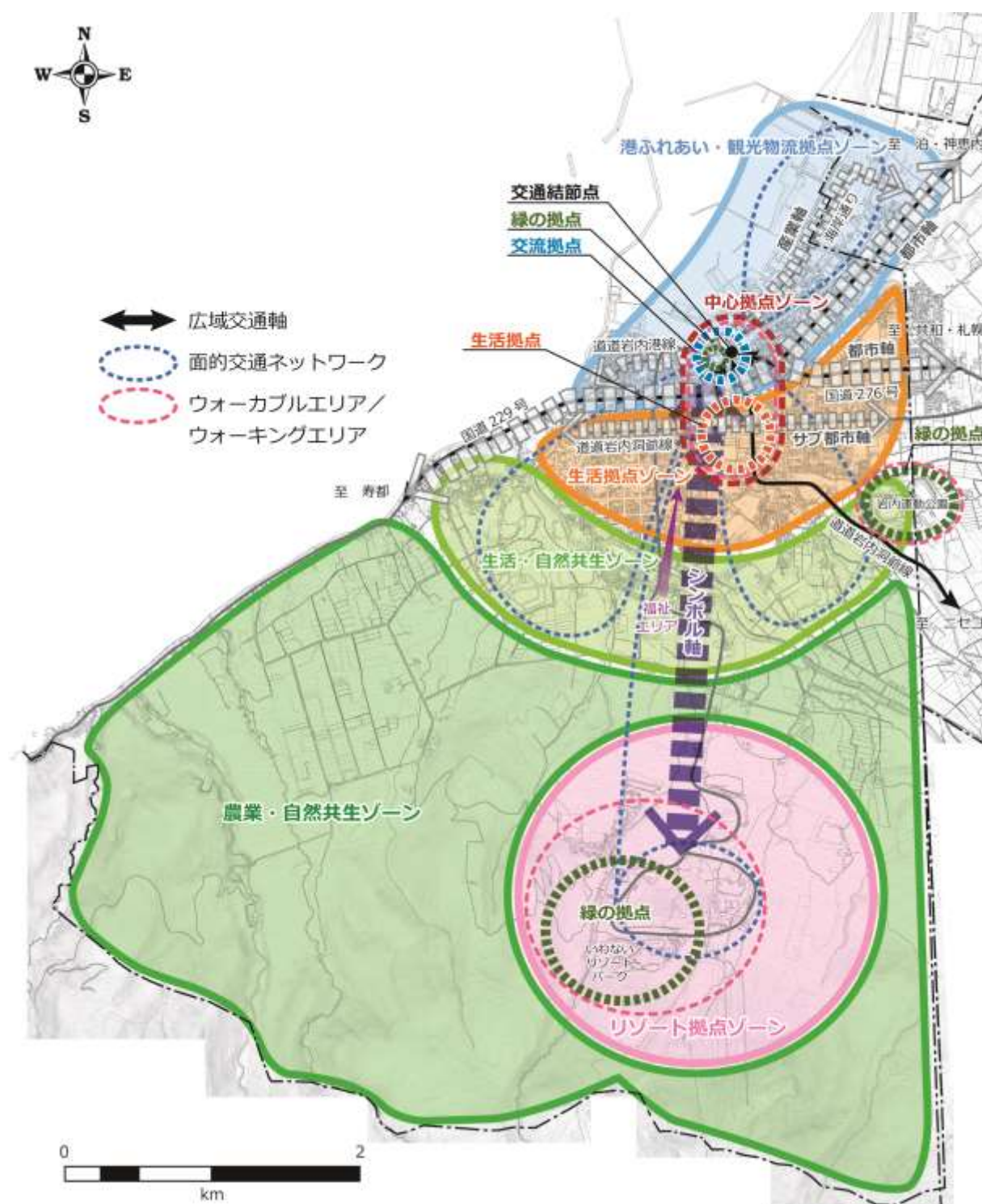


図 3-3 将来都市構造図



3. 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

まちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するため、基本方針（ターゲット）ごとに課題解決に向けた施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

<まちづくりの基本方針>

①外出機会を創出する 健やかウォカブル・ネットワークづくり【ターゲット：高齢者等】



誘導方針（ストーリー）①：高齢者等が安全・快適に外出できる環境の形成

施策①-1 特色を活かした歩行空間の形成

都市骨格構造では、中心拠点ゾーンをウォカブルエリア、岩内運動公園及びリゾート拠点ゾーンをウォーキングエリアに設定しており、各エリアの特色を活かした、歩行空間の整備を図ります。

施策①-2 重層的な公共交通ネットワークの維持

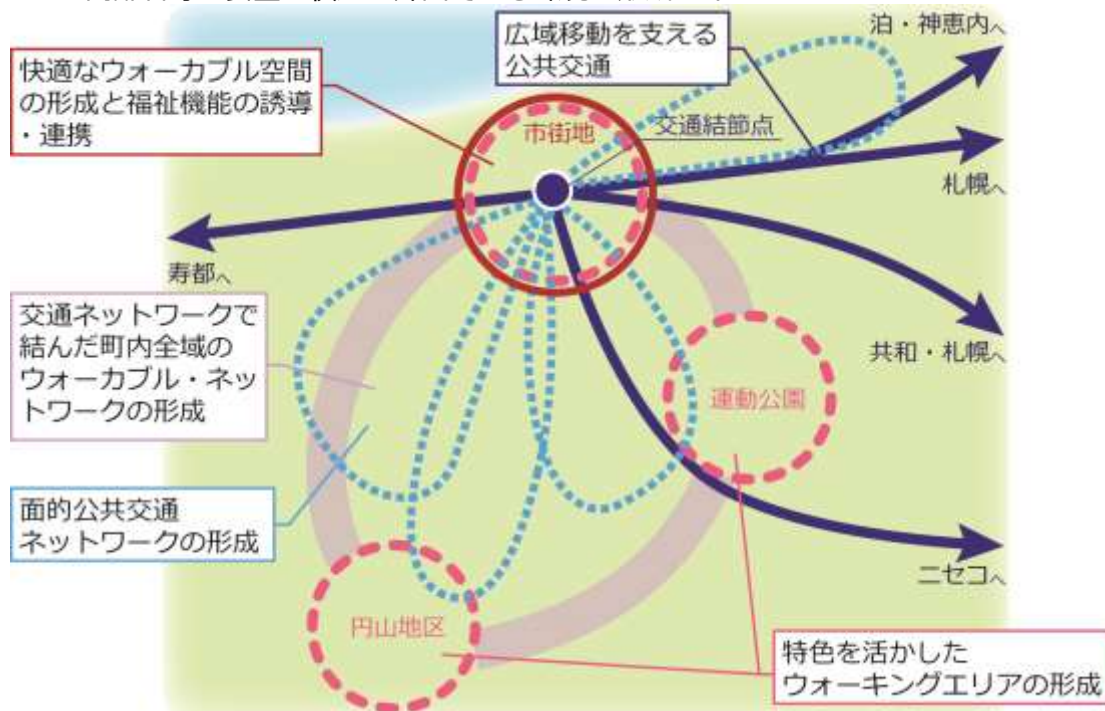
都市間・町内の公共交通ネットワークを維持することにより、高齢者等が外出目的に応じた公共交通を選択でき、いつまでも安心して生活できる環境の形成を図ります。

施策①-3 福祉機能と連携したまちなかづくり

郊外に立地する老人福祉センターや、介護施設等の福祉機能について、将来的なまちなかへの移転を想定するとともに、まちなかにおける高齢者が集う場を整備するなど、福祉機能と連携したまちなかづくりを図ります。

<期待される効果> 健康寿命の延伸

図 3-4 高齢者等が安全・快適に外出できる環境の形成のイメージ



<まちづくりの基本方針>

②教育・学習環境を核とした コンパクトな居住環境づくり【ターゲット：若者・子育て世代】



誘導方針（ストーリー）②：子育て・教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成

施策②-1 安全で良質な住環境の形成

用途地域の縁辺部は、大規模な未利用地が残っていますが、それらについては開発の抑制を図る一方で、既存市街地における空き家・空き地の活用を促進するとともに、子どもが身近に遊べる公園・緑地・広場等を適切に配置・維持管理することで、安全で良質な住環境の形成を図ります。

施策②-2 子育て支援施設と教育施設との連携による地域づくり

幼稚園・保育所等の子育て支援施設と、令和8年度に開校予定である義務教育学校及び岩内高校との連携による地域づくりを推進し、子どもたちの成長を支える環境の形成を図ります。

施策②-3 通学における公共交通の利用促進

通学時における公共交通利用の可能性や、岩宇地域から通学する高校生等がバス待合を利用することを踏まえた、居住環境の確保に資する公共交通の利用促進を図ります。

施策②-4 交通結節点を活かした憩いの場の形成

未就学児の子を持つ子育て世帯が、子どもを遊ばせながら親同士が交流できる空間や、岩宇地域から通学する高校生等のバス待合を兼ねた、中学生・高校生等若者の憩いの場の形成など、交通結節点を活かした環境の整備を図ります。

<期待される効果> 持続可能なまちづくりの形成

図 3-5 子育て・教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成のイメージ



<まちづくりの基本方針>

③“まちの顔”の創出とにぎわいあふれる まちなかづくり【ターゲット：全世代】

**誘導方針（ストーリー）③：“まちの顔”を拠点とした交流人口の増加****施策③-1 “まちの顔”となる交流・観光拠点の形成**

岩内町を訪れる観光客等の玄関口であり、多くの施設が立地している道の駅周辺は、既存の施設との連携や、みなとまちの特色を活かしながら、子どもから高齢者まで多様な世代の町民が集うとともに、観光客が訪れる“まちの顔”となる交流・観光拠点の整備を推進します。

施策③-2 “まちの顔”周辺における小規模店舗の機能維持

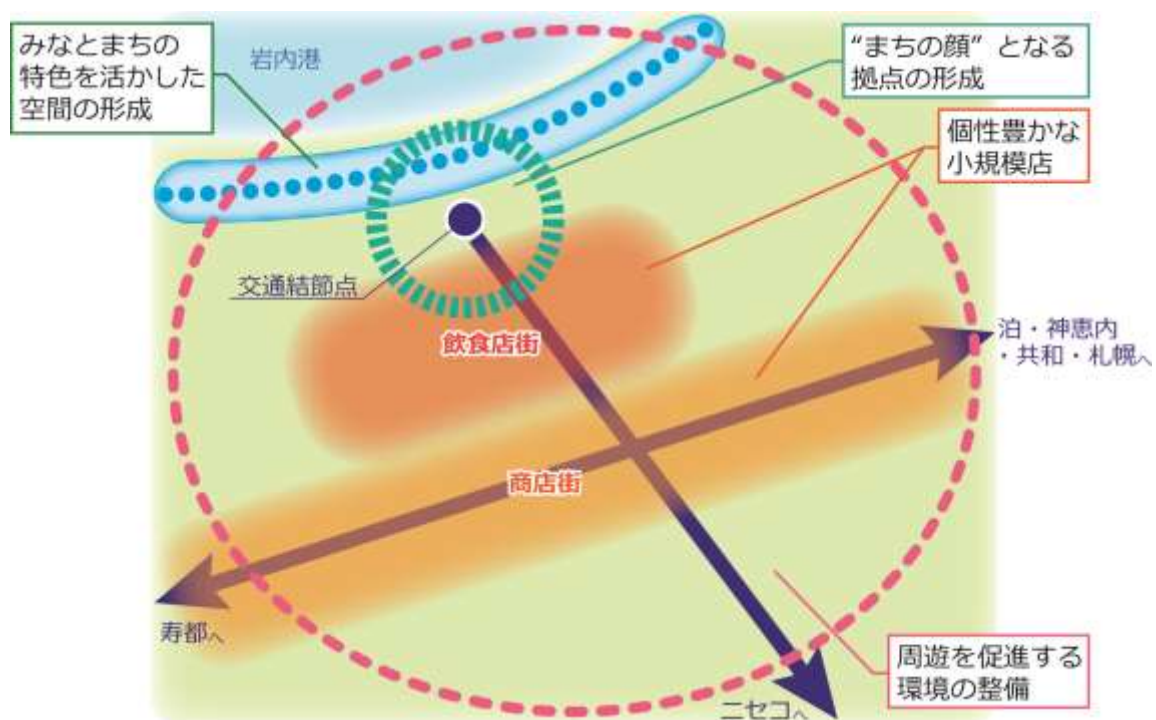
国道 229 号沿道を中心に形成されている商店街や、周辺の飲食店街は、個性豊かな店が立地する一方で、空き地・空き店舗も増えている状況です。“まちの顔”の周辺に立地するこれらの環境・機能の維持に向けた支援を図ります。

施策③-3 “まちの顔”を拠点とした周遊の促進

“まちの顔”となる交流・観光拠点を中心に、周辺の店への周遊を促す歩行空間や街区公園の整備を図ります。

<期待される効果> 岩内町のブランド力向上

図 3-6 “まちの顔”を拠点とした交流人口の増加のイメージ



4章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の基本的な考え方

都市計画運用指針では、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であるとされています。

2. 居住誘導区域設定の考え方

本町の人口は、今後も減少傾向が続き、令和27年の将来人口は、令和2年の5割程度になると推計されています。人口減少が進む中でも日常生活サービスが持続的に確保されるように、居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域の設定は、次の4つの視点を踏まえます。

(1) 現時点で居住が集積する区域・交通が整備されている区域

現時点で居住が集積する区域及び公共交通の徒歩圏を踏まえて設定することとし、令和2年における人口集中地区(DID)及びバス停徒歩圏を基本に、境界周辺については、地域の一体性や土地の利用現況を踏まえて設定します。

図 4-1 DID・バス徒歩圏



(2) 土砂災害特別警戒区域・埋蔵文化財包蔵地

現在指定されている、土砂災害特別警戒区域、及び埋蔵文化財包蔵地のうちおよその範囲が分かっている区域については、居住誘導区域から除外します。

土砂災害警戒区域については、急傾斜地の危険防止対策を進めるとともに、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

図 4-2 土砂災害特別警戒区域・埋蔵文化財包蔵地



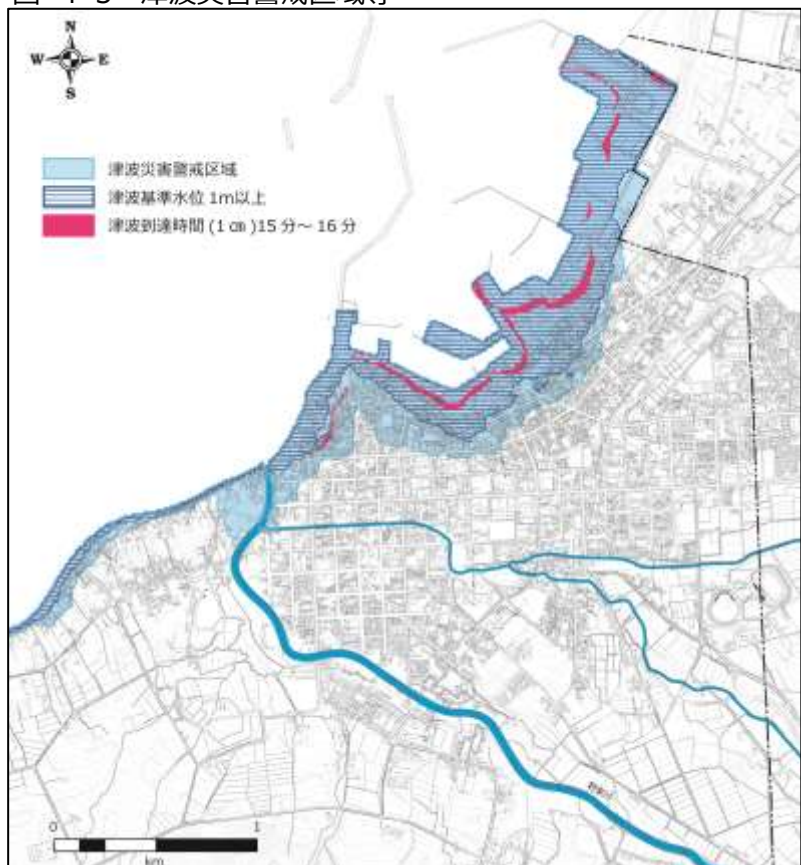
(3) 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域※のうち、浸水基準水位が1 m以上の区域と、津波到達時間（1 cm）が町内で最短である 15～16 分の区域を比較し、より内陸側にある区域から海側については、安全を確保すべき地域として居住誘導区域から除外することを基本とします。

浸水基準水位が1 m未満の津波災害警戒区域や一部区域等については、港湾施設の改良整備を図るとともに、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

※浸水想定（最大クラスの津波）と同じ範囲

図 4-3 津波災害警戒区域等



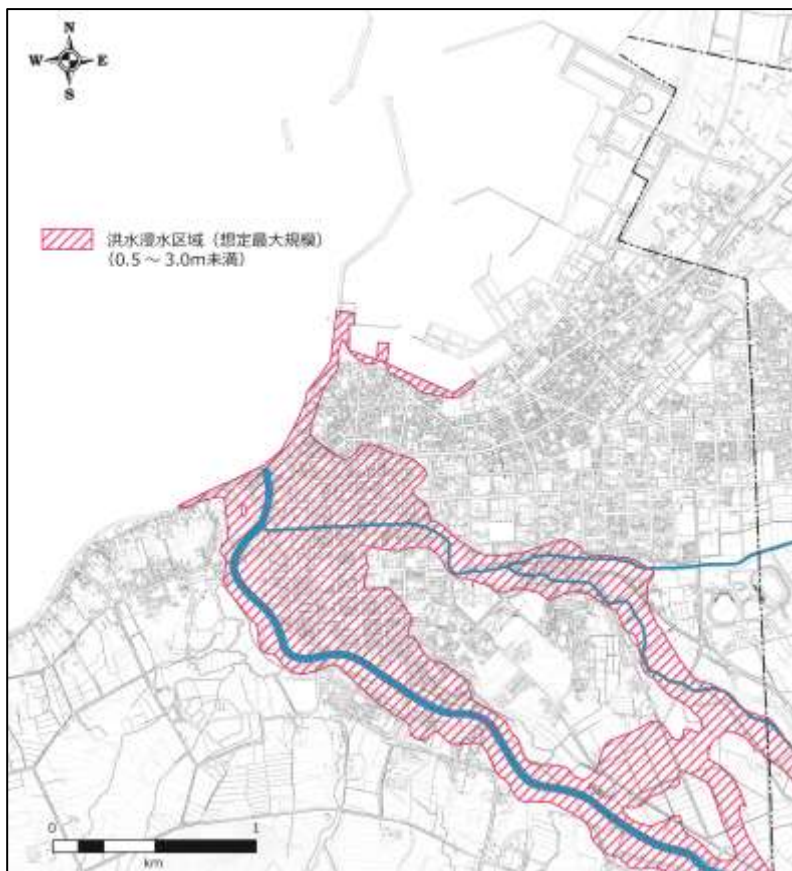
(4) 洪水浸水想定区域

野東川水系野東川で、想定し得る最大想定規模の大雨が降った場合の想定浸水深は、最大で3m未満と想定されています。

浸水想定が0.5m以上3m未満の区域については、災害時において、平屋や集合住宅1階部分の住民は、安全な地域への避難が、2階以上の居室がある住民で避難が遅れた場合は、2階等への垂直避難が必要とされています。

この区域については、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。

図 4-4 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



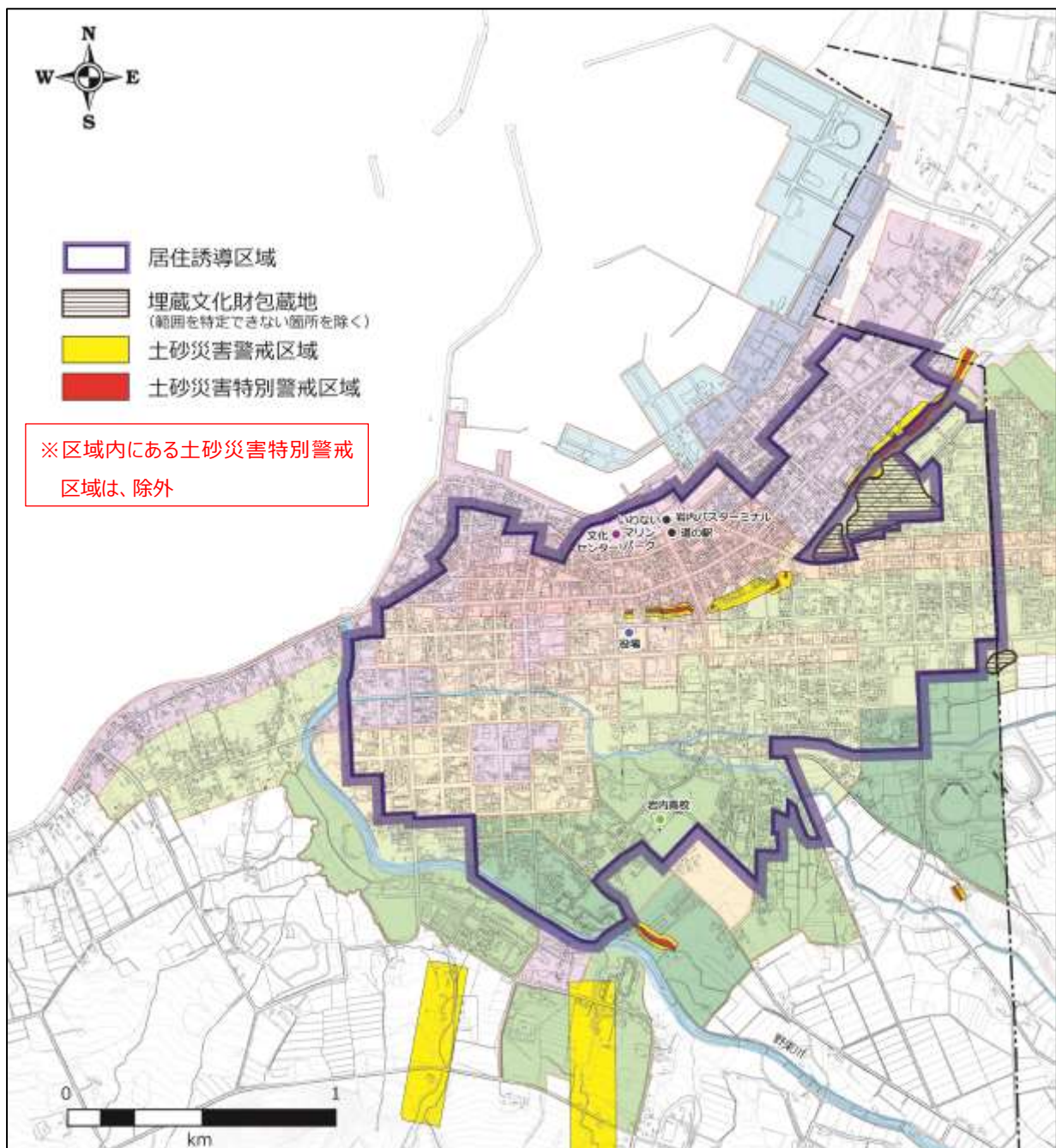
3. 居住誘導区域

前項までの検討内容を踏まえ、用途地域内で野束川右岸の地区のうち、バス停の徒歩圏内であり、DID が含まれる区域を基本とした上で、前項の（２）、（３）を除いた地域とし、地域の一体性や土地の利用現況、利用方針を踏まえた区域とします。

ただし、いわないマリンパーク周辺については、文化センター・道の駅等の交流・観光拠点であり、交通拠点である岩内バスターミナルも立地していることから、利用者・観光客及び周辺住民の防災対策を講じた上で、居住誘導区域に設定します。

※区域内にある土砂災害特別警戒区域は、除外

図 4-5 居住誘導区域



令和2年現在の用途地域内人口密度は、19.7人/haであり、本計画の終了年度である令和26年には、10.9人/haまで減少する見込みです。また、令和26年の居住誘導区域内人口密度は、15.0人/haと推計されます。

仮に、令和26年の将来人口6,400人が、全て居住誘導区域内に居住した場合の人口密度は22.9人/haであり、令和2年現在の用途地域内人口密度である19.7人/haを上回ることから、居住誘導施策の推進によって、現在の人口密度を維持した、コンパクトなまちづくりの形成を図ることが可能な居住誘導区域面積であると言えます。

表 4-1 将来人口の見通しを踏まえた検証

	面積 (ha)		人口 (人)		人口密度 (人/ha)		全人口に対する割合	
			R2	R26※	R2	R26	R2	R26
全町	7,060		11,648	6,400	1.6	0.9	100%	100%
用途地域※	569.0	100%	11,200	6,200	19.7	10.9	96.2%	96.9%
居住誘導区域※	279.6	49.1%	7,700	4,200	27.5	15.0	66.1%	65.6%

うち居住誘導区域外の人口を0人とした場合

居住誘導区域	279.6	49.1%	7,700	6,400	27.5	22.9	66.1%	100%
--------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	------

資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）
将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）
※R26の全人口、R2、26の用途地域人口は、都市計画マスタープランに基づく（社人研推計値を基に設定、概数）。
居住誘導区域面積は都市計画基礎調査の面積を基に GIS 上で計測、居住誘導区域人口はメッシュ人口より計算（概数）、R26はR2とR27推計値の案分（概数）

4. 届出制度

都市再生特別措置法では、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握できるよう届出制度が定められています。

(1) 届出制度の目的

本町が居住誘導区域外における住宅開発等の情報を把握するために行うものです。

(2) 届出対象となる区域・行為

本計画の計画区域（都市計画区域内）のうち居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

届出対象となる開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

3戸の開発行為

届

1戸の開発行為（例：1,300㎡）

届

2戸の開発行為（例：800㎡）

不届

届出対象となる建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記建築等行為）とする場合

3戸の住宅新築

届

1戸の住宅新築

不届

5章 都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市計画運用指針では、原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域であるとされています。

2. 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、バス停徒歩圏内である居住誘導区域内のうち、目指すべき都市の骨格構造で示す「中心拠点ゾーン」及び「シンボル軸」、都市計画マスタープランにおいて沿道サービスゾーンとして位置づけている国道 276 号沿道、及び利便性の高さで良質な住環境が調和した住宅地の形成を位置づけている中心市街地に近い東山地区と栄地区を含めることとします。

また、多機能の都市機能施設が集積している現状を考慮し、これらの範囲を踏まえた区域とします。

具体的には、既存商業・医療・行政など都市機能が集積する国道 229 号のうち商業地、駅前通、国道 276 号、八幡通り沿道の区域を含み、西側は道道野東清住線沿道、南側は岩内高校を含む区域、東側は行政界までとします。

ただし、いわないマリンパーク周辺については、文化センター・道の駅等の交流・観光拠点であり、また、みなとまちとしての特性を活かしていくとともに、利用者や観光客の防災対策を講じるために、居住の誘導を想定しない臨港地区の一部区域を都市機能誘導区域に設定します。

区域内にある土砂災害特別警戒区域は、除外します。

図 5-1 都市機能誘導区域の検討



3. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内のうち約 138ha として設定します。

図 5-2 都市機能誘導区域

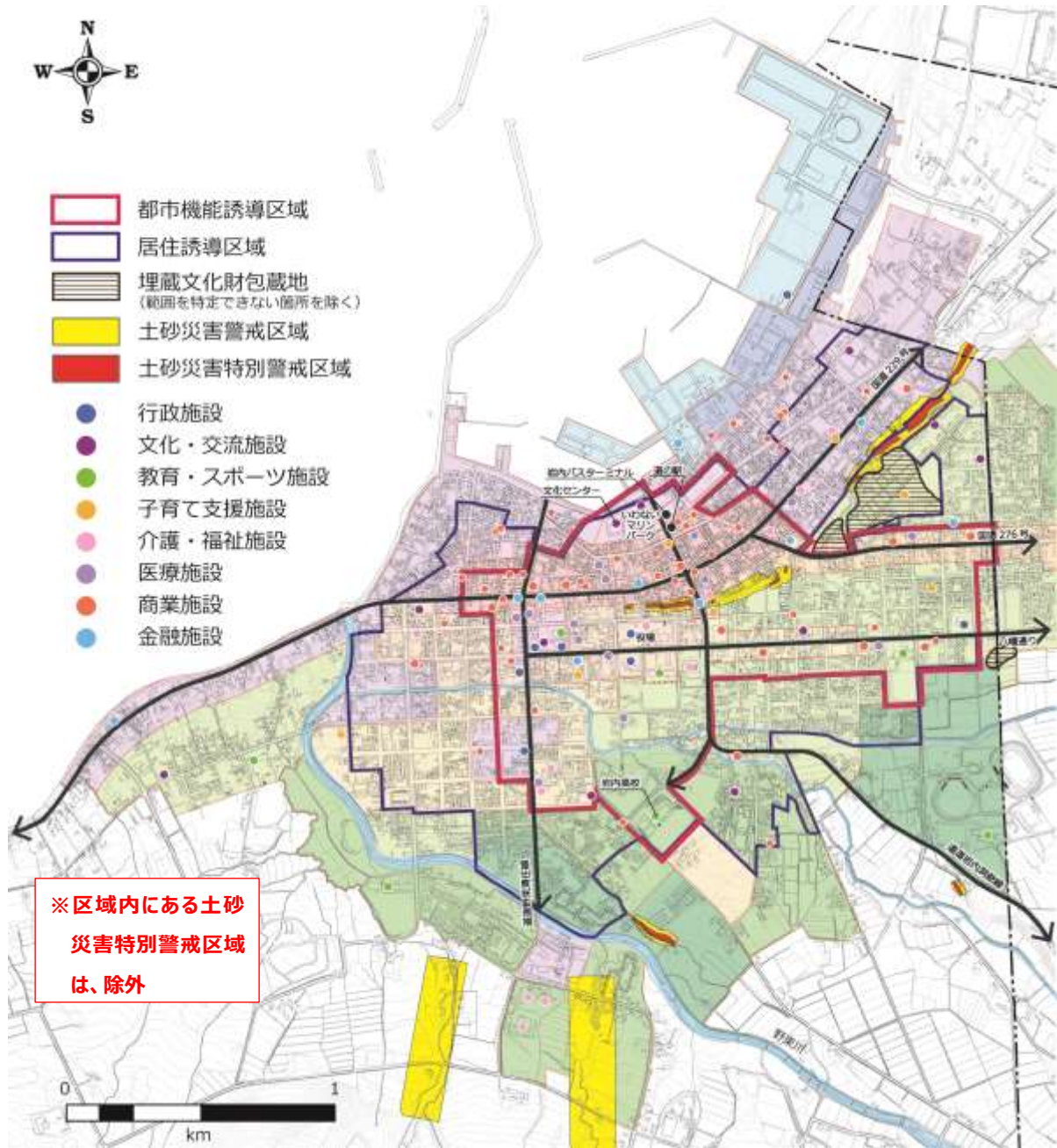


図 5-3 居住誘導区域・都市機能誘導区域のまとめ

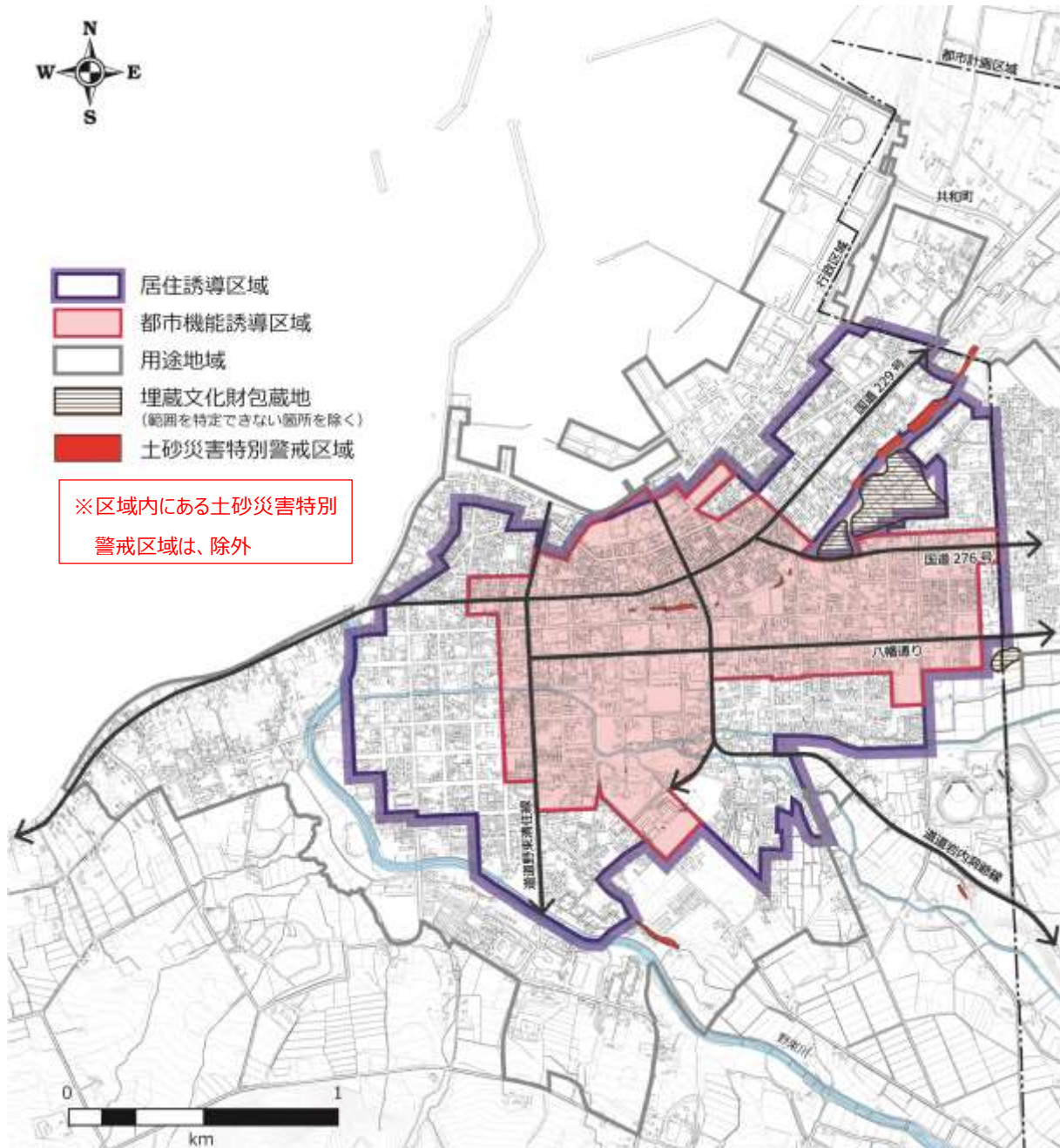


表 5-1 用途地域・居住誘導区域・都市機能誘導区域面積一覧

	面積 (ha)	構成比
用途地域	569.0	100.0%
居住誘導区域	279.6	49.1%
都市機能誘導区域	138.2	24.3%

※居住誘導区域、都市機能誘導区域の面積は都市計画基礎調査の面積を元に GIS 上で計測

6章 誘導施設

1. 誘導施設の基本的な考え方

都市計画運用指針では、誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものとされています。

2. 誘導施設の設定

本町は、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）の中核としての公共公益施設や広域的な医療施設、複数の商業施設、高校が立地しており、町内外から多くの方が利用しています。

誘導施設は、人口減少が進む中においても岩宇地域の中核及び岩内町の都市機能の維持・向上を図ることを目指して、設定します。

誘導施設は、次の2点を踏まえて、都市機能誘導区域内に下表のとおり設定します。

①岩宇地域の中核施設：

岩宇地域の中心拠点として機能を維持するために必要な施設

②利便性の維持・向上等を図る必要都市機能施設：

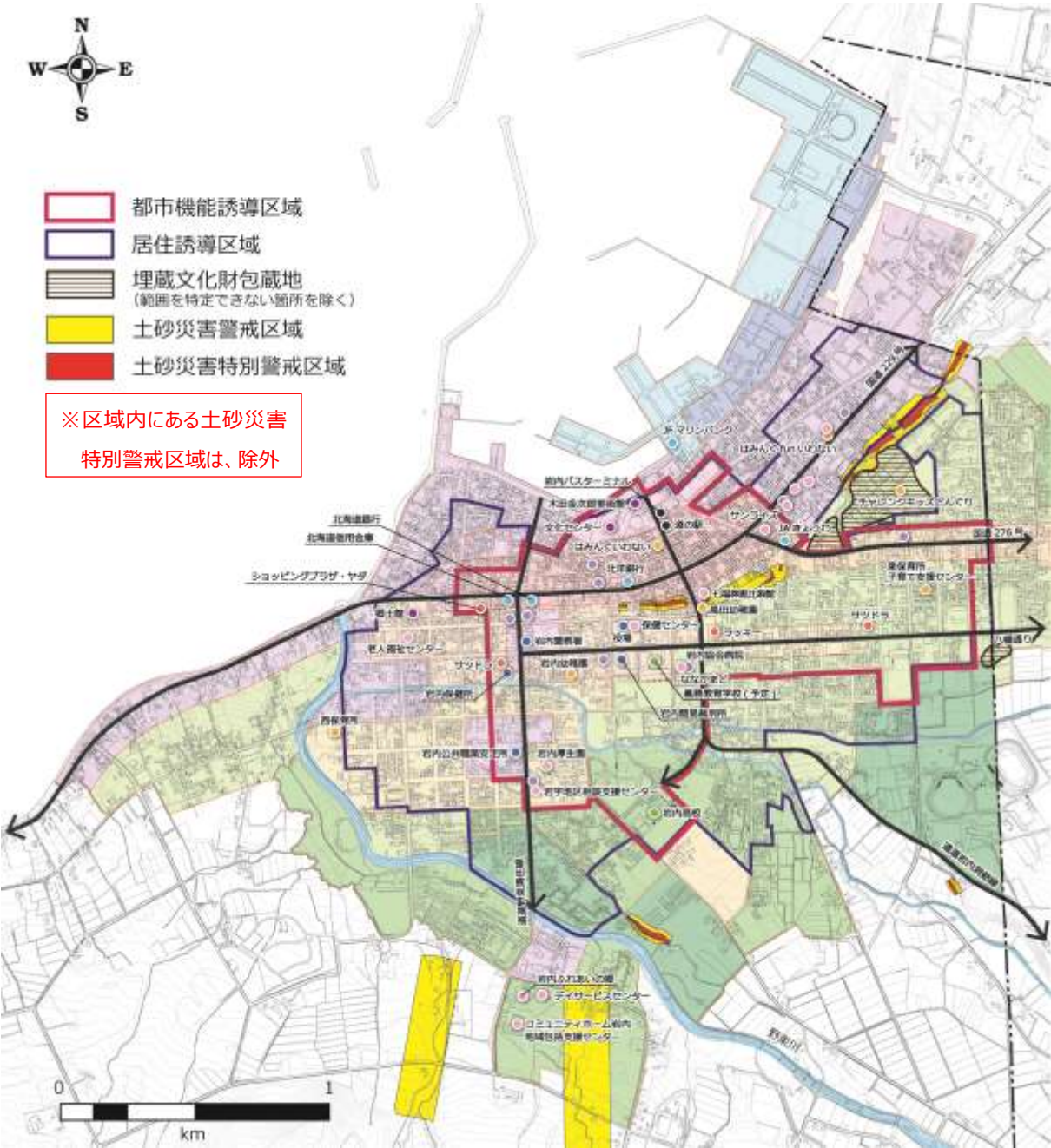
町内の日常生活利便性の維持・向上や、文化・交流の発展に寄与するために必要な施設、もしくは利便性の高い都市機能誘導区域内に立地することにより、施設利用者等の快適性向上が見込まれる施設

表 6-1 誘導施設一覧

分類	誘導施設	現状立地施設数		施設誘導の考え方	
			うち区域内※	岩宇地域の中核	必要都市機能施設
行政施設	役場	1	1		○
	国・道の行政窓口を有する施設	4	4	○	○
文化・交流施設	図書館、拠点的な文化・交流施設	4	2	○	○
教育施設	義務教育学校、高等学校	1	1	○	○
子育て支援施設	子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター	8	5		○
介護・福祉施設	保健センター、老人福祉センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター	4	2	○	○
	上記以外の介護・福祉施設	13	4		○
医療施設	病院	1	1	○	○
	診療所（歯科を除く）	9	7		○
商業施設	延床面積 500㎡以上の生鮮食料品を扱う小売店	4	4	○	○
金融施設	銀行、信用金庫	5	4	○	○
交通拠点施設	バスターミナル	1	1	○	○
	道の駅	1	1		○
合 計		56	37	8	13

※都市機能誘導区域内

図 6-1 都市計画区域内誘導施設立地状況



3. 届出制度

都市再生特別措置法では、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握できるよう届出制度が定められています。

(1) 届出制度の目的

本町が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の情報を把握するとともに、都市機能誘導区域内においては、誘導施設の休廃止を事前に把握するために行うものです。

(2) 届出対象となる区域・行為

①都市機能誘導区域外における届出

本計画の計画区域（都市計画区域内）のうち都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する 30 日前までに町長への届出が義務付けられます。

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

開発行為以外

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

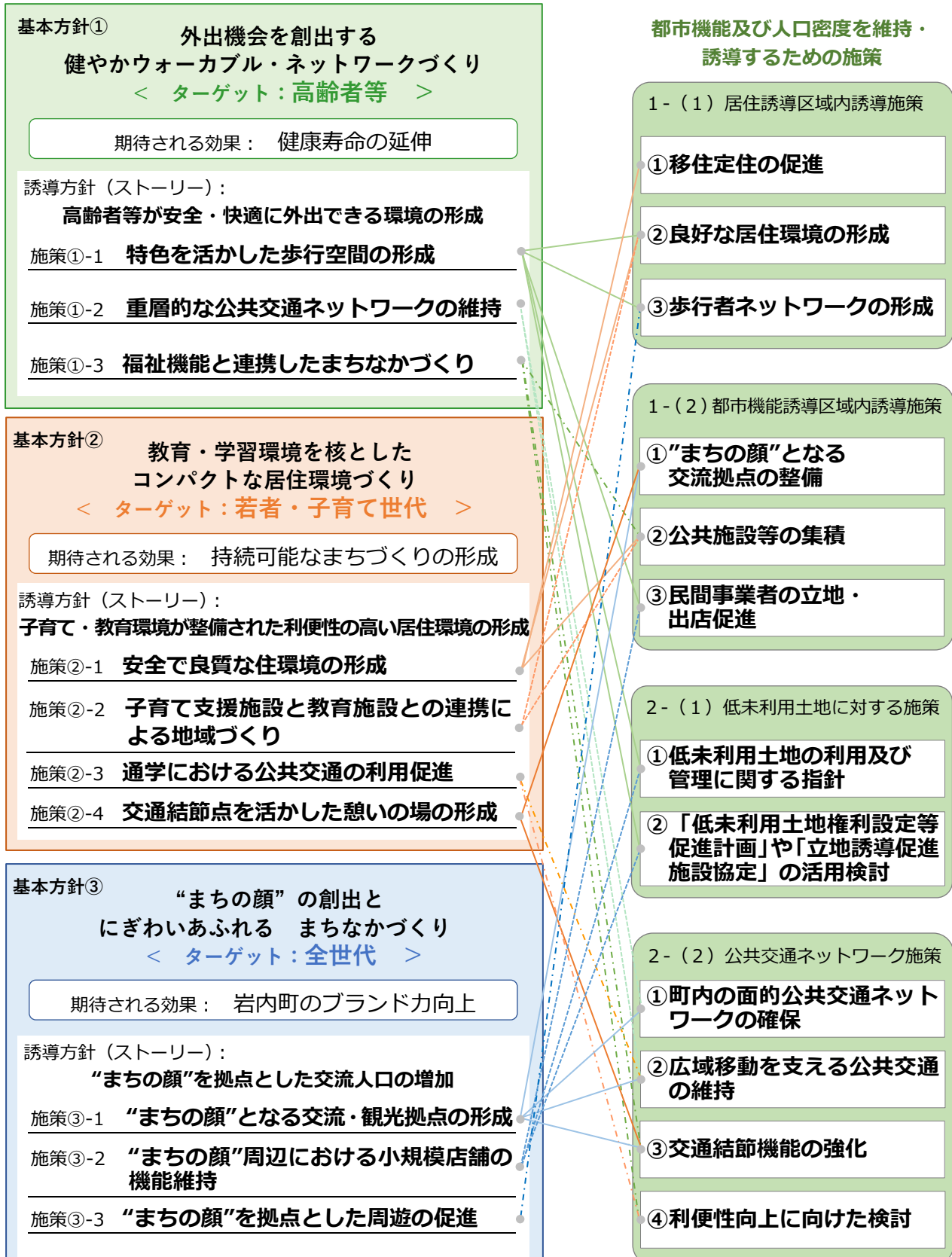
②都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、その 30 日前までに町長への届出が義務付けられます。

7章 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策

本章では、3章で示した、ターゲット別の誘導方針（ストーリー）に基づく、課題解決のために必要な施策をより具体的に示します。

図 7-1 まちづくりの基本方針（ターゲット）と都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策



1. 誘導区域における施策

(1) 居住誘導区域内における誘導施策

整備事業にあたっては「都市構造再編集中支援事業」、「都市再生整備計画事業」、「まちなかウォーカブル推進事業」等の国の支援措置を活用します（詳細は、資料参照）。

施策は、都市計画マスタープランのほか、総合振興計画、住生活基本計画等関連する計画にも位置づけることにより、施策の推進を図ります。

①移住定住の促進

若者・子育て

- しりべし空き家 BANK 及び岩内町空き地バンクの充実と活用による多くの情報共有と提供を行うとともに、若年・子育て世帯、もしくは移住世帯に対する新築・中古住宅取得の支援に加え、居住誘導区域外から区域内への住み替え支援を検討し、居住誘導区域内における住宅の取得を促進します。
- 移住・定住コーディネーターとの連携による、オンライン移住相談会やオンライン移住体験ツアー等、きめ細やかな対応による、居住誘導区域内への移住・定住の促進を図ります。

②良好な居住環境の形成

高齢者

若者・子育て

- 老朽化が進み利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。
- 町営住宅については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき集約・再編を進め、町営住宅の建替え等を行う際には、周辺環境や利便性を考慮しながら立地を選定します。
- 老朽化の進む都市計画道路、下水道などのインフラについて、都市計画マスタープランや個別施設計画と整合を図りながら計画的な整備・維持管理を図り、持続可能な都市経営に努めます。
- 町営住宅跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、身近な公園・緑地・広場等の整備推進を図るとともに、既存の街区公園は、周辺住民の意向を踏まえた有効活用を検討します。
- 町内の美化活動や防犯活動等のまちづくり活動に対して支援し、協働によるまちづくりを促進します。
- 適切な管理が行われず、何らかの問題が発生している管理不全な空き家については、個々の状況に応じた対応を行い、状況の改善を図ります。

③歩行者ネットワークの形成

高齢者

全世代

- 市街地内の幹線道路については、安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図り、国道 229 号などの主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。
- 目指すべき都市の骨格構造の中心拠点ゾーンは、回遊性のある、まちなかの快適な歩行空間の整備推進を図り、特色ある沿道景観の形成を図ります。
- 目指すべき都市の骨格構造の交流拠点周辺にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。
- 都市軸である国道 229 号沿いに形成する商店街沿道は、流雪溝の維持・保全による冬期間の快適な歩行空間を確保します。

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施策

整備事業にあたっては「都市構造再編集中支援事業」、「都市再生整備計画事業」、「まちなかウォーカブル推進事業」等の国の支援措置を活用します（詳細は、資料参照）。

施策は、都市計画マスタープランのほか、総合振興計画、総合戦略等関連する計画にも位置づけることにより、施策の推進を図ります。

①“まちの顔”となる交流拠点の整備 若者・子育て 全世代

○ みなとまちの特色を活かしながら、町民が集い、観光客が訪れる、新たな“まちの顔”の創出に向けて、町民ワークショップを実施し、下表の視点でエリアの検討を行いました。その結果、目指すべき都市の骨格構造の交流拠点である、道の駅、岩内バスターミナル等が立地する地区は、一部が津波基準水位1m以上である等、防災対策が必要となっていますが、国道、岩内港、中心市街地に近く、実現可能性が高いことからエリアに選定しました（詳細については、資料参照）。

表 7-1 新たな“まちの顔”の創出に向けたエリアの検討

検討視点		評価
立地特性： 町民・観光客にとって利用しやすいか？魅力的な場所か？		・国道から近く、住民・観光客にとってのアクセス性は比較的良好 ・岩内港と中心新市街地に近く、連携が期待 ・津波防災対策（津波避難ビル等）が必要
・利便性	交通量（主要道路交差点・沿道）	△ 国道に近い
	住民（町内公共交通）	○ いわない循環バスノッタラインのバス停徒歩圏
	観光客（広域交通軸・都市間公共交通）	◎ 岩内バスターミナルが立地
・近隣施設		多数（岩内港・いわないマリニパーク・文化センター・木田金次郎美術館）
・立地からの眺望景観		△ 海岸風景は既存施設で遮られている
・災害想定区域		× 津波基準水位1m以上
まちづくり方針との連携： 目指すべき都市の骨格構造と合致しているか？		・交流拠点内に位置
・各拠点＜生活／交流／緑の拠点＞		◎ 交流拠点・緑の拠点
・シンボル軸		○ シンボル軸上
・ウォーカブルエリア／ウォーキングエリア		○ ウォーカブルエリア内
事業可能性： 将来的な事業可能性はあるか？		・町有地が多く、実現可能性は高い
・土地利用状況（未利用地有無）		○ 有り
・土地地権者数		○ 岩内町・その他

○ これらを踏まえて、周辺地区と連携した親水空間や遊び場、交流・観光・交通・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出を目指した、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間の整備を推進し、関係団体等と連携しながら具体的な検討を進めます。

図 7-2 “まちの顔”となる交流拠点の整備イメージ

◎町民・観光客双方にとって“まちの顔”となるべき施設

⇒町民が日常的に利用し、観光客が観光地の一つとして立ち寄る施設が、互いに同じ空間を利用することによる、にぎわいの醸成

◎安全・安心で持続可能なまちづくりとの連携

⇒観光客・就業者等の津波避難が可能となる防災機能を備えるとともに、機能の多角化・複合化による、利便性の高い空間の形成



②公共施設等の集積 高齢者 若者・子育て 全世代

- 効率的・効果的な公共施設等の最適な配置の実現に向けた方向性を示す『岩内町公共施設等総合管理計画』の基本的な方針や公共施設保有量の縮減目標に沿って、人口減少や人口構造の変化、町民ニーズや社会情勢の変化に対応した施設総量やサービスの規模の適正化を行うとともに、新規の施設整備や更新については、必要な施設に限り最小限で行うこととし、施設の集約化や複合化等、効率的かつ効果的な方法を検討します。
- 令和8年4月開校予定の義務教育学校による、教育機能の集約化を推進します。
- 『第2期岩宇まちづくり地域連携ビジョン』では、岩宇地域(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)の地域医療を支えるために、救急医療体制及び小児医療体制の確保、維持に取り組むことが示されており、地域中核病院である岩内協会病院等、関係医師会や医療機関と連携しながら、必要に応じた支援を行います。

③民間事業者の立地・出店促進

高齢者 全世代

- 都市機能誘導区域内で空き店舗や空き地を活用した集客施設の設置や商業用店舗等を開設した場合の支援措置について、既存支援措置の活用などの検討を行い、にぎわい向上を図ります。
- 民間事業者による誘導施設整備にあたっては、都市構造再編集中支援事業等国の支援措置や税制上の特例措置等の活用に向けた情報提供及び活用に対する支援等を行うとともに、必要に応じて都市計画変更の検討を行います。
- 都市機能誘導区域内にある公的不動産の未利用地や未利用施設などについては、誘導施設整備の事業用地としての有効活用を図ります。

2. その他の施策

(1) 低未利用土地に対する施策

誘導施設や住宅の立地誘導を進める上で、空き地・空き家等の低未利用土地の利用促進や発生抑制等に向けて適切な対策を図るため、土地の現状を把握した上で以下を定めます。

①低未利用土地の利用及び管理に関する指針（低未利用土地利用等指針）

高齢者 全世代

1) 利用指針

・居住誘導区域内：

- ・既存住宅の再生を推奨すること
- ・良好な居住環境整備のための広場や施設等の利用を推奨すること
- ・冬期間における居住環境整備のための地域の雪堆積場としての利用を推奨すること

・都市機能誘導区域内：

- ・都市機能施設利用者や居住者の利便を高め、にぎわいを創出する広場や施設等の利用を推奨すること

2) 管理指針

- ・所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう定期的な除草や清掃、不法投棄等の予防措置など、自らの責任において空き地及び空き家等の適切な管理を行うこと

②「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用検討

高齢者 全世代

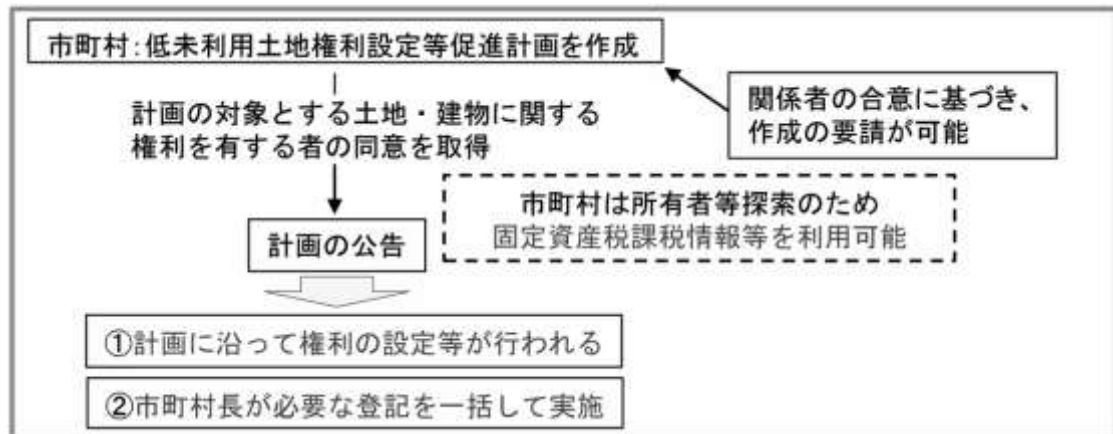
都市機能誘導区域又は居住誘導区域において、低未利用土地の積極的な利用促進を図るため、複数の土地の利用権等を交換・集約することができる「低未利用土地権利設定等促進計画」制度（計画作成には、本計画で低未利用土地権利設定等促進事業区域及び低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項を定める必要あり）や、地域住民とまちづくり団体が共同で空き地・空き家を活用した交流広場等の施設整備・管理を円滑に行うための「立地誘導促進施設協定」制度の活用について検討します。

低未利用土地権利設定等促進計画制度

○ 概要（立地適正化計画の誘導区域が対象）

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して、利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

○ 制度フロー

**立地誘導促進施設協定制度（通称：コモンズ協定）**

○ 概要（立地適正化計画の誘導区域が対象）

レクリエーション用の広場（交流広場）、地域の催しの情報提供のための広告塔（インフォメーションボード）など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意により協定を締結（都市再生推進法人などが管理）

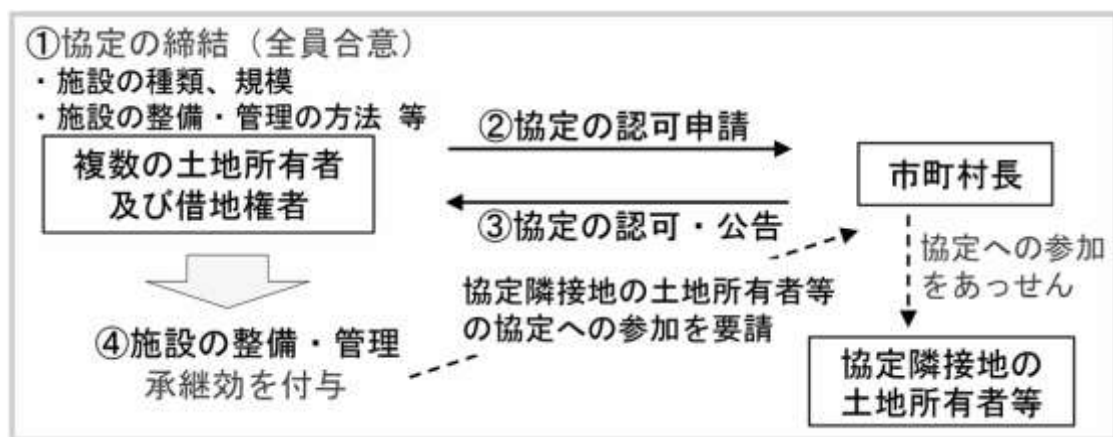
（※）低未利用土地権利設定等促進計画により集約された低未利用地を「コモンズ」として整備・管理することも想定

⇒地域の幅広いニーズに対応し、必要な施設を一体的に整備・管理するなど、地域コミュニティによる公共性の発揮を誘導（ソーシャルキャピタルの醸成にも寄与）

○ 協定を締結した後に地権者になった者にも効力を及ぼす「承継効」を付与

○ 市町村長が周辺地権者に参加を働きかけるよう、協定締結者が市町村長に要請できる仕組みを併せて措置

○ 制度フロー



出典：立地適正化計画策定の手引き（国土交通省 令和5年11月改訂）

(2) 公共交通ネットワーク施策

①町内の面的公共交通ネットワークの確保

高齢者

全世代

『岩内町地域公共交通計画』と連携しながら、以下の取り組みを行います。

- ・いわない循環バス「ノッタライン」及び町内市街地と円山地域とを循環する「円山地域乗合タクシー」については、必要に応じて路線やダイヤ等も見直ししながら、持続可能な運行を図ります。
- ・令和8年度の義務教育学校開校にあわせて、児童・生徒の通学時における公共交通利用の可能性について検討を行います。
- ・自主的に運転免許を返納した高齢者等に対して、免許返納後も外出に不自由せずに暮らせるよう、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーの利用促進を図る支援を行います。

②広域移動を支える公共交通の維持

高齢者

若者・子育て

全世代

『北海道後志地域公共交通計画』と連携しながら、以下の取り組みを行います。

- ・『北海道後志地域公共交通計画』では、本町を後志地域の公共交通ネットワークにおける中心都市に位置づけており、札幌市や中心都市間を結ぶネットワークについて、ネットワークの維持を図ります。
- ・岩宇地域の交通及び寿都・岩内間、倶知安・岩内間の交通を確保するため、生活路線バスの維持に取り組めます。
- ・観光誘客と公共交通利用促進が一体となった取り組みを検討します。

③交通結節機能の強化

高齢者

若者・子育て

全世代

交通結節点であるバスターミナルについて、交通結節機能の強化と公共交通利用の促進に向けて、“まちの顔”としての機能の複合化を図るための検討を進めます。

④利便性向上に向けた検討

高齢者

若者・子育て

公共交通利用者の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入を推進するとともに、利用者ニーズ等を踏まえながら、必要に応じた公共交通に係るデジタル化を検討します。

(3) 居住誘導区域外に対する施策

居住誘導区域の外側においては、住宅地化を抑制する必要がある場合には、用途地域を縮小し特定用途制限地域を定めるなど、適切な土地利用規制・誘導を検討します。

また、立地適正化計画において、居住誘導区域外の住宅地化を抑制する目的で居住調整地域を設定することが可能であるとともに、跡地が増加しつつありこれらの適正な管理を図ることが必要な場合には跡地等管理区域を設定することが可能です。

今後コンパクト化が図られていく中で、これらの制度を活用していくことが考えられることから、必要に応じて検討を進めます。

居住調整地域

○ 概要

➢住宅地化を抑制するために定める地域地区

※居住調整地域を定めることによって、立地適正化計画を実効力のあるものとしていくことが期待される。

○ 開発許可制度の適用

- ・区域内における特定開発行為、特定建築等行為については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして開発許可制度（立地基準の適合性も審査される）が適用される。



跡地等管理区域・跡地等管理指針

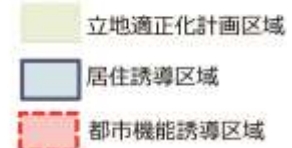
○ 概要

立地適正化計画に跡地等管理区域を設定し、跡地等の管理や地域住民の利用に必要な施設の整備についての指針を定めることにより、空き地等の適切な利用・管理を促進し、良好な居住環境の確保を図る。

○ 対象区域

- ・居住誘導区域外
- ・住宅が相当数あり、跡地※の面積が増加しつつあるエリア

※跡地：建築物の敷地だった土地



○ 指針への記載内容

- ・跡地等の適正な管理
 - ・跡地等を適正に管理する上での留意点
 - ・適正な管理水準
- ・跡地における居住者等が利用する緑地・広場等の整備・管理

跡地を地域のコミュニティ形成や地域の防災機能を高めるための空間として利活用する上で必要な施設（緑地・広場、通路、休憩施設、遊戯施設、備蓄倉庫等）の整備・管理方針
- ・跡地等管理協定の活用

所有者等による管理が困難な場合、都市再生推進法人等と跡地等管理協定を結ぶことで、当該地の管理や緑地、広場等の整備が可能

出典：立地適正化計画策定の手引き（国土交通省 令和5年11月改訂）

8章 防災指針

1. 災害リスクの把握

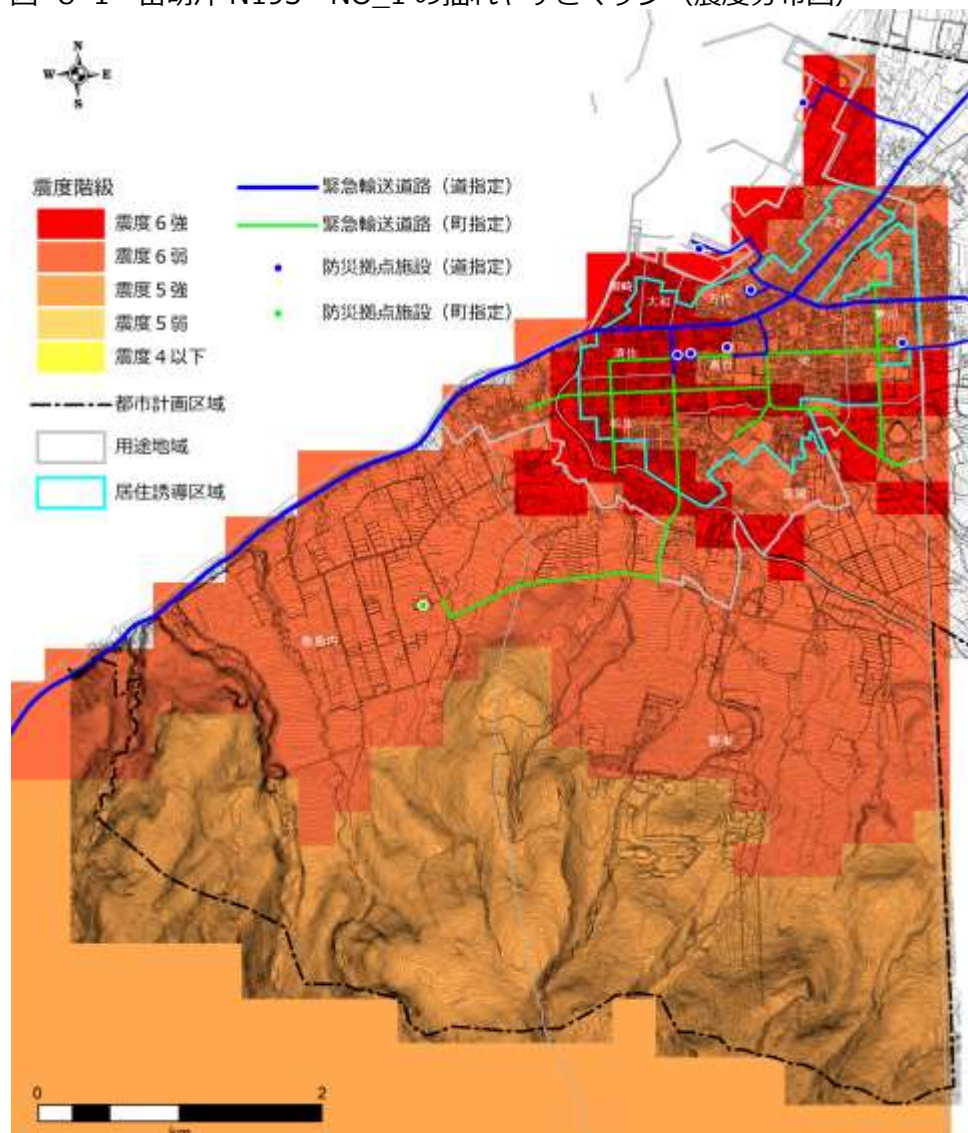
本町で想定される災害は、地震、津波、洪水（浸水）、土砂災害であり、大規模盛土造成地は町内にありません。

（1）地震

町内で最も大きな揺れが想定される留萌沖の地震では、大和、御崎、清住、相生等、沿岸を中心に震度6強、それ以外の地域は震度6弱もしくは5強になると想定されています。

北海道及び岩内町では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路を設定しています。

図 8-1 留萌沖 N193 NO_1 の揺れやすさマップ（震度分布図）



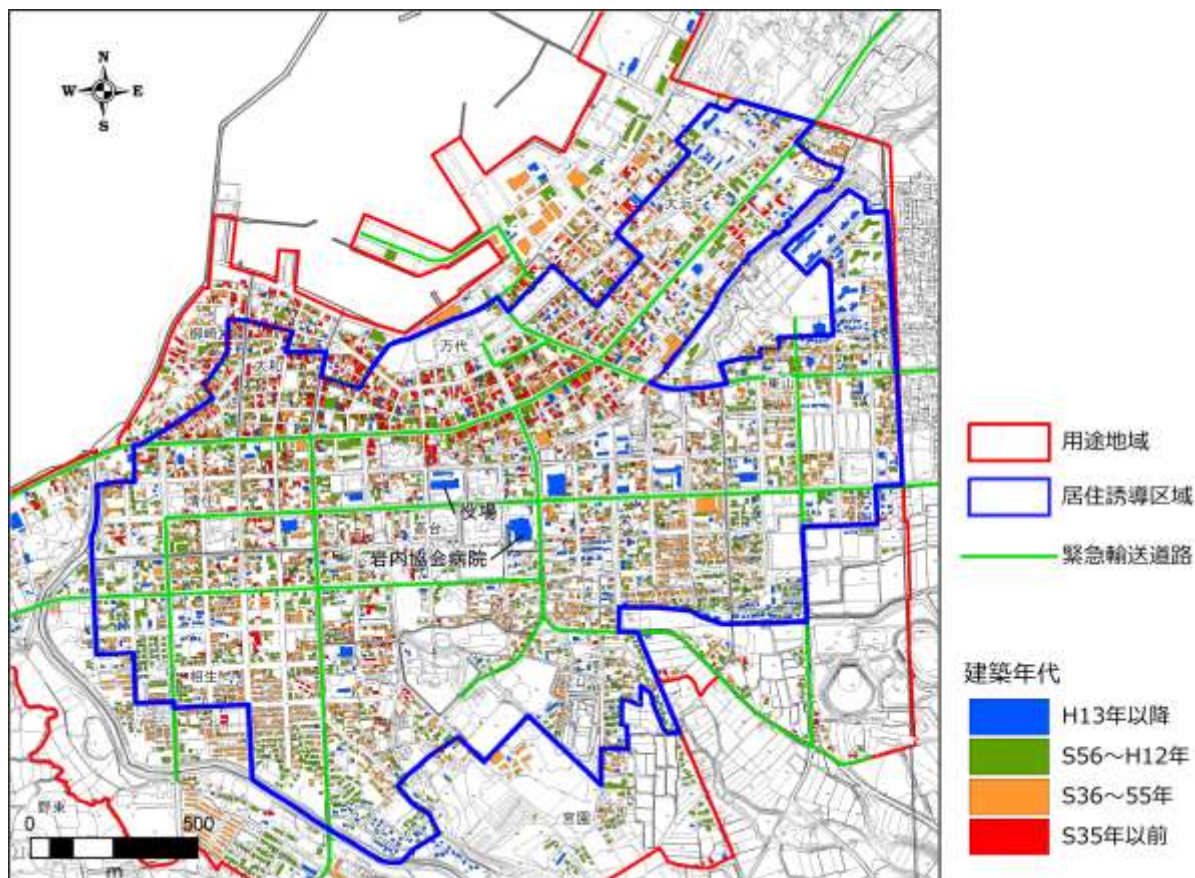
資料：平成28年度地震被害想定調査結果報告書（平成30年2月北海道）における250mメッシュ震度データ

町内の民間住宅の耐震化率は 62.4%（平成 27 年 1 月現在）であり、居住誘導区域内は、旧耐震基準である昭和 55 年以前の建物が多く立地しています。

居住誘導区域内で震度 6 強が想定される、大浜、万代、大和地区は、昭和 35 年以前の建物も多く立地している状況です。

災害時に拠点となる役場、医療拠点となる岩内協会病院等は耐震性が確保されています。

図 8-2 建築年代別建物状況



資料：令和 2 年岩内町都市計画基礎調査

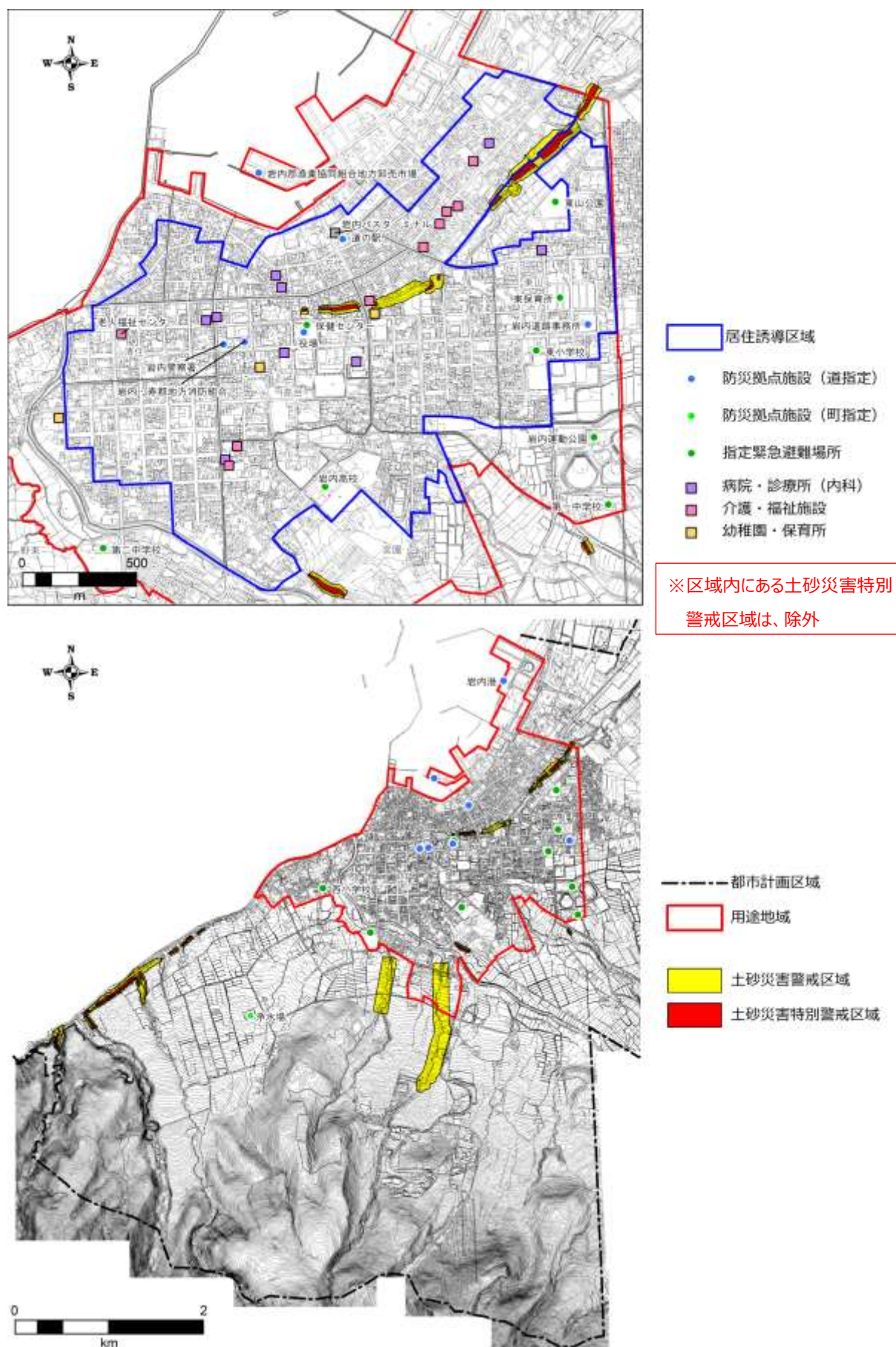
（2）土砂災害

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は大浜・東山・栄・高台の海岸段丘、宮園、野束の沿岸等に分布していますが、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域から除外しています。

令和 2 年国勢調査を基にした土砂災害警戒区域に含まれる人口割合は 7.0%（813 人程度）です。

なお、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、町内にありません。

図 8-3 土砂災害警戒区域



資料：北海道土砂災害警戒情報システム

(3) 津波

北海道が公表した日本海沿岸における津波浸水予測範囲では、令和2年国勢調査を基にした津波浸水基準水位範囲に含まれる人口割合は21.5%（2,506人程度）、そのうち基準水位1m以上の範囲に含まれる人口割合は15.1%（1,759人程度）です。

津波浸水基準水位1m以上の範囲は、大浜から御崎までの沿岸及び野束沿岸であり、港湾にある施設や道の駅・岩内バスターミナルが1m以上浸水する想定となっています。

また、津波到達時間（1cm）では、最短で約15分とされており、その場合の避難可能時間（津波開始時間－避難準備時間（5分））は、約10分であることから、非常に短い時間で津波浸水予測範囲外まで移動する必要があります。

図 8-4 津波基準水位

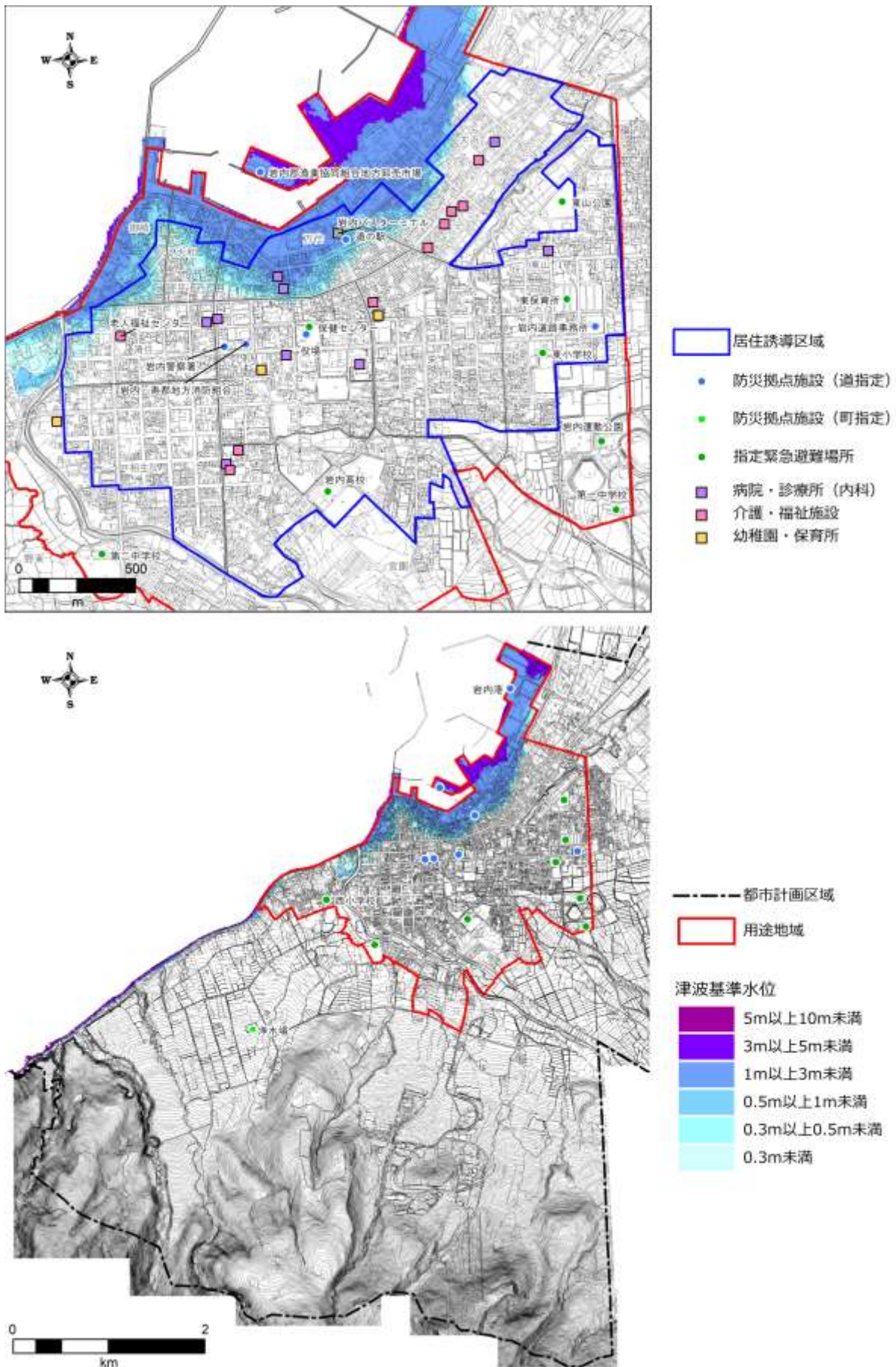
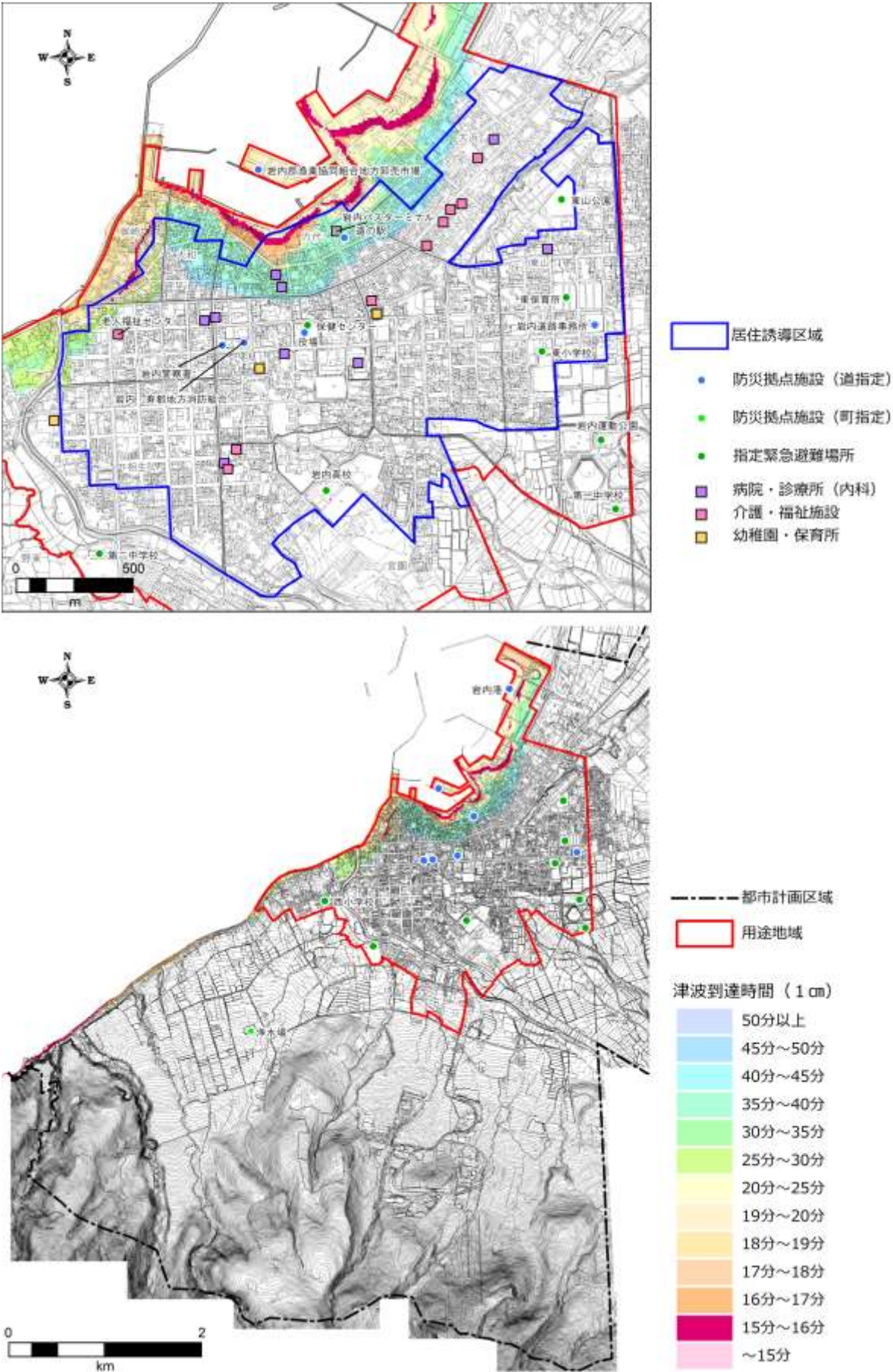


図 8-5 津波到達時間（1 cm）



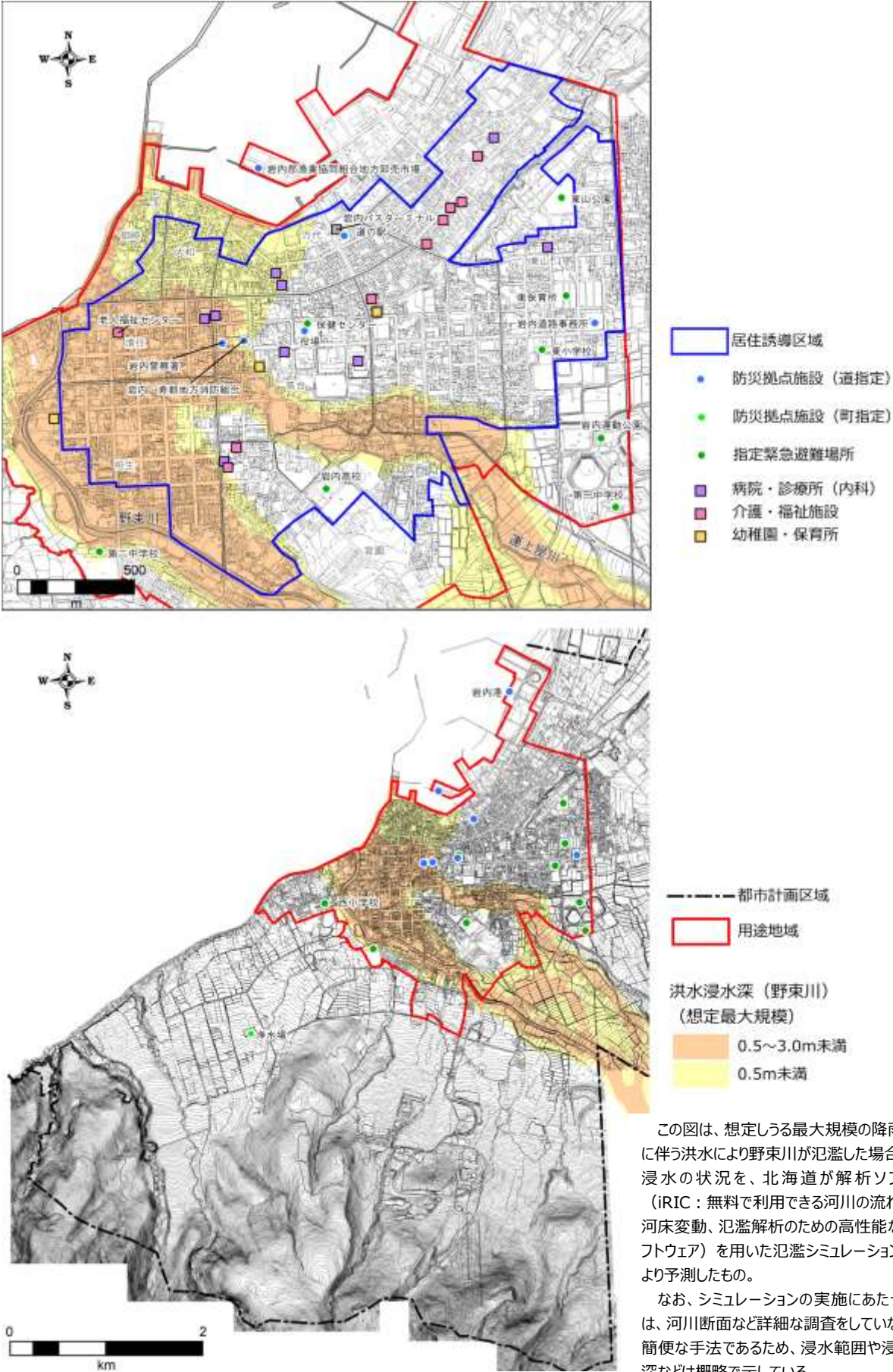
(4) 洪水・浸水

野束川水系野束川流域に、想定し得る最大規模の大雨が降った場合、令和2年国勢調査を基にした浸水想定区域に含まれる人口割合は、46.0%（5,361人程度）と想定されます。

居住誘導区域内は、清住、相生地区を中心に3m未満の浸水が想定されているとともに、宮園地区は、浸水はしないものの、状況によっては孤立する可能性があります。

岩内・寿都地方消防組合（消防署）は0.5m未満の浸水が想定されているほか、岩内警察署、老人福祉センター、保育所及び診療所は3m未満の浸水が想定されています。

図 8-6 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



2. 課題抽出と取組方針

都市計画運用指針では、防災指針に基づく取組は、基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めることとされています。

本章では、都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域内について、取組方針を示します。取組方針は、『岩内町地域防災計画』、『岩内町水防計画』及び『岩内町国土強靱化地域計画』と整合を図るとともに、居住誘導区域外における対策は、これらの計画に基づき取り組みながら、居住誘導区域内への居住誘導を図ります。

(1) 課題の抽出

図 8-7 課題の抽出



(2) 取組方針

『岩内町総合振興計画』のまちづくり大綱の一つが「地域を支える安全・安心」であり、頻発する自然災害などから町民の生命と財産を守るために、都市インフラの計画的な整備と自然環境への配慮により、持続可能なまちづくりを目指すとしています。

本計画の防災指針における取組方針においても、まちづくり大綱を踏まえて、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる「ハード対策」及び「ソフト対策」により、みんなが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

取組方針 「地域を支える 安全・安心なまちづくり」

①ハード対策

全般

- ・総合的な防災・災害復旧の拠点となる役場や指定避難所等について、必要に応じた改善・修繕等を実施し、施設の整備・充実に努めます。
- ・緊急輸送道路や避難路等の整備、修繕等を計画的に進めます。

地震

- ・『岩内町住生活基本計画』及び『岩内町耐震改修促進計画』に基づき、既存住宅の耐震診断及び耐震改修工事に対する支援を検討し、住宅の耐震化を促進します。
- ・老朽化が進み利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。
- ・老朽化の進む町営住宅・教員住宅等公共施設については、各個別施設計画に基づき、計画的な除却を進めます。

土砂

- ・関係機関と連携し、急傾斜地の危険防止対策を進めます。

津波

- ・港湾で従事する就業者や道の駅等に来訪する観光客、周辺住民等が迅速な避難を可能とする、緊急避難施設等の整備を検討します。
- ・関係機関と連携し、津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備促進を図るとともに、岩内町海岸保全施設長寿命化計画に基づき、御崎地区の海岸保全施設の維持管理に努めます。

洪水・浸水

- ・浸水区域内に公共施設や誘導施設を建設する際は、浸水を超える垂直避難を行える建物整備を推進します。
- ・流域の関係者で実施すべき対策を取りまとめた、野東川水系流域治水プロジェクトに基づき、北海道、岩内町、関係機関が一体となって野東川の流域治水を推進します。
- ・運上屋川等、町管理の普通河川については、河道を確保するための浚渫（しゅんせつ）、護岸補修などの維持保全に努めます。
- ・道路側溝等排水施設の改修を進めます。
- ・排水ポンプ等の適切な整備を進めます。

②ソフト対策

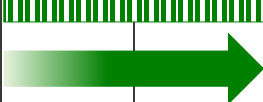
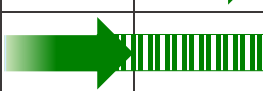
全般

- ・ハザードマップの配布、町ホームページ及び防災行政無線の活用など防災情報のきめ細かな提供を進め、災害情報の周知徹底を図ります。
- ・国や北海道における浸水想定区域等の見直しなどを契機として、ハザードマップの情報を更新するとともに、町民へ周知します。
- ・実践的な防災訓練や防災出前講座等さまざまな防災活動を通じ、町民一人ひとりの防災意識・防災性の向上を図ります。
- ・自主防災組織の設立に向けた取り組みを推進します。
- ・災害時の避難行動要支援者については、対象者名簿の整理を進め、関係機関や町内会・自治会との連携による、対象者ごとの避難計画（個別計画）を策定します。

(3) 取組スケジュール

前述の取組方針について、取組スケジュールを設定します。

表 8-1 取組スケジュール

			 新規  改修・見直し・更新等		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
ハード対策	全般	役場や指定避難所等の整備・充実			
		避難路等の計画的な整備・修繕			
	地震	既存住宅の耐震診断・改修の促進			
		老朽化が進む空き家の除却促進			
		老朽化の進む町営住宅等公共施設の計画的な除却			
	土砂	関係機関と連携した急傾斜地の危険防止対策			
	津波	就業者や観光客等に対する緊急避難施設等の整備検討			
		港湾施設の改良整備促進や御崎地区海岸保全施設の維持管理			
	洪水・浸水	浸水区域内における垂直避難可能な公共施設や誘導施設整備			
		野束川水系流域治水プロジェクトに基づく流域治水の推進			
		普通河川の河道確保・護岸補修			
		道路側溝等排水施設の改修			
		排水ポンプ等の適切な整備			
ソフト対策	全般	ハザードマップ・町ホームページ等による災害情報の周知			
		ハザードマップの情報更新と町民への周知			
		防災訓練や防災出前講座等の防災活動を通じた町民の防災意識・防災性の向上			
		自主防災組織の設立			
		避難行動要支援者の避難計画（個別計画）策定			

9章 計画の評価指標と進行管理

1. 目標値の設定

3章で設定したまちづくりの基本方針（ターゲット）及び8章で設定した防災指針に対する定量的な目標を以下のとおり定めます。

各目標値や目標年度については、関連計画と連携して、本計画の終了年度である令和26年度より短期間の設定とするなど、効果的・効率的に設定します。

（1）まちづくりの基本方針（ターゲット）

①外出機会を創出する 健やかウォークアブル・ネットワークづくり

町内全体のウォークアブル・ネットワークの形成により、町民の健康寿命延伸を図るとともに、公共交通ネットワークの確保による、高齢者等の外出機会を創出する環境形成を目指します。

	現 状	目 標
健康寿命の延伸 (平均自立期間)	男性 77.5 歳・女性 81.1 歳 (令和 4 年度)	男性 80.1 歳・女性 84.4 歳 (令和 17 年度：健康寿命延伸プラン)
循環バス ノックライン 利用者数	36,309 人/年 (令和 5 年度)	45,000 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
円山地域乗合タクシー 利用者数	5,081 人/年 (令和 5 年度)	5,000 人/年 (令和 11 年度：総合戦略)

②教育・学習環境を核とした コンパクトな居住環境づくり

人口減少が進む中においても、居住誘導区域内の人口密度が、現在の用途地域内人口密度を維持するとともに、地域と連携した子育て・教育環境の充実によって、コンパクトで利便性が高く、子育てしやすい住宅地の形成を目指すとともに、ゼロカーボンの実現に向けたまちづくりを図ります。

また、居住誘導区域等を踏まえた、都市計画道路計画延長の縮小や、町営住宅の集約化による持続可能な都市経営を図ります。

	現 状	目 標
人口密度	19.7 人/ha (令和 2 年) (用途地域内：11,200 人／569ha)	19.7 人/ha (令和 26 年) (居住誘導区域内：5,509 人以上※ ¹ ／279.6ha)
子育て支援センター 延べ利用者数	8,990 人/年 (令和 5 年度)	7,367 人/年 (令和 11 年度：子ども・子育て支援事業計画)
出生数	38 人/年 (令和 5 年度)	44 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
岩内高校との連携事業 への参加延べ人数	351 人/年 (令和 4 年度)	364 人/年 (令和 12 年度：総合振興計画)
CO ₂ 排出量	95.1 千 t-CO ₂ /年 (令和元年度)	67.5 千 t-CO ₂ /年 (令和 12 年度：ゼロカーボンビジョン)
用途地域内 都市計画道路計画延長	25.63km (令和 5 年度)	23km※ ² (令和 26 年度)
居住誘導区域外に 立地する町営住宅戸数	386 戸 (令和 4 年度末)	0 戸 (令和 26 年度)

※1 目標年である令和26年の全人口は約6,400人、用途地域内人口は約6,200人、居住誘導区域内人口（自然減少時）は、約4,200人となることを踏まえて設定

※2 都市計画道路見直し方針に基づく廃止路線を廃止した場合の延長

③“まちの顔”の創出とにぎわいあふれる まちなかづくり

新たな“まちの顔”の創出等のまちなかづくりによる、岩内町のブランド力向上を目指すことにより、道の駅利用者数や町内の観光入込客数の増加を図るとともに、町民の稼ぐ力を伸ばし都市経営の安定化を図ります。

また、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の増加や、新たな“まちの顔”の周辺における空き店舗等の活用を促進し、生活利便性向上やにぎわい創出を図ります。

	現 状	目 標
観光入込客数 (日帰り・宿泊 計)	337.8 千人/年 (令和 5 年度)	489.4 千人/年 (令和 16 年度：産業振興プラン)
一人当たりの平均課税 対象所得	2,680 千円/年 (令和 4 年度)	2,894 千円/年 (令和 16 年度：産業振興プラン)
誘導施設数 (都市機能誘導区域内)	37 施設 (令和 6 年度)	37 施設以上 (令和 26 年度)
空き店舗等活用支援 事業補助金件数	4 件/年 (令和 5 年度)	4 件/年 (令和 11 年度：総合戦略)

(2) 防災指針

取組方針：地域を支える 安全・安心なまちづくり

住宅の耐震化率向上を促進するとともに、自主防災組織の結成を促進し、災害リスク低減及び共助による防災に強いまちづくりを図ります。

	現 状	目 標
住宅の耐震化率	62.4% (平成 27 年度)	概ね解消 (令和 12 年：耐震改修促進法の基本方針)
自主防災組織の結成数	0 団体 (令和 5 年度)	15 団体 (令和 12 年度：総合振興計画)
津波浸水基準水位 1 m 以上 (居住誘導区域外) の 範囲における人口割合	11% (令和 2 年) (約 1,290 人／11,648 人)	9%※ (令和 22 年)

※居住誘導施策の推進により、令和 22 年で人口が 50% (約 1,290 人×0.5/7,084 人 (社人研推計)) 以下になると想定

2. 計画の評価と進行管理

(1) 評価方法

まちづくりに関して実施する施策や事業は、長期的な視点に基づき、計画的に取り組めます。

前節で掲げた目標値については、概ね5年ごとに進捗状況を調査し、調査結果等を踏まえながら、施策の評価・検証を行います。

(2) 進行管理

本計画は、岩内町の重要な計画の一つとして、副町長や担当部長などで組織する「岩内町主要計画進行確認チーム（仮称）」で進行管理をしていきます。

(3) 見直し方針

①上位計画等の変更に伴う見直し

上位計画である『岩内町総合振興計画』や『岩内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の見直し、または『岩内町都市計画マスタープラン』の見直し、もしくは、関連法令の改正等が行われた場合に、必要に応じて見直しを行います。

②定期的な見直し

概ね5年ごとに、進捗評価を踏まえ、必要に応じて内容全体についての見直しを行います。

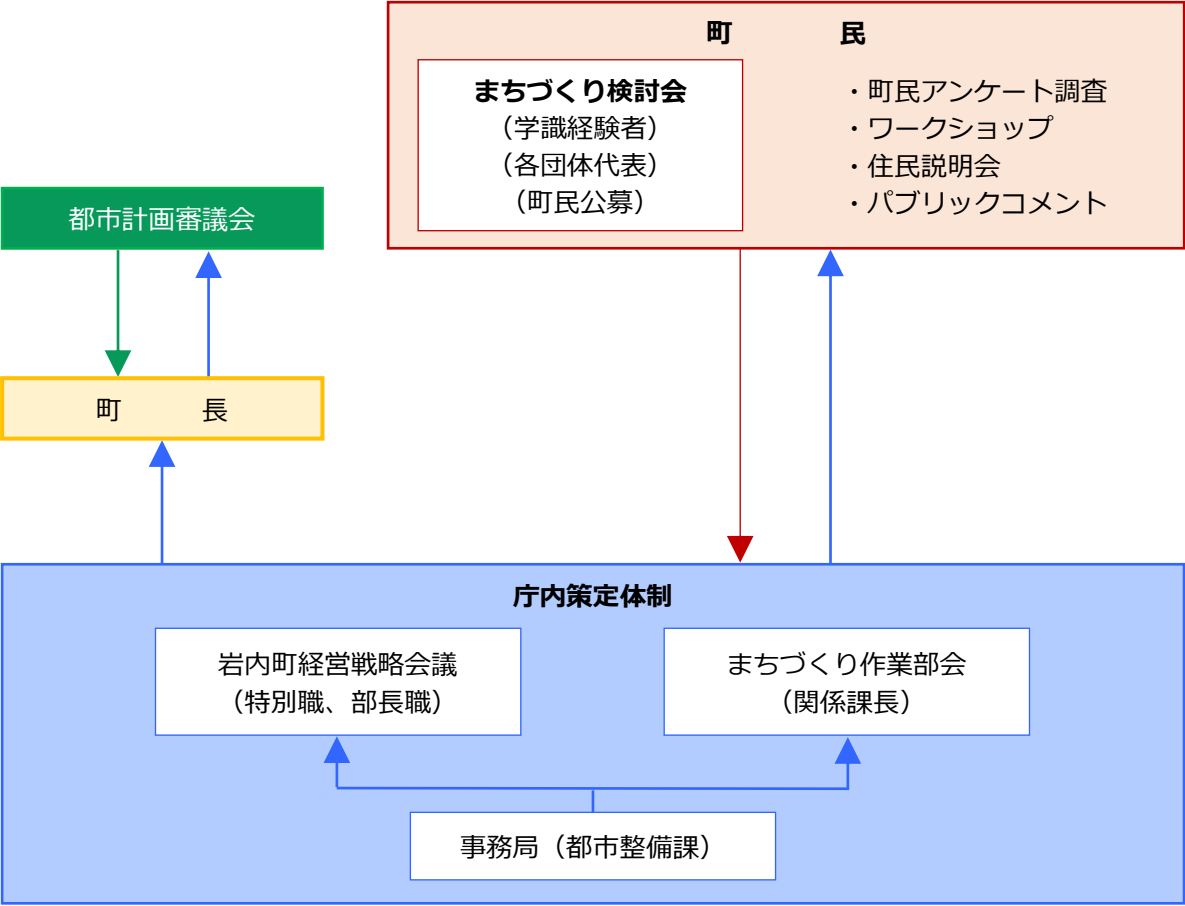
③まちづくりに連動した個別事項の見直し

社会経済状況や土地利用動向等の変動により、個別事項について計画の見直しが必要となった場合は、まちづくりの目標や方針に沿った内容のものとし、簡易的な見直しとします。

資 料

1. 策定体制

図 策定体制



(1) 都市計画審議会

岩内町都市計画審議会 委員名簿（令和4年8月～）

令和7年3月時点

役 職	所 属 等	氏 名
会 長	岩内町議会議員	志 賀 昇
副会長	岩内商工会議所会頭	清 水 智
	岩内町議会議員	佐 藤 英 行
	岩内町議会議員	岩 城 幹
	岩内町議会議員	村 田 丈 明
	岩内建設業協会会長	吉 本 貴 昭
	岩内町農業委員会会長	長谷川 剛
	岩内郡漁業協同組合専務理事	池 田 光 行
	岩内青年会議所理事長	佐 藤 圭 史
	一般公募	佐 嶋 望

（前任者）

会 長	岩内町議会議員	池 田 光 行（～令和5年5月15日）
	岩内町議会議員	本 間 勝 美（～令和5年8月6日）
	岩内青年会議所理事長	谷 口 孝 一（～令和5年12月31日）
	岩内青年会議所理事長	竹 原 千 恵（令和6年1月1日～令和6年12月31日）
	一般公募	高 橋 幸 子（～令和5年8月6日）

【敬称略】

(2) まちづくり検討会

岩内町都市計画マスタープラン等見直し及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岩内町都市計画マスタープラン及び都市計画道路の見直し、岩内町立地適正化計画の策定にあたり、様々な見地から広く意見を徴するため岩内町都市計画マスタープラン等見直し及び立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、助言する。

- (1)岩内町都市計画マスタープランの見直しに関すること。
- (2)都市計画道路の見直し及び関連する都市計画決定に関すること。
- (3)岩内町立地適正化計画の策定に関すること。
- (4)その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者から選出し、委員20名以内をもって組織する。

- (1)学識者
- (2)関係団体から推薦された者
- (3)公募した町民
- (4)前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員長は、学識者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員のうちから委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年2月8日から第2条に規定する事項の検討が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、町長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設経済部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

岩内町まちづくり検討会 委員名簿

令和7年3月時点

氏 名	所 属 等	分 野 等
旦 尾 彰 英	公募委員	
井 筒 清 美	岩内町教育委員会 教育委員	教育
大 嶋 正 行	いわない不動産業組合 副会長	不動産
表 芳 弘	岩内町町内会・自治会あり方検討会 会長	町内会
加 藤 三 博	いわない商店街連合会 会長	商店街
窪 内 稔 恵	岩内町地域包括支援センター センター長	生活サービス（福祉）
栗 林 英 之	（一社）岩内観光協会 専務理事	観光サービス（全般）
古 西 恵 子	チャレンジド西後志親の会 ぶどうの会 会長	バリアフリー
小 林 麻奈美	公募委員	
佐々木 達 也	いわないウォーキングクラブ 会長	ウォークアブルネットワーク
佐 藤 泰 子	FITNESS CoCo 憩エール 代表	移住・定住
田 中 章 仁	公募委員	
千 葉 理	（一社）岩内古宇郡医師会 会長	生活サービス（医療）
西 田 正 信	北海道社交飲食生活衛生同業組合岩内支部 支部長	観光サービス（飲食業）
美ノ谷 正 人	岩内商工会議所 専務理事	生活サービス（商業）
村 田 文 恵	岩内町文化財保護審議会 委員	地域資源
森 傑 (委員長)	国立大学法人北海道大学 大学院工学研究院 教授	学識者（都市計画）

【五十音順・敬称略】

(3) まちづくり作業部会

岩内町都市計画マスタープラン等見直し及び立地適正化計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 岩内町都市計画マスタープラン及び都市計画道路の見直し、岩内町立地適正化計画の策定にあたり、必要な事項について協議する岩内町都市計画マスタープラン等見直し及び立地適正化計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 岩内町都市計画マスタープランの見直しに関する事項
- (2) 都市計画道路の見直し及び関連する都市計画決定に関する事項
- (3) 岩内町立地適正化計画の策定に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 作業部会は、別表1に掲げる委員で組織し、部会長を置く。

2 部会長は、建設経済部都市整備課長をもって充てる。

3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の見直し・策定の終了をもって満了とする。

(会議)

第5条 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は建設経済部都市整備課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

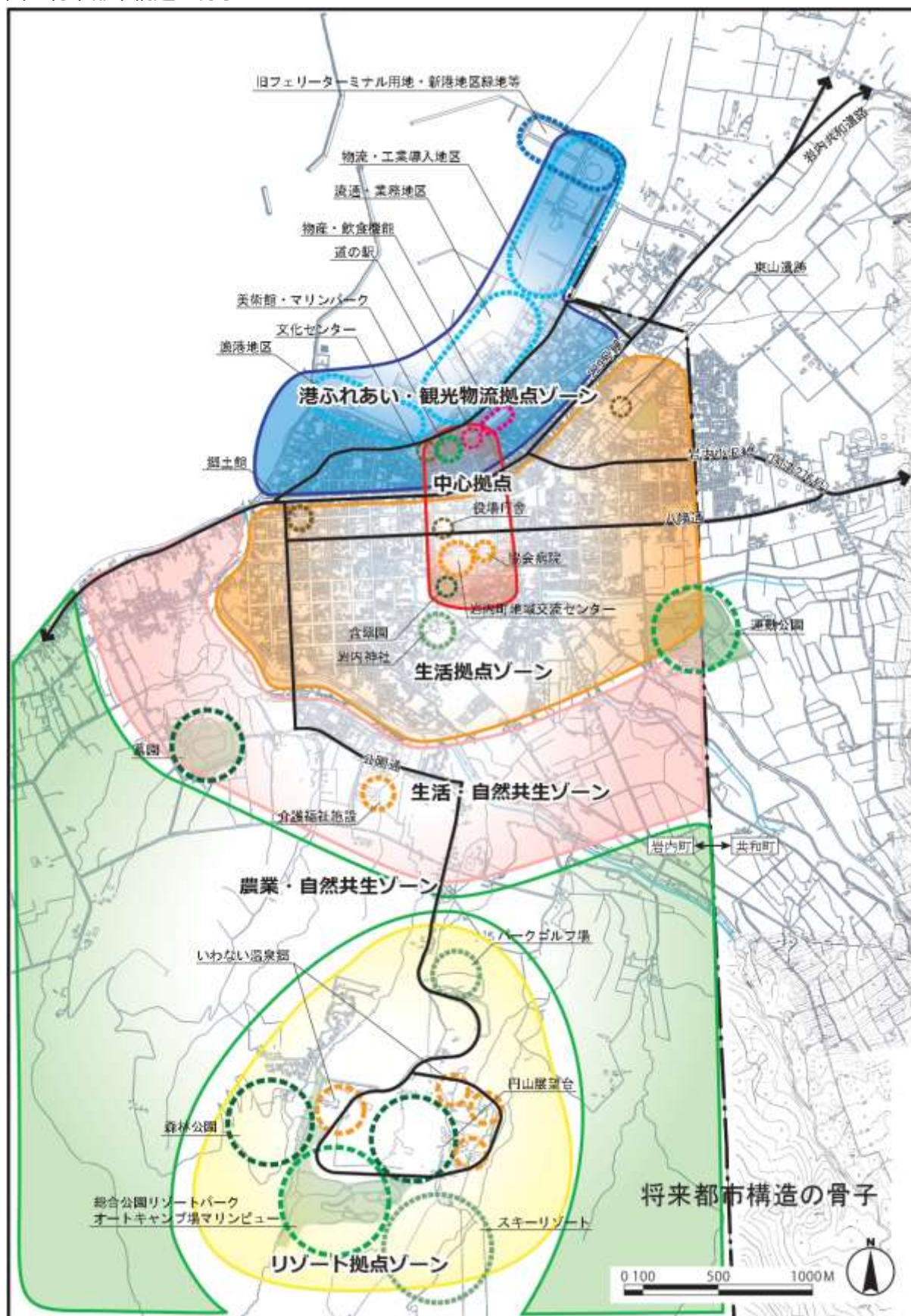
部 会 長	建設経済部都市整備課長
委 員	総務部企画財政課長
委 員	総務部企画財政課企画担当課長
委 員	総務部危機管理課長
委 員	健康福祉部長寿介護課長兼社会福祉課長
委 員	健康福祉部健康づくり課長
委 員	民生部町民生活課長
委 員	建設経済部観光経済課長
委 員	建設経済部水産農林課長
委 員	建設経済部建設課長
委 員	建設経済部上下水道課技術担当課長
委 員	教育委員会子ども未来課長
委 員	教育委員会生涯学習課長
オブザーバー	地域活性化起業人（まちづくり推進マネージャー）

2. 上位・関連計画等の整理

(1) 岩内町総合振興計画

計画期間	令和3年度～令和12年度
策定趣旨	岩内町の将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として、町の望ましい姿を住民とともに創造する、住民と行政の共通の目標を示すために策定するもの。
基本理念	健やかなまちづくり
土地利用 構想 (抜粋)	中心拠点（道の駅周辺から役場周辺までのエリア） 公的サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図るとともに、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、景観に配慮した魅力的でにぎわいのある市街地空間を創出し、観光拠点としての機能を充実させる。特に、道の駅周辺においては、高度な土地利用の誘導を図る。 生活拠点ゾーン（住居・商業系地域） 商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図る。 農業・自然共生ゾーン 無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな環境の保全に努める。 港ふれあい・観光物流拠点ゾーン（臨海部地域一帯） 岩内港を含めた臨海地区の良好な機能維持と中心拠点への連動性確保による関連業者等の工場や事業所の操業環境の向上と都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の共存を図る。 生活・自然共生ゾーン 新旧住宅地の快適な居住環境の確保と自然環境の調和を図り、良好な共存空間化に努める。 リゾート拠点ゾーン（円山地区など） 環境との調和を図りながら、地域経済の活性化につながる企業等の立地誘導を図る。
関連施策 (抜粋)	食の安定と暮らしを支える水産農林業の振興 豊かな水産・農林物とそれを育む農山漁村を守る水産農林業を、総合的かつ横断的に推進し、将来にわたって継続的に発展させ「稼ぐ力を養成する」ことで魅力ある産業とし、次代につなげることを目指す。 地域に根付く建設・商工業の振興 これまで支えてきた地場産業の活性化を継続して遂行するとともに、新たな産業の創出・育成の推進など産業の総合力を高めることを目指す。 観光地域づくりの推進 新しい魅力と地域ブランド化により価値を創出し、地域全体で合意形成を図りながら、持続可能な観光地経営を目指す。 持続可能な都市基盤の整備 次代へ快適な生活環境をつないでいくことを目指し、インフラの長寿命化や必要な機能の適正化など、計画的な管理が必要とされていることから、町民が安全・安心に暮らし続けることのできる環境づくりを目指す。 快適に暮らせる都市空間の形成 健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが重要であるため、「岩内らしさ」を失わないよう、各種計画の整備を通し、持続可能な都市空間形成を目指す。

図 将来都市構造の骨子



(2) その他の上位・関連計画一覧

分野	計画名	策定主体	計画期間
都市計画	岩内都市計画（岩内町・共和町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	北海道	R3-12
	岩内町都市計画マスタープラン	岩内町	R7-26
人口	第3期岩内町人口ビジョン・総合戦略	岩内町	R7-11
	岩内町過疎地域持続的発展市町村計画	岩内町	R3-7
公共交通	北海道後志地域公共交通計画	後志地域公共交通 活性化協議会	R4-8
	岩宇地域公共交通計画	岩宇地域公共交通 活性化協議会	R6-10
	岩内町地域公共交通計画	岩内町	R3-7
公共施設等	岩内町公共施設等総合管理計画	岩内町	H28-R7
	ごみ処理基本計画書	岩内地方衛生組合	H23-R7
	岩内町海岸保全施設長寿命化計画 （岩内港海岸御崎地区）	岩内町	H30-R49
	岩内町橋梁長寿命化修繕計画	岩内町	H24-R9
	岩内町道路附属物個別施設計画	岩内町	R1-R10
	岩内町下水道ストックマネジメント計画	岩内町	R4-8
	岩内町公営住宅等長寿命化計画	岩内町	R6-15
住宅	岩内町住生活基本計画	岩内町	R4-13
	岩内町空き家等対策計画	岩内町	R4-13
防災・減災	岩内町地域防災計画	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町地域防災計画（地震・津波防災計画編）	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町水防計画	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町国土強靱化地域計画	岩内町	R2-7
	野東川水系流域治水プロジェクト	野東川水系流域 治水協議会	—（R6.3策定）
産業	岩内町産業振興プラン	岩内町	R7-16
環境	岩内町ゼロカーボンビジョン	岩内町	R6-32
	岩内町森林整備計画	岩内町	H30-R9
福祉	岩内町健康寿命延伸プラン	岩内町	R6-18
	第10期岩内町高齢者保健福祉計画・ 第9期岩内町介護保険事業計画	岩内町	R6-8
	岩内町子ども・子育て支援事業計画（第3期）	岩内町	R7-11
	岩内町障害者計画・第7期岩内町障害福祉計画・ 第3期岩内町障害児福祉計画	岩内町	R6-8
広域連携	第2期岩宇まちづくり地域連携ビジョン	岩宇まちづくり連携 協議会	R4-8

3. 住民意向の把握

(3) 調査の概要

① 調査目的

本調査は、町内の都市機能施設利用状況や公共交通利用状況、都市計画に係るまちづくりの満足度・要望などを把握し、岩内町都市計画マスタープラン及び岩内町立地適正化計画策定の参考とすることを目的としています。

② 調査概要

	町民アンケート（以下、「町民」）	高校生アンケート（以下、「高校生」）
調査対象	岩内町在住の満18歳以上の方から1,300人を無作為抽出	岩内高校在校生 227人
調査期間	令和5年1月4日～1月20日	令和4年12月20日～12月23日
配布・回収方法	配布は郵送、回収は郵送及びWebによる回答	学校を経由した直接配布・回収
回収数・回収率	439票・33.8% (郵送380票、Web59票)	133票・58.6%

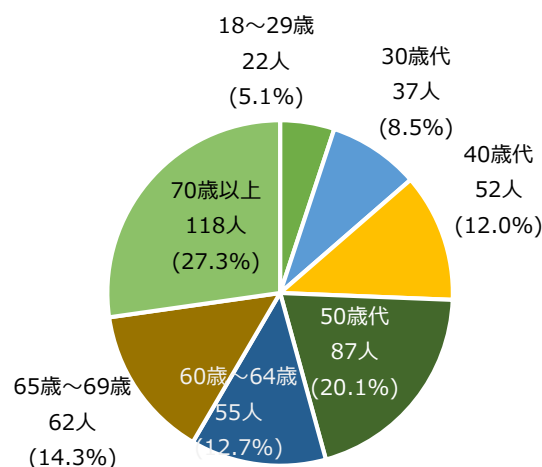
(4) 調査結果概要

① 回答者属性

a. 年齢（町民）

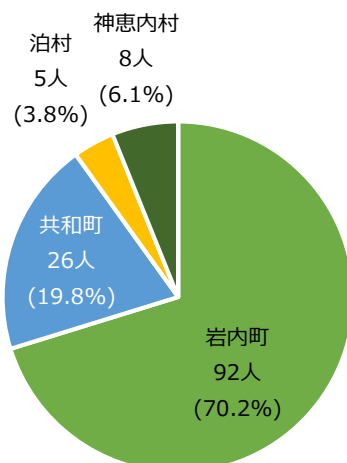
町民回答者の年齢は、「70歳以上」が27.3%で最も高く、以下、「50歳代」が20.1%、「65歳～69歳」が14.3%、「60歳～64歳」が12.7%、「40歳代」が12.0%、「30歳代」が8.5%、「18～29歳」が5.1%です。

64歳以下と65歳以上高齢者の回答比率は、約6：4です。



b. 居住場所（高校生）

高校生回答者の居住場所は、「岩内町」が70.2%です。町外は「共和町」が19.8%で最も高く、以下「神恵内村」が6.1%、「泊村」が3.8%となっています。

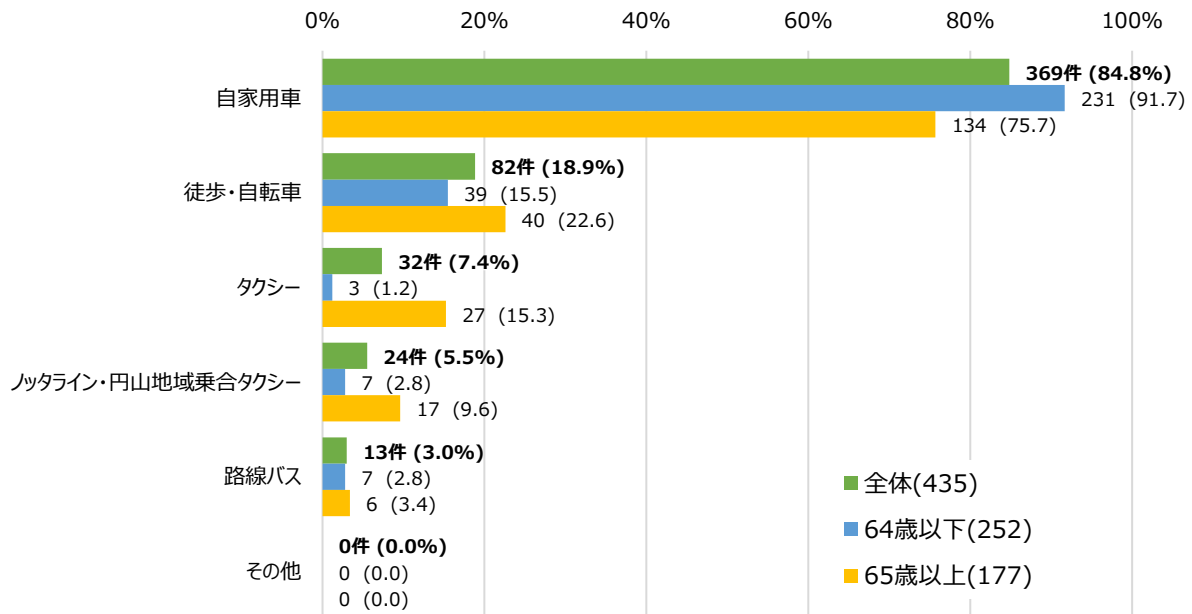


② 交通について

c. 生活全般について最も利用する移動手段（町民・複数回答）

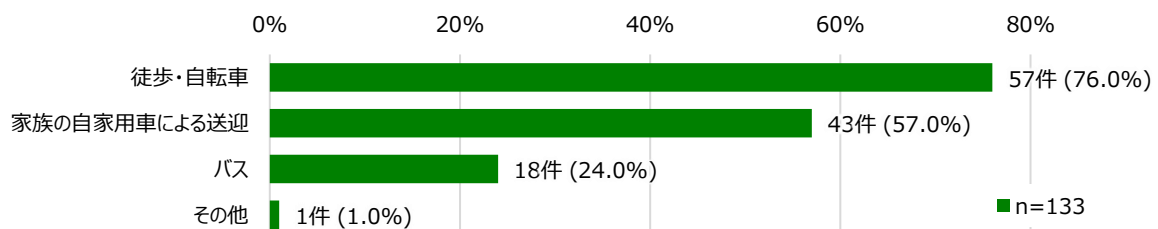
生活全般について最も利用する移動手段（複数回答）は、「自家用車」が84.8%で最も高く、以下、「徒歩・自転車」が18.9%、「タクシー」が7.4%、「ノッタライン・円山地域乗合タクシー」が5.5%、「路線バス」が3.0%となっています。

年代別では、「自家用車」は64歳以下が91.7%で65歳以上より約16ポイント高く、「タクシー」は、65歳以上が15.3%で64歳以下より約14ポイント高くなっています。



d. 通学時に、最も利用する交通手段（高校生・複数回答）

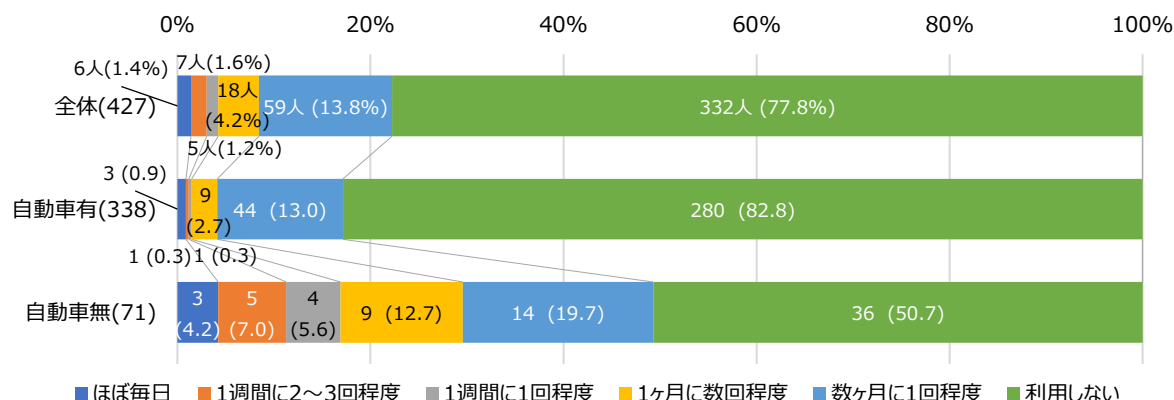
高校生が通学時に最も利用する交通手段（複数回答）は、「徒歩・自転車」が76.0%で最も高く、以下、「家族の自家用車による送迎」が57.0%、「バス」が24.0%となっています。



e. 路線バス、ノッタライン、円山地域乗合タクシーの利用頻度（町民）

町民の路線バス、ノッタライン、円山地域乗合タクシーの利用頻度は、日常利用（「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」の合計）が4.2%、「利用しない」は77.8%となっています。

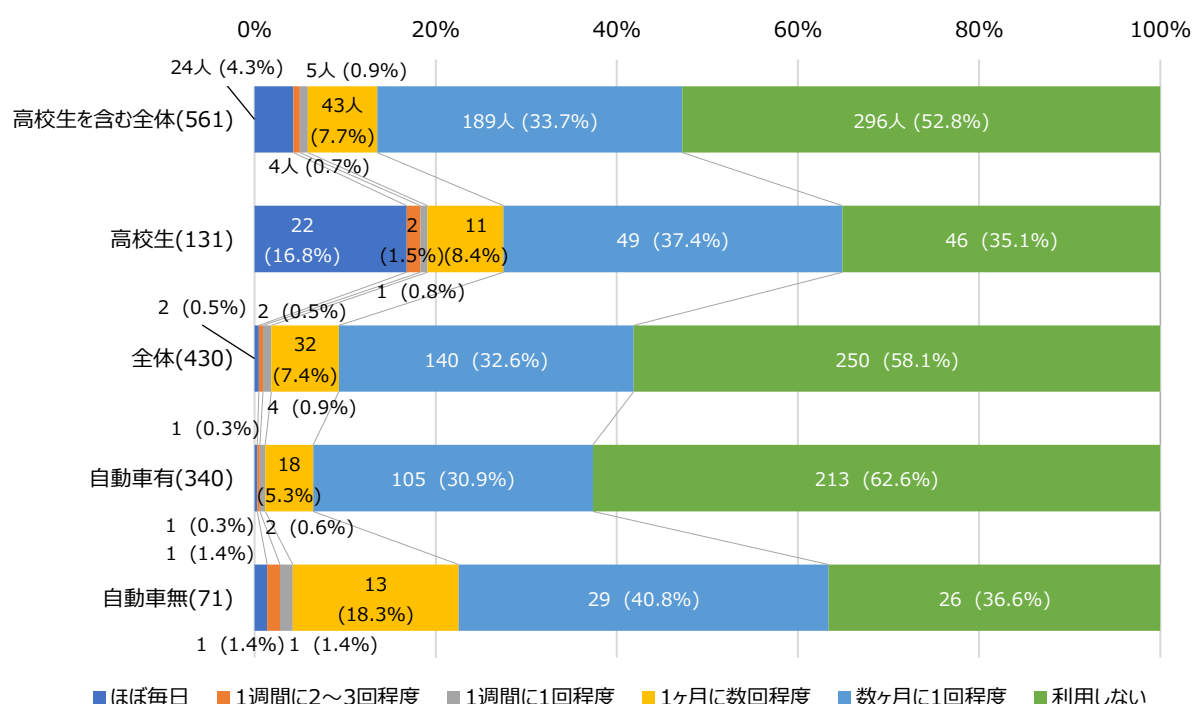
自動車保有の有無別では、日常利用が自動車無は16.8%であり、自動車有より約15ポイント高くなっています。「利用しない」は自動車有が82.8%です。



f. バスターミナルの利用頻度（町民・高校生）

バスターミナルの利用頻度（高校生の利用含む）は、日常利用（「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」の合計）が5.9%、「利用しない」は52.8%となっています。

高校生の利用・自動車保有の有無別では、日常利用は高校生が19.1%で最も高く、以下、自動車無が4.2%、自動車有が1.2%となっています。一方で「利用しない」は、高校生が35.1%で最も低く、以下、自動車無が36.6%、自動車有が62.6%となっています。



③ 中心市街地や市街地の利用状況について

本調査における岩内町の中心市街地は、概ね右図の太線で囲まれているエリアとします。



a. 目的別購入や利用する主な施設の場所（町民・複数回答）

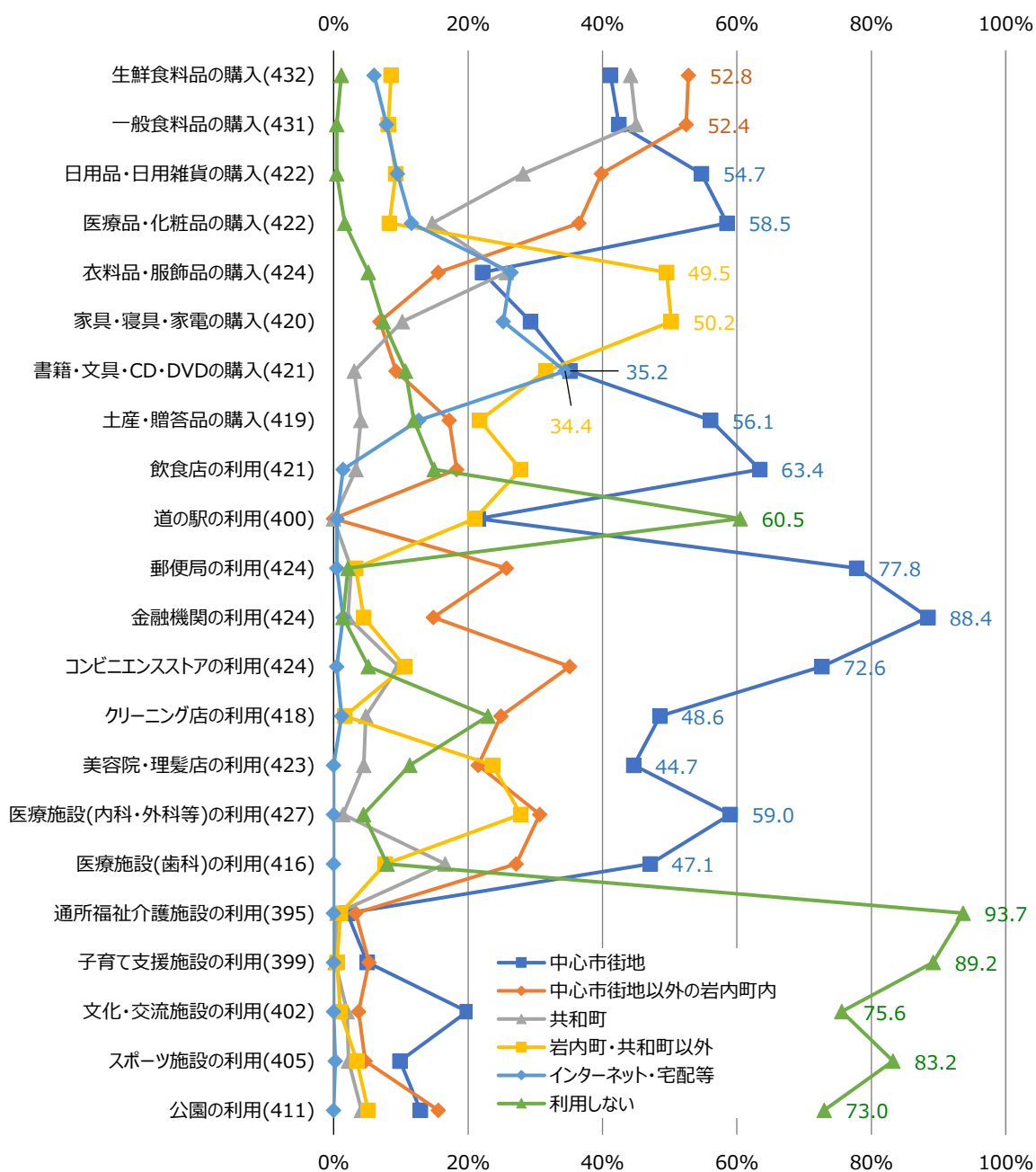
購入や利用する主な施設の場所（複数回答）のうち、「中心市街地」は、“金融機関の利用”（88.4%）、“郵便局の利用”（77.8%）、“コンビニエンスストアの利用”（72.6%）、“飲食店の利用”（63.4%）、“医療施設（内科・外科等）の利用”（59.0%）等 12 項目で最も高くなっています。

「中心市街地以外の岩内町内」は“生鮮食料品の購入”（52.8%）及び“一般食料品の購入”（52.4%）が最も高くなっています。

「岩内町・共和町以外」は“家具・寝具・家電の購入”（50.2%）及び“衣料品・服飾品の購入”（49.5%）が最も高くなっています。

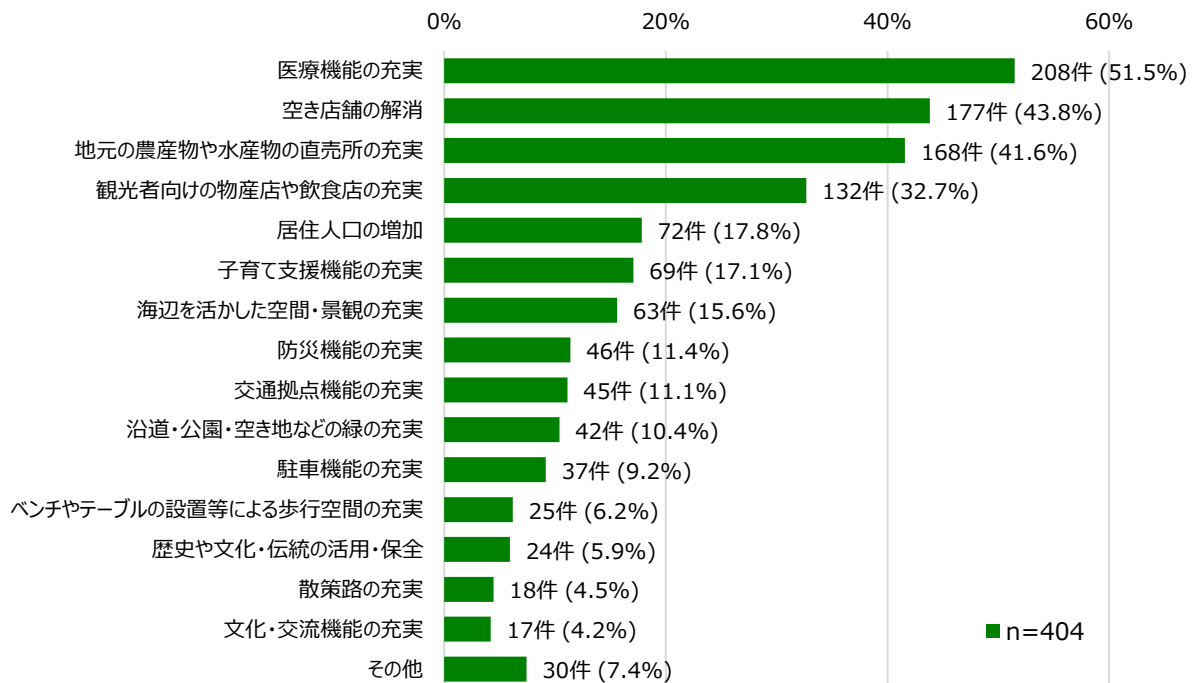
“書籍・文具・CD・DVD の購入”は「中心市街地」（35.2%）に次いで、「インターネット・宅配等」（34.4%）が高くなっています。

“道の駅”は「利用しない」が 60.5%で最も高くなっています。



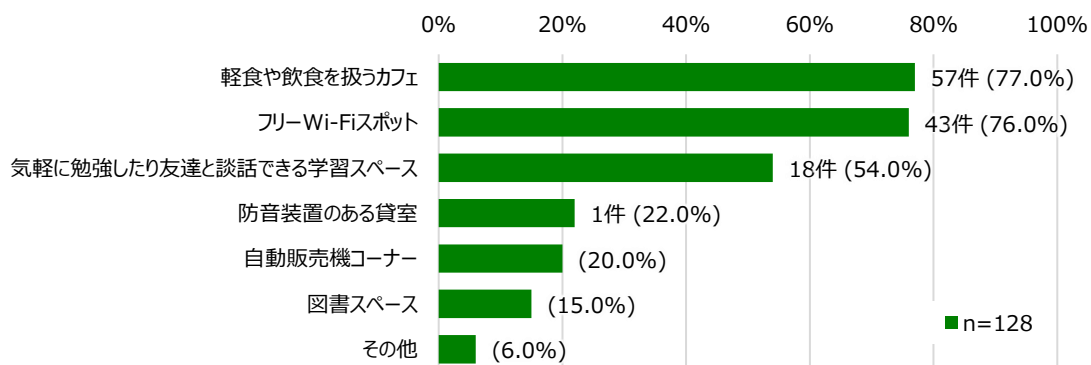
b. 中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（町民・複数回答）

中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（複数回答）は、「医療機能の充実」が51.5%で最も高く、以下、「空き店舗の解消」が43.8%、「地元の農産物や水産物の直売所の充実」が41.6%、「観光者向けの物産店や飲食店の充実」が32.7%となっています。



c. バスターミナル周辺にあれば良いと思う施設（高校生・複数回答）

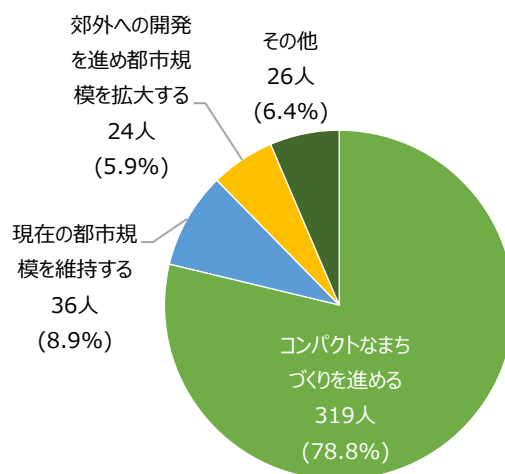
高校生がバスターミナル周辺に『あればいいな』と思うもの（複数回答）は、「軽食や飲食を扱うカフェ」が77.0%で最も高く、以下、「フリーWi-Fiスポット」が76.0%、「気軽に勉強したり友達と談話できる学習スペース」が54.0%となっています。



④ 将来のまちづくりの方向性について

a. 今後の「持続可能なまちづくり」について重視すべき項目（町民）

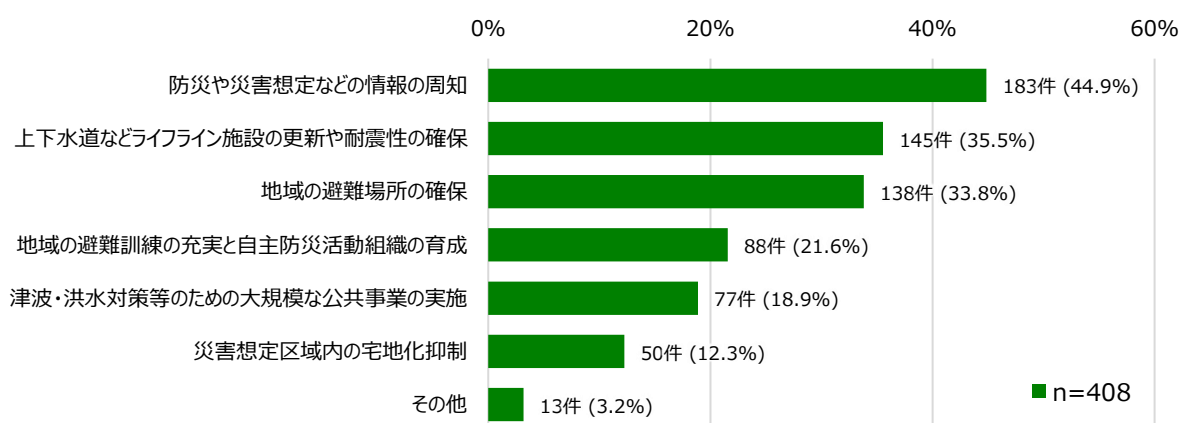
今後の「持続可能なまちづくり」について重視すべき項目は、「コンパクトなまちづくりを進める」が78.8%で最も高く、以下、「現在の都市規模を維持する」が8.9%、「郊外への開発を進め都市規模を拡大する」が5.9%となっている。



b. 今後の「防災・減災に向けたまちづくり」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「防災・減災に向けたまちづくり」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「防災や災害想定などの情報の周知」が44.9%で最も高く、以下、「上下水道などライフライン施設の更新や耐震性の確保」が35.5%、「地域の避難場所の確保」が33.8%となっています。

「災害想定区域内の宅地化抑制」は12.3%で最も低くなっています。



4. 町民ワークショップ

(5) ワークショップの概要

① 会議の趣旨

岩内町が将来に渡って、住みよい町であり続けるため、また、観光客にとって魅力ある町であるために、岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの機能が立地する中心市街地について、将来のあるべき姿とそのために必要な機能に対するアイデアを共有し、今後の岩内町都市計画マスタープラン及び岩内町立地適正化計画策定における検討の参考とするものです。

② 構成メンバー

・一般町民（役場1年目職員等）	4名	
・商店街関係者	4名	
・移住者	3名	
・岩内高校生	4名	計15名

③ 各回のワークショップテーマ

第1回テーマ：あなたが考える岩内らしいまちなかは？

岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの施設・店が立地する中心市街地について、岩内町らしい将来のまちなかの姿と、そのために必要な機能（もの・こと・うごき 等）に対するアイデアを共有

第2回テーマ：岩内らしいまちなかを考える！

岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの施設・店が立地する中心市街地について、岩内町らしい将来のまちなかの姿に向けて、「まちなかのどこ（場所）」に「どんな機能（もの・こと・うごき 等）があれば良いか？」に対するアイデアを共有

第3回テーマ：岩内らしいまちなかに向けてやるべきことを考える！

これまでの内容を踏まえて、事務局が提示する「まちなか拠点エリア」における必要な機能と、それらの連携についてアイデアを共有

(6) 岩内らしい将来のまちなかに必要な機能（第1回 WS 結果）

	A グループ	B グループ	C グループ
① 子どもから 高齢者まで 集う・まちなか	新たな道の駅 ○集いの機能：子どもの遊び場・休憩 コミュニティ・文化・交流拠点 ○図書館機能：蔵書を充実 ○中高生等のサードプレイス機能 ・自習室・カフェ・スタジオ・交流スペース ○認定こども園 ・高齢者のやりがい	町民の“台所”となる「道の駅」 ・芝生、噴水あるといい→子どもくる ・子どもでも楽しむことのできる道の駅 ・高齢者と幼児の共生、集合所 ・休む場所	整備された公園：子どものため ・小さい子ども向けの場所の充実をしてほしい 飲食・気軽に入れる ・高校生が集まれる場所がほしい ・気軽に行ける場所 交通手段の充実：待ち時間を楽しめる ・バスの待ち時間がある 高齢者が集まれる ・高齢者の方々が集えるサロンのようなものが中心街にあると良い

	A グループ	B グループ	C グループ
			・福祉センター[火曜日]はまちはずれ、中心街にあると便利、文化センター[金曜日]の方が人も多い
②色々な飲食店がある・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能：岩内特産の屋台、イートイン 娯楽施設 ○飲食機能：寿司横丁・ビーナッツカフェ・チェーン店	・イカ・タラコ・たちかま ・メロン ・トラウトサーモン	飲食・気軽に入れる ・名物に地元人が行っていない ・飲食店の充実 ・飲食店が多い ・チェーン店がほしい
③町民が楽しめる・まちなか	娯楽施設 ○スポーツ機能： ・Round 1 のイメージ ・ボルダリング・ジム・フットサル・ボーリング ○映像娯楽機能： ・映画館、ドライブシアター ○ショッピング機能：服飾など	まちなかに若者が帰ってこられる場所 ・ゲームセンターほしい ・娯楽施設がほしい ・高校生の遊ぶ場所→カラオケとボーリングしかない ・ロッククライミング（銀行跡） ・若者が帰ってこられる場所づくり	遊べる・鑑賞・歌う・運動 ・カラオケ ・遊べるところ（映画館等）を増やす・充実してほしい ・商業施設がもう少し欲しい ・体育館（スポッチャ、ラウンドワン、色々なスポーツ）
④観光客が楽しめる・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能：岩内特産の屋台、イートイン ○販売機能：地の海・山の幸市場 ○インフォメーション機能： ・町内の店、施設の紹介	「海の駅」 ・海洋深層水を利用したつり堀 ・船で観光客が来るように ・もともと海で栄えたまち ・岩内港 ・旧フェリーターミナル 山と海の活用 ・山と海、どちらもある長所をもっとのばしていきたい ・岩内町と言えば海なので、海をもっと発展させたい	観光：もっとPR!! ・高校の観光名所ビンゴで30ヶ所、知らない所が多かった ・観光名所をもう少し強く売り出す ・神社までの桜並木 ・夕日がキレイ
⑤新たな「道の駅」がある・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能 ○販売機能 ○集いの機能 ○インフォメーション機能： ・町内の店、施設の紹介 ・移住情報（雇用、空き家、不動産情報） ○眺望・防災機能： ・眺望タワー津波避難ビル	町民の“台所”となる「道の駅」 ・子どもでも楽しむことのできる道の駅 ・高齢者と幼児の共生、集合所 ・お菓子、飲み物あるといい ・小さすぎる ・町民の台所となる道の駅（農家、海鮮の直売所） ・高校生のメニュー、レシピ	観光：道の駅の充実 ・道の駅はその町の顔！魅力的でないといけない ・道の駅が小さい
⑥にぎやかさや明るさがある・まちなか	まちなか[複合化、ウォークアブルネットワーク] ○新たな道の駅 ○娯楽施設	まちのにぎやかさ・明るさ ・町の明るさ、にぎやかさがほしい ・シャッター街の雰囲気華やかにする	飲食・気軽に入れる ・高校生がわかりやすい店案内 ・歩くと店が多いと感じる

	A グループ	B グループ	C グループ
	○コミュニティ・文化・交流拠点 >>>新たな雇用	・シャッターアート→高校美術部 ・つりコンテスト ・トラック市 ・道の駅を活用したイベント ・岩内グルメ→土日にキッチンカーなどで販売 ・祭りの時の岩内町の盛り上がりはとてつもないので、イベントをもっと増やしていきたい	遊べる・鑑賞・歌う・運動 ・軽トラ市は良い ・イベント的なもの
⑦快適に暮らす・まちなか	岩内の好きなところ ・人がオープン(移住者を受け入れる) ・コンパクト(歩いて暮らせる)	小中一貫校で岩内ならではの教育プログラムを考える(海・山をいかす) ・岩内の小・中一貫校ならではの特徴 環境整備 ・流雪溝→タバコを捨てる人がいる ・下水道の整備 ・今は汲み取りが多い→商業移住者が嫌がる ・町中のポイ捨てを減らす ・岩高クリーンアップ	整備された公園：子どものため ・公園がたくさんある、共和町に比べて多い ・公園が整備されていない、入りづらい雰囲気(ユーレイ) 交通手段の充実：待ち時間を楽しめる ・交通便が不便 ・共和からバス使わない→車で充分 ・神恵内・泊から来る高校生は帰りが早い
⑧岩内の自然を活かす・まちなか	岩内の好きなところ ・自然が豊か(海、山、自然を感じられる)	山と海の活用 ・海水浴 ・岩内岳の有効利用(冬も夏も利用可能) ・ニセコの方につなげる ・山と海、どちらもある長所をもっとのばしていきたい ・外国人に向けた岩内スキーリゾートの発展 ・自然と融合された遊び場 ・ジップライン・登山、山菜取り 小中一貫校で岩内ならではの教育プログラムを考える(海・山をいかす) ・海、山をいかした課外授業	観光：もっとPR!! ・冬はスキー ・山からの夜景は美しい、函館っぽい ・自然の保護 ・開発をせずに元気になると良い 整備された公園：子どものため ・公園がたくさんある、共和町に比べて多い ・公園が整備されていない、入りづらい雰囲気(ユーレイ)

（７）まちなか拠点の検討エリアの比較検討（第２回 WS 結果を踏まえた検討）

① まちなか拠点の検討における評価視点

○立地特性：町民・観光客にとって利用しやすいか？魅力的な場所か？

- ・利便性 <交通量（主要道路交差点・沿道）／住民（町内公共交通）／観光客（広域交通軸・都市間公共交通）>
- ・近隣施設
- ・立地からの眺望景観
- ・災害想定区域

○まちづくり方針との連携：都市マスの将来都市構造案と合致しているか？

- ・各拠点<生活／交流／緑の拠点>
- ・シンボル軸
- ・ウォーカブルエリア

○事業可能性：将来的な事業可能性はあるか？

- ・土地利用状況（未利用地有無）
- ・土地地権者数

② まちなか拠点の検討箇所

今後の施設検討に向けた、まちなか拠点の候補地は、ワークショップ結果で挙げた 7 箇所に加えて、アクセス性や生活利便施設との連携を踏まえた 2 箇所を追加した、9 箇所を候補地とし、9 箇所について比較検討を行いました。

図 まちなか拠点の検討箇所

	候補地(エリア)	備考（特に該当する評価視点）
①	旧フェリー埠頭	事業可能性
②	国道 229 号と 276 号の交差点	追加：立地特性（アクセス性(交通量)）
③	現在の道の駅・バスターミナル・タラ丸市場・マリンパーク等周辺	まちづくり方針との連携（交流拠点）・事業可能性
④	国道 229 号沿い	立地特性（アクセス性(観光客)）
⑤	パノラマライン (八幡通との交差点)	立地特性（アクセス性(交通量)）
⑥	裁判所	まちづくり方針との連携（シンボル軸）
⑦	第一中学校	立地特性（広域交通軸）・事業可能性
⑧	八幡通沿い	追加：立地特性（災害） まちづくり方針との連携（生活拠点）
⑨	西小学校	事業可能性

図 まちなか拠点の検討箇所



※都市機能誘導区域は令和5年8月現在の区域案である

③ まちなか拠点エリアの比較検討

次ページ以降に示す比較検討結果より、国道、岩内港、中心市街地に近く、実現可能性が高い「③道の駅等周辺」をまちなか拠点エリアに設定しました。

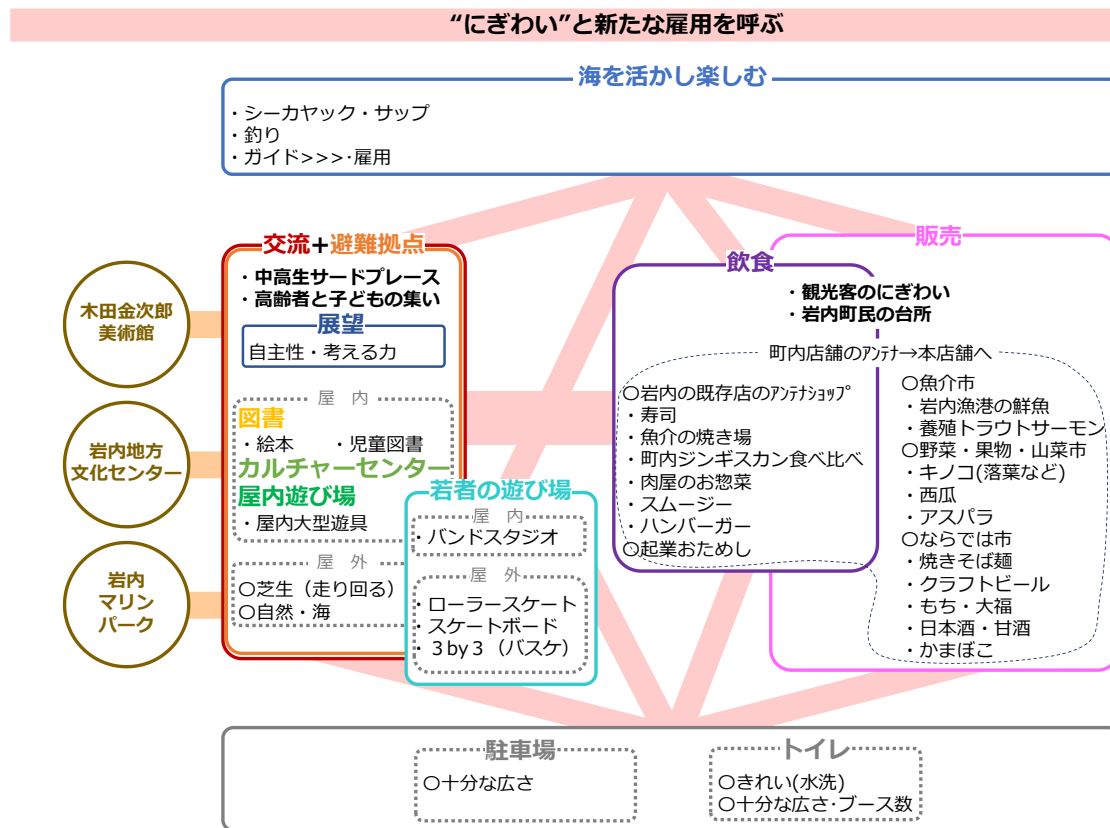
表 まちなか拠点エリアの比較検討

候補地 (エリア)	立地特性						まちづくり連携			事業可能性		評価		
	利便性			近隣 施設	眺望	災害	拠点	シンボル 軸	ウォーカ ブル	未 利用地	地権者			
	交通量	住民	観光客											
①旧フェリー埠頭	×	△ 夏季	△ 夏季	海水浴場	○ 海	×	津波 避難 困難	×	×	×	○	○ 町	・将来的な海水浴場に近く、特に夏季の利便性が向上する可能性 ・津波防災対策(津波避難ビル等)が必要 ・各拠点・ウォーカブルエリア外 ・実現可能性は高い	
②国道 229 号と 276 号の交差点	◎ 交差点	○ ノッタイン	◎ 国道都市間バス	商店街	×	○		×	×	○	△ 小点在	×	多	・国道沿い、札幌方面からの玄関口 ・高速道路の整備により国道の交通量増加可能性 ・各拠点エリア外だが、中心市街地に近く、連携が期待 ・地権者が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
③現在の道の駅他周辺	△ 国道近い	○ ノッタイン	◎ バスターミナル	港マリパーク文化センター美術館	△ 海(倉庫で遮られている)	×	津波 避難 困難	◎ 交流緑	○	○	○	○ 町その他		・国道近く、住民・観光客にとってアクセス性は比較的良好 ・港と中心市街地に近く、連携が期待 ・津波防災対策(津波避難ビル等)が必要 ・交流拠点内 ・町有地が多く、実現可能性は高い
④国道 229 号沿い	○	○ ノッタイン	◎ 国道都市間バス	商店街	×	△ 津波		△ 隣接	△	○	△ 小点在	×	多	・国道・商店街沿い ・高速道路の整備により国道の交通量増加可能性 ・港に近く、中心市街地内であり、連携が期待 ・場所によっては津波防災対策必要 ・地権者が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
⑤パノラマライン(八幡通との交差点)	◎ 交差点	○ ノッタイン	○ パノラマライン	病院スーパー学校役場	△ 岩内岳(病院と学校で遮られている)	○		○ 生活	×	○	×	×	多	・パノラマラインは冬期閉鎖、広域交通が減少 ・生活拠点内 ・中心市街地と近いが坂が急 ・地権者等が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
⑥裁判所	○	○ ノッタイン	△	神社学校役場	○ 岩内岳桜	○		○ 生活	○	○	×	△ 少		・広域交通軸沿いではなく、観光客の立ち寄りは獲得しにくい ・生活拠点内 ・地権者には代替地の提案が必要のため、土地取得に時間、費用を要する可能性
⑦第一中学校	△	×	○ パノラマライン	運動公園	○ 岩内岳	○		△ 隣接	×	△ 隣接	○	○ 町		・パノラマラインは冬期閉鎖、広域交通が減少 ・各拠点エリア外 ・運動公園との一体的な展開が可 ・実現可能性は高い
⑧八幡通沿い	○	○ ノッタイン	△	保育所運動公園ドラッグストア	○ 岩内岳	◎		○ 生活	×	×	×	△		・広域交通軸沿いではないが、住宅地として人気が高い ・災害の心配が少ない ・東小跡地が活用できれば、実現可能性は高い
⑨西小学校	×	○ ノッタイン	×	—	○ 岩内岳	○		×	×	×	○	○ 町		・広域交通軸沿いではない ・各拠点エリア外 ・実現可能性は高い

（８）岩内らしい将来のまちなかに必要な機能の連携（第３回 WS 結果）

A グループ

① 機能の連携

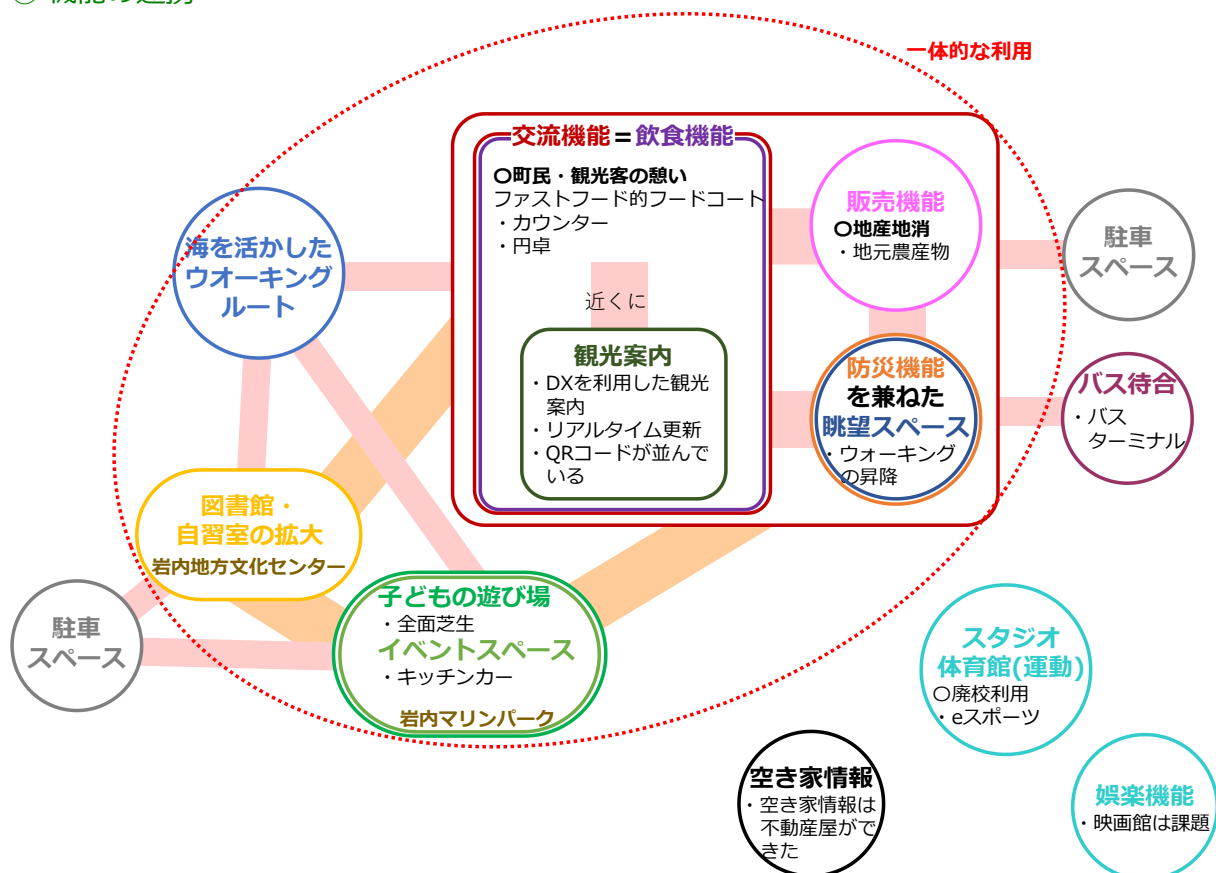


② 周辺環境との連携



B グループ

① 機能の連携



② 周辺環境との連携



5. 策定経過

年度	町民意向の把握等 (まちづくり検討会)	まちづくり作業部会	都市計画審議会
令和4年度	高校生アンケート調査 (R4.12.20～23) 町民アンケート調査 (R5.1.4～20) 第1回まちづくり検討会 (R5.2.8)	令和4年度第1回 まちづくり作業部会 (R4.11.25) 令和4年度第2回 まちづくり作業部会 (R5.3.27)	
令和5年度	第1回町民ワークショップ (R5.7.24) 第2回町民ワークショップ (R5.8.25) 第2回まちづくり検討会 (R5.11.24) 第3回町民ワークショップ (R5.12.11) 第3回まちづくり検討会 (R6.2.21)	令和5年度第1回 まちづくり作業部会 (R5.11.16) 令和5年度第2回 まちづくり作業部会 (R5.12.22) 令和5年度第3回 まちづくり作業部会 (R6.2.15)	第1回都市計画審議会 (R6.3.26)

年度	町民意向の把握等 (まちづくり検討会)	まちづくり作業部会	都市計画審議会
令和 6 年度	第4回まちづくり検討会 (R6.5.29)	令和6年度第1回 まちづくり作業部会 (R6.5.16)	
	パブリックコメント(基本方針) (R6.6.14~7.16)		
	住民説明会(基本方針) (R6.7.4 文化センター)	令和6年度第2回 まちづくり作業部会 (R6.8.7)	
	第5回まちづくり検討会 (R6.11.22)	令和6年度第3回 まちづくり作業部会 (R6.11.8)	
	パブリックコメント (R6.12.15~R7.1.14)		第2回都市計画審議会 (R7.3.4)



岩内町



発行：岩内町建設経済部 都市整備課
TEL (0135) 67-7097 (直通)